

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5

特253

91

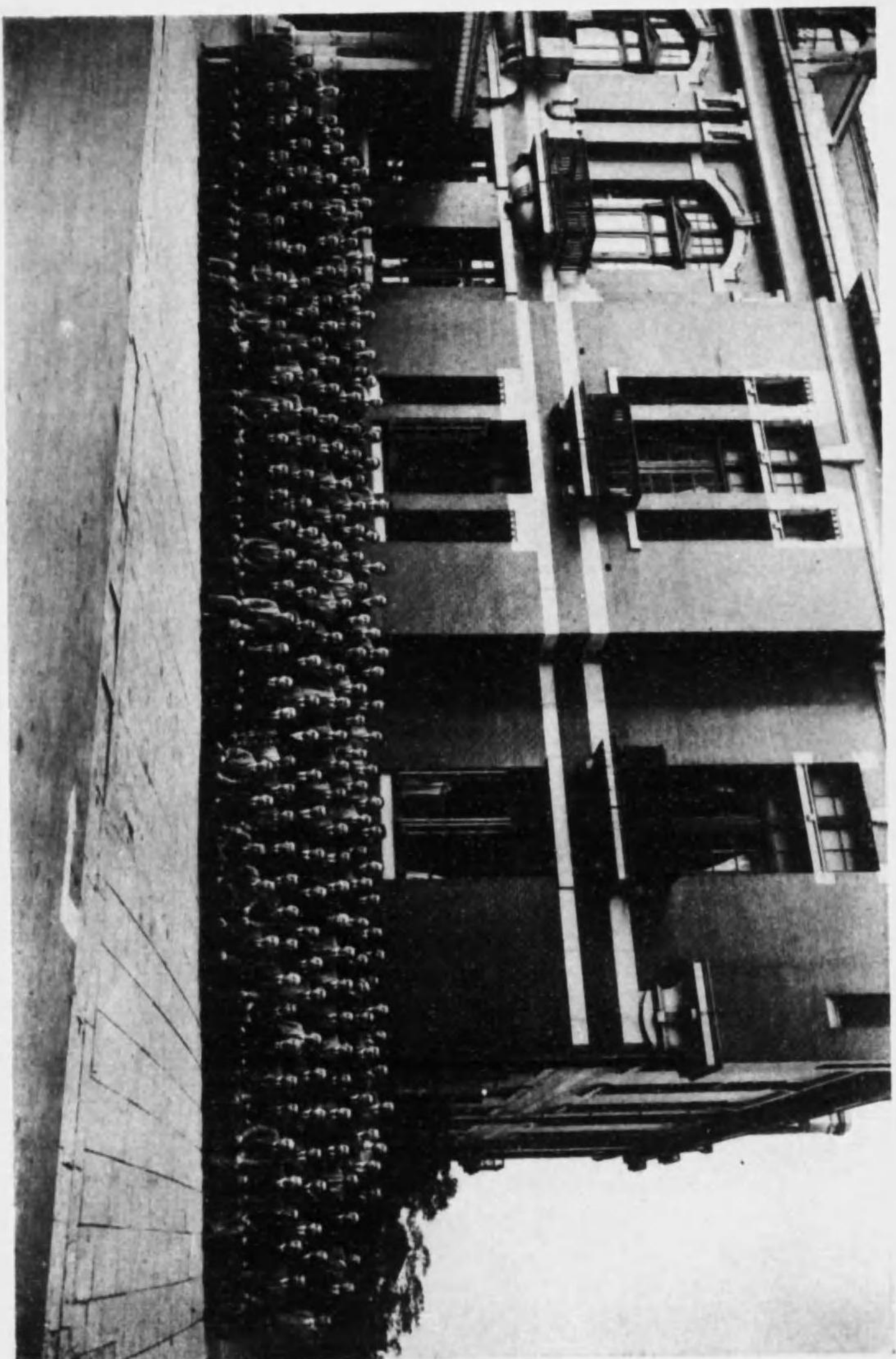
昭和十三年一月十八日發行  
會報第四號

# 第壹回講習會記錄

社人團 全國地方銀行協會

# 始





第一回講習會紀念攝影

會報 第四號 目次

第一回講習會記念撮影(寫眞)

全國地方銀行協會第一回講習會記錄

第一回講習會出席者一覽

開會の辭

挨拶

我國地方産業の發展と地方銀行

南京陥落に協會より祝電

講習會友員見學會

講習會々員

懇親午餐會

講習會實務懇談會(速記録)

時局と協會

一頁

七

二四

六

四〇

六一

六

六

六

六

七

九二



事件突發と銀行局長通牒を發送……………九二  
 共に全會員に銀行局長通牒を發送……………九二  
 時局に對し申合せ（第五回理事監事會）……………九三  
 日本銀行に於ける地方銀行招待會……………一〇八  
 政府の資金調整に協力を決議（第六回理事監事會）……………一二三  
 全國地方銀行協會「臨時地方協議會」に就て……………一四四  
 經濟團體聯盟成立……………一五六  
 東京地方資金事務を協會が代行……………一二九  
 自治調整銀行團……………一二三  
 道府縣別銀行協會加盟狀況……………一二三  
**照會と問答**……………一二三  
 統計……………一二七  
 昭和十一年上期末會員銀行主要勘定、全國普通銀行勘定……………一三〇  
 雜報……………一三〇  
 雜件、役員會員職員、人事異動……………一三七  
 協會調製實費頒布用紙其他一覽……………一三七

社團法人全國地方銀行協會々報（第四號）

社團法人全國地方銀行協會  
**第一回講習會記錄**

我が全國地方銀行協會の講習會開催計畫は今春の定時總會に於て會員銀行一同の諒解を得、爾後漸次これを進め、當初の豫定では夏季講習とする筈であつた。然るところ七月八日蘆溝橋事件突發、事態は忽ち日支全面衝突の危機へ擴大し、十一日は政府の事變に對する根本方針の決定、中外に對する重大聲明の發表となり、政界、財界言論界其他各方面に舉國一致の協力が求められるに至つた。こゝに於て協會に於ても別項銀行局長通牒の發送其他で俄然繁忙を加へ、其後事件の擴大悪化と共に第七十一特別議會の開催、事件特別税の設定となり、八月に入るや遂に上海事件勃發し、全くの戦時状態に入つた。斯くて協會では同十六日理事監事會を招集、全會員の名に於て時局に對する申合せを爲し、引續き日銀に於ける地方銀行代表招待會の斡旋、次で第七十二臨時議會に於ける重要法案通過と共に第六回緊急理事監事會の開催、臨時資金自治調整銀行團事務等に忙殺され、講習會開催は遷延を餘儀なくされた。

然しながら時局にして重大なればなる程、我が地方銀行界の第一線に立つ各位が内外の情勢を精確に認識し、特に政府當局最近の財政、金融、銀行政策を了得し、經營をこれに適應せしめ、以て本來の機能を發揮する上に遺憾なきを期することは愈々其の必要を加へたるものと信じ、九月に入ると共に講習會の計畫實現に向つて邁進

した。然るところ主務省でもこれに對し大に賛意を表せられ、銀行局では入間野局長殿始め星野検査課長殿、小宮普通銀行課長殿、舟山事務官殿、主税局では志達事務官殿何れも時局の中樞に居られて席の温まる暇もなき程多忙であられるにかゝはらず、講師として數時間を割かれることの御快諾を得た。次に日本銀行では宗像調査局長殿にお願ひしたる所快く御承引を賜り、更に日本興業銀行に於ては栗栖參事殿、日本勸業銀行にては島田鑑定役殿、緒方貸付課主事殿、更に學界に於ては慶應義塾大學の金原博士、中央大學の檜崎博士何れも御快諾を賜りこれに協會側の鈴木、永田兩常任理事を加へて、茲に豪華なる講師の陣容は整つた。

協會としては、しかし最初の試みであるだけに聴講申込者が果して幾何に達するかと心配の種であつた。それは會員銀行中事變應召者が相當多數あり、手不足を告げてゐること、遠方の會員は旅費並に一週間に亘る滞在が相當の負擔となること等の願慮もあつたが、何よりも會員銀行の主腦部や行員各位がどの程度まで講習會開催に關する協會側の意圖を諒解し、共鳴して呉れるかと懸念せられたからである。

ところがこれは全く杞憂であつた。九月二十日出席勸誘狀を發送するや、全國の會員から陸續と出席申込あり遂に二百九十六名の多數に達し、却つて會場其他の準備に狼狽する程の情況であつた。

斯くして第一回講習會は左の通り十月十一日から六日間、東京市麴町區丸ノ内、東京銀行集會所の階上大會議室に於て開催、さしもの大會議室も殆ど滿員の盛況を呈した。

各講師演題並ニ時間割

大藏省銀行局

一、訓示

一、検査ヲ通ジテ見タル銀行經營上ノ諸注意

一、地方銀行ノ現在並ニ將來

大藏省主税局

一、銀行ト納税

日本銀行

一、國際收支ニ就テ

日本勸業銀行

一、不動産ノ評價ニ就テ

一、不動産金融ニ於ケル貸付手續

日本興業銀行

一、證券發行ト財團金融

學界

一、戰時體制ト銀行

一、戰時經濟政策

協會

一、挨拶

一、我國地方産業ノ發展ト地方銀行

銀行局長	入間野	武雄殿
検査課長	星野喜代	治殿
普通銀行課長	小宮	陽殿
大藏事務官	舟山正	吉殿
主税局事務官	志達	定太郎殿
調査局長	宗像	久敬殿
鑑定役主事	島田久	吉殿
貸付課主事	緒方	則雄殿
參事法學博士	栗栖	赴夫殿
經濟學博士	金原賢之	助殿
經濟學博士	檜崎	敏雄殿
常任理事	鈴木	良作殿
常任理事	永田	甚之助殿

					午前9時	10	11	12	午後1時	2	3	4	5.30	6.30	7.30	8
十一日(月)	入間野局長殿	志達事務官殿	星野課長殿	星野課長殿					見	學						
十二日(火)		志達事務官殿	星野課長殿							榎崎博士						
十三日(水)		志達事務官殿	星野課長殿													
十四日(木)	舟山事務官殿	(應答疑)	島田鑑定役殿	見					學							
十五日(金)	緒方主事殿		栗栖博士	見												
十六日(土)	緒方主事殿	小宮課長殿	懇談會													

先づ第一日は永田常任理事開會の辭(別項)を述べ、入間野銀行局長殿訓示(公務のため同局長突然西下され星野検査課長殿代讀)あり、次で永田常任理事より上記演題の下に約一時間半に亘る講演(別項)があつた。其の體驗に基かれたる該博なる智識と高遠なる識見に啓發される處甚だ大なるものがあつた。午後は星野検査課長殿の上記演題の第一回講義で主務省のみが作成し得る貴重なる資料を基として諄々と説かれる處痒きに手の届くが如く、時に諧謔も交へられ、非常に面白く且つ頗る有益であつた。なほ當日は講義終つて別項の通り見學を行つた。

第二日午前は志達事務官殿の税の講義で精緻周到、これを逐一理解せんが爲めには餘程の緊張を要したが、聽講者各位は熱心に耳を傾けられ、或は頻りに要點を筆記せられ、その情景は司會者側をして感激せしめた。午後星野課長殿は前日に引續き諸注意事項を述べられ、最後に經營合理化を通じての地方銀行業務發展の途を指示されたことは聽講者にとつて貴重なる收穫であつた。夜の榎崎博士の講演は固より實務にはやゝ縁遠きも現時經濟政策の太き動向を把握する上に於て示唆を與へらるゝ處少くなかつた。

第三日の午前、志達事務官殿との質疑應答は司會者側としては聽講者各位が或は遠慮せらるゝ傾きがあるのではないかと懸念してゐた處、案に相違して矢つぎ早に鋭い質問が提出され、講師これに對し懇切明快なる解答を與へられ、豫期以上の効果を收めたのは此上もなく愉快であつた。午後は島田鑑定役殿の不動産評價に關する講義の序論だけを拜聴し、見學に出發。

第四日午前は舟山事務官殿の臨時資金調整法解説、何にしる現下時局の重大性を其儘反映する劃期的資金統制法のことなれば先づ制定の本旨より説き起され、銀行關係の個所は特に詳密を極められたので今後の實務上裨益する所多大であつた。午後は島田鑑定役殿前日に引續き正しき不動産評價の方法を縷述せられた。或る意味に於てこの不動産關係の講義こそ今講習會の中心題目で、地方銀行に最も緊接なる關係を有する丈けに聽講各位の眞剣さは一入のものがあつた。同夜は五時半から八時近くまで金原博士の講演、如何にも學者らしき緻密さを以て大戦當時に於ける獨逸銀行界の實狀を詳述せられ、隨處我國現狀との比較研究を示された。現下我國と當時の獨逸とは年代も異り客觀的諸條件も可なり相違するに拘らず尙當時の公債、金融、通貨政策並にその際に於ける銀行業の姿容が今後の我國のそれと案外の近似性を呈するのではないかを想はしめた。

第五日午前は緒方勸銀主事殿の不動産貸付手續の講義三時間、前日の島田鑑定役殿の講義と相俟つて不動産金融論の完璧を成すものであつた。午後は興銀の栗栖參事殿の財團金融本質論、碎いた説明によく要旨を了得することが出來た。午後三時栗栖講師の後を承けて鈴木常任理事登壇、同理事は永田理事と共に全く我事の如く此講

習會の成績を心配され、徹底的に面倒を焼かれる筈であつたところ、地方財界のため餘りに多忙に奔走された結果遂に健康を害し休養されて居つたのであるが、折角の第一回講習會に一言挨拶せざるべからずと押し立てられたのである。其の挨拶内容は別項の通りであるが、地方銀行の健全なる發展を祈念する熱意は烈々として人の肺腑に徹するものがあつた。夜間の宗像日銀調査局長殿の講演は短時間ではあつたがまことに含蓄に富み、今や國際收支のゼオリウムは國力の發展に比例するものに非ず、時に却つて反比例する傾向があると説かるゝあたり、獨り國際收支の問題にかぎらず現下經濟問題を觀る鍵を與へられた感があつた。

この日に至るも聴講出席者數は依然二百三、四十名を下らず、眞摯なる態度に變りはなかつたが流石晝夜に亘る連續講習の第五日ともなれば一般に疲勞の色が窺はれ、本講習會の時間割其他が聊か強行軍に過ぎたことに對し田部井主事より陳謝の意を表した。尙當日は東京銀行集會所を背景として記念撮影を行つた。

第六日最終日は午前九時より約一時間緒方勸銀主事殿前日の講義の締めくゝりをせられ、更に十時より我々の最も關係深き小宮普通銀行課長殿の上記題下の講演あり、所論必ずしも地方銀行に局限されてはゐなかつたが、普通銀行政策の重點が今如何なる所に置かれつゝあるか、普通銀行は經營上如何なる點を改善すべきか、國債消化に關し普通銀行は如何にしてその重大なる役割を果すべきか等につき相當立入つたる説明あり、今後經營の根本方針を樹てる上に於て有力なる據り處を與へられたるものとして感謝の聲が高かつた。斯くて第一回講習會は豫想以上の成功裡に大體豫定通り其の全課程を終了した。

### 第一回講習會出席者一覽

出席を通知せられたる二百九十六氏全員を掲記した。これは事務上の煩を避けて第二日以後は出缺調を行はなかつたが一部聴講、交替聴講の銀行もあつた、め毎日出席者數は平均約二百五十氏であつた。なほ左記銀行名は地方順とし同一行内の順序は不同である。

北海道銀行	書記	網島克己
同	書記	後藤繁次郎
北海道殖産銀行	營業課長	柳田靜二
北門銀行	取支部副長	和田見治
同	同副參事	田中三良
第五十九銀行	青森支店長代理	竹内宗介
同	田名部支店長	齋藤長吉
同	黒石支店長	高木仁衛
同	野邊地支店長心得	木村仁巖
同	書記	村上克己
同	書記	谷川英男

秋田銀行 湯澤銀行 六十七銀行 雨羽銀行 同 風間銀行 同 高野銀行 村山銀行 山形商業銀行 東浦銀行 三浦銀行 同 猪苗代銀行 磐東銀行 川俣銀行

秋田銀行 湯澤銀行 六十七銀行 雨羽銀行 同 風間銀行 同 高野銀行 村山銀行 山形商業銀行 東浦銀行 三浦銀行 同 猪苗代銀行 磐東銀行 川俣銀行  
 調查部長 兼 前田實 本店營業部長代理 柿井勝太郎 支配人 金井健藏 書記 市村健一 工藤良右衛門 進藤芳春 高野吉太郎 阿部祐次郎 伊藤鐵二郎 栗谷野一 細谷庄左衛門 廣田勇一 小椋山久 飯田又三 齋藤一造

青森商業銀行 青森銀行 八戸銀行 岩手殖産銀行 同 第八十八銀行 宮城銀行 七十七銀行 同 同 同 仙南銀行 第四十八銀行 同 同 同 羽後銀行

青森商業銀行 青森銀行 八戸銀行 岩手殖産銀行 同 第八十八銀行 宮城銀行 七十七銀行 同 同 同 仙南銀行 第四十八銀行 同 同 同 羽後銀行  
 支配人代理 記 北畠友潔 書記 田村俊太郎 花巻支店長 岡田善次郎 調查課長 照井勇夫 調查課長 高橋善太郎 支配人 畑中佐太郎 東京支店長 木村清五郎 貸付係 旗本香一郎 預金係 山田泰藏 貸付係 植田泰藏 爲替課長 關谷宗一 調查部長 佐藤有方 土崎支店長 大石雄之助 能代支店長代理 關根正一郎 本莊支店長代理 青木武雄 本店營業部長 佐々木豐作 橫手支店長代理 千田幸次郎









第四銀行	本店書記	內藤豐作
同	東京支店書記	松田安
村上銀行	專務取締役	吉田右衛門
同	行員	山貝久藏
同	行員	長谷川仁太夫
安塚銀行	書記	鹽崎隆太
百三十九銀行	支配人	青木信藏
同	調査課長	高平原耕
同	貸付課長	野田義信
同	支店長	渡邊幹治
同	支店長	竹內源太
同	支店長	饒村義之
同	支店長	大島啓之
中越銀行	營業部次長	野村甚
第四十七銀行	調査部長	谷口吉太
同	支配人代理	安村靖
同	審査係長	山田穎
同	書記	島
同	書記	本陣甚
加能合同銀行	支店長	池田善作

加能合同銀行	支店長	池田善作
同	書記	本陣甚
同	書記	吉田
加州銀行	小松支店長代理	加藤安次郎
同	淺野川支店預金係	野村俊
同	本店預金係	古村松
同	專務取締役	山上喜之
同	支配人代理	谷口與
大和田銀行	營業部長	西口
同	貸付係	大和田
第十銀行	營業部次長	內藤五
同	東京支店長	石倉勇次
同	本店預金課長	向山博
同	本店庶務課長	菊島正
八十二銀行	東京支店長代理	小宮山
同	業務課長代理	高畑
同	東京支店庶務係主任	小松卷
小縣銀行	取締役	石井榮一



同	同	嘉	同	同	四	豫	同	今	阿	備	藝	同	中	同	松	同	同
		穗			國	州		治	波	南	備		國		江		
		銀			銀	銀		商	商	銀	銀		銀		銀		
		行			行	行		業	業	行	行		行		行		
經	營	支	支	調	大	書	書	西	營	主	檢	總	業	書	書	營	經
理	業	店	配	查	竹			條	業	查	務	務	務			業	理
課	部	長	人	課	支	記	記	支	副	課	課	課	課	記	記	部	課
長	長	長	長	長	店	長	長	店	部	長	長	長	長	記	記	預	長
坂	小	飯	伊	細	濱	矢	小	富	高	乘	永	古	龜	森	西	小	坂
口	泉	村	野	木	田	野	島	田	橋	兼	尾	西	山	脇	尾	泉	口
	順	清	勇	金	國	重	常	昇	林	十	重	西	寅	善	順	順	順
	幹	夫	久	吾	市	喜	一	一	二	郎	雄	勇	一	夫	輝	三	幹
	三	夫	造	吾	市	喜	一	一	二	郎	雄	勇	一	夫	輝	三	幹

米	同	東	美	朝	新	松	同	奧	生	更	同	河	日	野	同	滋	同
子		播	囊	來	宮	本		藤	野	池		泉	本	上		賀	
銀		合	合	銀	銀	銀		銀	銀	銀		銀	信	興		銀	
行		同	同	行	行	行		行	行	行		行	託	業		行	
頭	書	神	書	書	常	取	同	行	行	貸	貸	檢	本	庶	總	貸	
取	記	戶	記	記	務	締		員	員	付	付	查	店	務	務	金	
坂	岡	支	吉	田	森	松	木	平	山	藤	松	西	佐	西	村	勝	中
口	澤	店	村	治	本	本	村	野	田	菊	本	野	藤	田	岸	見	川
平	源	配	正	米	富	一	清		豐	太	一	正	治	貫	善	捨	藤
兵	十	人	次	富	次	次	治		久	郎	馬	文	作	一	一	助	市
衛	郎	司	次	郎	次	治	二	嶋	久	郎	馬	文	作	一	一	助	市

推田合同銀行	行員	本丸	三
十七銀行	久留米支店長	本丸	旭
同	後藤寺支店長	森田	百
同	出納課長	西尾	平
明十銀行	支配人	佐々木	静
佐賀中央銀行	支配人	山野	邊
佐賀百六銀行	總務係	大山	木
大村銀行	取締役支配人	三根	平
九十九銀行	支店長	中村	謙
同	書記	峰	村
同	同	立	石
佐世保商業銀行	調査課長	相賀	弘
同	支店長代理	川島	照
同	書記	松田	直
同	東京支店書記	江副	莊
肥後銀行	坪井支店長	中井	和
別府銀行	港町支店長	平尾	小
大分合同銀行	貸付係主任	藤田	勤

同	長洲支店長代理	豐田	威
中津銀行	貸付係主任	長門	騰
豐前銀行	貸付係主席	神崎	一
日田共立銀行	副支配人	鈴木	政
鹿兒島銀行	計算課長	原田	哲
◎追加申込分			
羽前銀行	頭取	奧山	源
同	取締役	塚原	左
同	書記	皿谷	廣
常陽銀行	平支店次長	鈴木	源
伊豆銀行	營業部次長	佐藤	義
同	監査課長	多田	勇
新庄銀行	常務取締役	熊谷	敬
佐世保銀行	秘書役	近藤	利
第四百七十七銀行	支配人	新保	國

以上計二百九十六名

## 開 會 の 辭

二四

常任理事  
武州銀行頭取 永 田 甚 之 助

是より全國地方銀行協會の第一回講習會を開催致します。其前に當りまして一言皆様方に開會の御挨拶を申し上げます。

今回の講習會の催を書面を以て皆様方各銀行に御通知を申し上げます所、各銀行よりは非常に熱誠なる御賛同を蒙りまして、御出席の申込が實に二百九十餘名の多きに達しましたることは、吾々協會の世話人と致しまして誠に喜ばしきことでございまして、協會の將來の爲に欣快慶福此事でございまして。

此講習會は要するに吾々地方銀行の發達、強化を圖ると云ふのが目的でございまして、今後將來に於て吾々地方銀行の一團が時勢に遅れず、内外の大勢に適應し、以て繁榮強化を圖りたいと云ふのが主眼でございまして。而して此直接の動機は何かと云ふとそれは地方銀行協會創立の最大の目的、謂はゞ地方銀行協會創立の要件とでも申すべきものは、地方銀行が過去に於て巨額の不動産固定の貸付を持つて居る、此不動産固定貸付を何とかして流動資金化したい。即ち一朝事有る非常時に於て、預金の支拂準備の資金に流動化したいと云ふことであります。其目的を達する爲に吾々は昨年數度勸業銀行へ参りまして、石井總裁にお目にかゝり、縷々其事を申し上げますことがございます。其時に石井總裁は此問題に付きまして吾々の話をお聴取り下され、又色々總裁のお話を承りましたのでありますが、其當時吾々は石井總裁に申し上げたのであります。此資金化問題は過去の吾々の貸

付を整理する問題であるが吾々は今後此不動産資金化問題に關聯して不動産貸付を如何に改善すべきか、如何に之を従來と違つた適當な方法に於て處理し、營業すべきかと云ふことに於て大に研究し實行しなければならぬ。勸業銀行は創立後既に四十年其間に於て幾多物價の變動に遭ひ、又過去五六年前、即ち昭和五六年の物價の非常な暴落に際して、不動産價格が一時は従前の半分にもなつたに拘らず、勸業銀行に於かれては貸出規定嚴守の結果、それが擔保切れを見ずして濟んだと云ふが如き、此勸業銀行の不動産貸付は吾々の最も敬服する所でありまして、どうしても吾々多數の地方銀行と云ふものは、不動産貸付に對しては勸業銀行の御指導を願はなければならぬのである。勸業銀行の御指導を願ひ、各地方に於ける不動産貸付の方法を地方々々の狀況に應じて處理して參つたならば、吾々の不動産貸付に對する百年の計はそこに立つものでなからうか、どうしても是は不動産鑑定、評價の方法及貸付の手續、形式等に於て勸業銀行當局の御指導を仰ぎたい。それには吾々地方銀行は各銀行から行員を東京に御派遣願つて勸業銀行から講師を派して戴き、さうして此不動産貸付の方法を先づ研究、改善したいと云ふことをお話ししました所が、石井總裁には双手を舉げて賛成せられて、それは誠に良いことだ、僕の方は一つ進んで講師を出して上げませうと云はれ、これが土臺になりました。一つ適當の時期に於て講習會を開かうではないかと云ふ協議が吾々協會の地元にて行はれたのであります。さうして其事を此春全國地方銀行協會第一回總會の席上に於て御來會の各位に發表致したのであります。それが今日實現したのであります。更に其後色々考へました結果、不動産貸付のみならず、吾々銀行の經營及事務の全般に亘つての講習會を開いたならば一層有效ではなからうかと考へました結果、今回の此催となつた譯であります。其結果と致しまして講師としては大藏省を始めとし、日本銀行、興業銀行、勸業銀行の諸權威及學界の權威を網羅致しまして今回の講習會となりましたやうな次第でございまして。

二五



今回の講習會に付きましては課目に付て御覽の通り、事務の講習と云ふもの、時間が割合に少いのであります。是は今後に於ては相當考ふべきこと、思ひます。事務の簡捷、合理化、或は帳簿の合理化と云ふ風な方面、又は色々の手續の方面即ち或は納税、或は登記其他法律方面に於て幾多の研究すべきことがあるのでございます。それ等を十分に研究しますのには尙更に時間が要るのであります。今回の第一回はそれは僅かな時間に止めまして、今後第二回に於てはそれも更に加味して、それ等の點に於ては諸君方からして幾多の問題を提出して戴き、或は貸付或は預金に、或は計算に、而して是は東京に於ける大銀行の共専門のエキスパートをお願いしまして、其人を議長にして、一つ皆様方から質問をして戴いて、土臺になる所の帳簿上其他業務上のことを非常に面白く是非研究して行きたい、さうして吾々の銀行界に於ける形式なら形式に付てスタンダード・フォームを拵へて見たいと考へて居るのであります。

それから此課目表にございます通り午後此講演が済みましてから方々の視察見學致しますこととでございます。或は議會、新聞社、或は事業會社の工場等を參觀致します。これは銀行業務を經營致しまする上に於て吾々が廣い意味に於てどうしても知らなければならぬ所の幾多の施設を、諸君が御見學なさると云ふ意味に於て計畫致しましたものでございます。今後銀行經營に當り諸君の如く各銀行の幹部となられる方々にどうしてもお知り置き願はなければならぬ所のものを、今回を初めとして次々にお目に入りたいと考へて居るのでございます。

さう云ふ風な次第でございます。今回のことは初めての試みでもございます。さうして宜いか色々とおもひ斯うもしと考へましたのでございますが、種々不行届の點もございませう、皆様方のお宿舍の點に付きましては、成べく經費節約と云ふ風な考からしまして、色々と考へて見ましたが、不慣れの爲に種々な點に付て御不便及失禮の點もございませうと思ひますが、目下我國戰時の秋に當りまして、吾々は困苦缺乏に耐へなければ

ならぬ、又戰場に出て居られる所の將兵のことを思へば、どうぞ一つさう云ふ風な點も御宥下さいまして、此本日から土曜日までの一週間の講習を最も有効に、最も意義あるやうに收穫をお取り下されんことを祈つて已まない次第であります。どうぞさう云ふ風なお積りで日々の講習會に御列席下されんことを切望致します。又時間外は先づ此東京の各種の經濟、金融其他の方面に對する狀況を一つ十分に御見學になつて、何物か獲物があつた、此一週間は極めて有効に過したと云ふことでお歸りになり、各銀行の頭取始め幹部の皆様方に對しては斯う云ふものが得られたのであると云ふお土産を持つてお歸りになるやうに御努力を願ひたい、斯う云ふ風に考へて居ります。どうぞ其お積りで是からの講習を御聽講あらんことを祈る次第であります。一言開會の御挨拶を申し上げます。(拍手)

それから是より入間野銀行局長の御訓示がございます。先刻もお手許にノートを差上げてございます通り、入間野銀行局長閣下に於かせられましたは急に用事がお出来になりました、公用の爲に御出張の餘儀なきに至りました爲に、星野検査課長殿に於かれまして局長の御訓示を御朗讀に相成ります。どうぞ御清聽を願ひます。

## 挨拶

『地方銀行經營論』に代へて』

常任理事 鈴木良作  
足利銀行副頭取

### 緒言

私は唯今御紹介を戴きました全國地方銀行協會の常任理事をして居ります足利銀行の鈴木でございます。實は唯今永田氏から申上げて戴きましたやうに、此講習會に對しましては最初よりお勤めをしなければならぬ筈でありましたのでありますが、丁度開會一週間ばかり前から少しく風邪氣であつたのを、地方問題の爲に大阪へ夜行で立つと云ふやうな無理をした爲に、少しくこじらして今日まで失禮を致しましたやうな次第で、洵に恐縮致して居ります。今後とも本協會の爲に吾々は微力ながら働く考へであります。どうぞ皆様からも御聲援を戴きたいと思ひます。この講習會の最初の日に『地方銀行經營論』と云ふやうな題の下に私の爲めに一時間を與へられて居りましたのでありますが、唯今のやうな事情の爲めに其責任を果すことが出来なかつたことも、重ねてお詫を申上げる次第であります。

併しながらもう會期も明日限りとなりましたので、一應皆さんに御挨拶を申上げなければ、どうしても私の氣が済まないもので、少しく今日は無理であつたのでありますが、單に御挨拶に伺つたと云ふことで御承知を願ひたいと思ふのであります。夜分大變咳が出ますので疲勞致しまして、長時間を喋ることは無理であると醫者からも

注意を受けて居りますので、二十分間ばかりこの講習會の催しに付て、又私が此間『銀行論叢』に掲げた吾々『地方銀行の行くべき道』と云ふやうな論題の一部分に付て、御挨拶旁々一寸申上げたいと思ふのであります。

### 一、統制經濟時代と協會成立の意義

此地方銀行協會の結成も實は唯今永田氏から申上げたやうに長い懸案でありました。私共は實は昭和二年の金融恐慌以來、是はどうしても一つ吾々地方銀行の團體を作らなければいけない時勢になつたらしいと云ふことを考へて、爾來種々なる計畫に没頭致しまして、昭和九年に大阪に全國の手形交換所大會があるに際しまして、永田氏と八十二銀行さんとが其の機會に名前主になつて、全國の地方銀行に呼掛けたと云ふやうなことが總ての進行の端緒になつて居るのであります。此地方銀行協會が昨年九月二十五日に生れるに際しまして、實は永田氏と随分讀んで字の如く東奔西走を致しました。而も昨年の七月の加きは所謂耐熱旅行と云ふやうな風で、永田氏は體力十分であります。私は小さい身體で中々容易でなかつたと云ふことも一應申上げられるのであります。が、此地方銀行協會は今にして想起すならば洵に好い機運に呼掛けたと申しますか、己惚れて言ふならば吾々が漸く茲に漕ぎ付けたと言ふか、實に好い時機に出来上つたと思ふのであります。

申上げる迄もなく此吾々地方銀行の團體はどうしても、何とかして出来なければならぬ時機であつたことは事實であります。それが證據には日本全國何れの地方に行つて御相談申上げましたも、『それは實に良い計畫であります。吾々はもう一言もなく賛成であります。何分是は全國と云ふ廣い團結ですから、あなた方のやうな御熱心なお方々から、何れ左様な御相談があるかと思つて居りましたのでありますから、吾々は喜んで賛成致します』と云ふことが、大體到る處の空氣でありまして、寧ろ吾々がこれまで書面だけでやつて居つたことが不十分であ

りました、吾々が脚に依つて各地の氣分を伺つて廻つたと云ふことに依つて、遂に昨年八月二十五日に準備會が出来て、さうして九月二十五日に正式に此社團法人全國地方銀行協會と云ふものが生れたのであります。實に是は御同慶の次第であります。

なせさう云ふ意味のことを申し上げるかと思はすと、近年世界的に何處からともなく總てが統制經濟と云ふやうな——是は新しい言葉でもないでせうが、今用ひられて居る言葉が出て来て、これに應じて經濟界の有ゆる方面に全國的團體が出来て参りました。然るに吾々地方銀行だけがこの氣運に取り残されて居る。それをまあ遅れ馳せながらも茲まで運んだと云ふことでありまして、最も吾々が其必要を強く感じましたことは、關東はそれ程でもありませんが、關西に於きましては信用組合の發達が著しく、其反面に吾々地方銀行と其處に摩擦を起すやうな情勢になつて居るのであります。この信用組合は範圍が狭いとは申しながら、實に組織的に發達をして來て居る。

然るに吾々の方は遺憾ながらまだ組織的に發達すると云ふ所に到着して居らぬ。是は今後吾々が敢へて信用組合と摩擦をして行くと云ふ意味ではありませんが、やはり人が外套を着る時分には、自分も外套を着なければならぬと同じやうに、人が進む時代ならこちらも進んで行かなければならぬ。或は、吾々は時勢に遅れないやうに充分達観してやつて居るのだと云ふことを仰しやる方もあるかも知れませぬが、かゝる情勢に於てはどうしても其處に團體的訓練と云ふことが必要になつて來るのであります。(拍手) 此團體的訓練と云ふことが即ち統制經濟には最も必要な一つの條件であるのであります。それであるからして、各々の人が己れの業務に總て行届いておやりになつて居つてもそれだけではいけない。今後は此團體行動と云ふことが是非とも必要になる譯であります。吾々が此處に居つて皆さんに種々なることを申し上げることに於きましても、不十分、不行届の點があるかと

思ひますが、今後は此團體行動に依つて全地方銀行がお互に連座してやつて行かなければならぬと云ふ重大責任を以てやつて居る譯であります。どうか皆さんの方でも其點を何卒御共鳴下さつて、是から吾々が申し上げることに對しては多大の同情と理解とに依つて、此協會の成立の意義を益々深めて戴きたいと思ひます。どうか其邊宜しくお含置きを願ひます。(拍手)

## 二、講習會開催の經過

そこで今度の講習會の催しに對しましては、既に度々皆さんに紹介やら御挨拶を申上げて居る筈であると思ひますが、こゝに居る當協會の田部井主事が此相談を吾々に持掛けましたので、實は吾々も斯の如く皆様が御賛同下さつて、而も盛會裡に此計畫が行はれるとは一寸豫想し得なかつたのであります。中々遠い所からお運びになると云ふことは容易ならざることであつて、又どの程度に此仕事が行はれるかと云ふことも、書面の上で御覽なされた範圍では、一應そこに或る疑心を懐くのがまあ普通のことであると思ふのであります。然るに斯の如く遠隔の地から皆さんが吾々の豫想以上多數お運びになつて、而も熱心に筆記若くは御聽講なさると云ふ情景を先程から拜見致しまして、實に私は感激に堪へない次第であります。是は謹んで今回の御勉勵に對して御禮を申し上げますと共に深く感謝する次第であります。

田部井氏が此講習會を催す案を立てられた折にも、吾々が先程から申します通り果して成功裡に行くかどうかと云ふことを考へさせられた時に、色々想起したことは第一に講師のお方の所謂人を得ると云ふことがむづかしいことであつて、又其講師の組立がどう云ふ風に行けるものかと云ふことも可なり考へたものであります。大藏省や日本銀行のお方々、勸業銀行、興業銀行のお方々並に學界のお方々に快く御承諾をして戴けたと云ふこと

が、既に此會合の成功の發端であらうと思ふのであります。此地方銀行協會の最初の提案としては、不動産資金化問題が先づ以て一番になされねばならぬことである。斯様に考へまして爾來此問題を私共の間で頻りと協議もし計畫もして居つたのであります。また其方面には色々是から準備も要するし期間もありましたので、其の一端として茲に此講習會を催すと云ふ議が起つたのであります。之に對しては主事の田部井君が中々能く奔走して呉れて、講師其他の方面を取纏めて下さつたことは、私のみならず會員諸君からも感謝の意を持つて戴くことが出来ると思ふのであります。序に申上げて置きますが、田部井君は昨年此協會が出来ると逸早くお手傳を願ふことになり、丁度一年経ちまして此度主事と云ふ御資格に願した譯であります。抑々此協會が斯う云ふ風に好都合に運んで居ると云ふことは、此田部井主事を得たと云ふことが此協會の第二の幸福なんでありませう。是はどうぞ皆さんもお含置下さつて、殊に同君は大藏省には非常に縁故が深いのでありますから、私共どの位便宜を得、又、會員諸君も非常に御便宜があることであらうと思ふのであります。是等のことも能くお吞込みの上どうか一つ遠慮なく大いに此協會の仕事させて戴きたいと思ふのであります。是は此協會に對して最も力強いことでありませうから、皆さんに一應御披露申上げて置きたいと思ふのであります。(拍手)

### 三、「中央機關論」の主張と其の動機

それで私が申上げやうと思ふことは「銀行經營論」と云ふやうなそんな偉らさうな考を持つて居つたのではないのであります。唯一應御挨拶を申上げなければならぬと云ふ考から、田部井氏が「銀行經營論」と云ふ題を掲げたのであります。私はそんな大きなことを言ふだけの資格の持主ではないのであります。唯私は我が足利銀行に四十年居りまして、斯う見えても今年六十であります。四十年働いて居る人間即ち四十年の經驗の持主であ

ると云ふだけでありまして、皆様に向つて經營論など、云ふやうな偉らさうなお話をする資格はないのであります。唯實はそれに付ても身體の方が具合が好ければ少しお話をしやうと思つて居つたのであります。今日は前からも申上げるやうな次第で御挨拶に止めて置きたいと思つて居るのであります。此程お手許に差上げた「銀行論叢」に吾々の行くべき道と云ふことに付て、一つのまあ謙遜して愚論と申上げますが、自分では可なり自信を以て(笑聲)書いて置いた譯でありまして、どうか是は一つお宿に於て時間のあつた折に御一讀を願ひたいと思ふのであります。

此中央機關論と云ふのは何も珍らしいことでも何でもない。手取早い話が團體的行動としては一種の中心、所謂中央機關がなければいけないだらうと云ふことの一案であります。是も今から三四年前に考へて居つたこととでありまして、一昨年沼津の銀行俱樂部で、あの邊の預金一千萬圓以上の銀行が三十ばかり集つた時に私が夢の話として申上げたのが此中央機關論であります。中央機關論は其當時は夢の話として置きましたが、昨今は總ての關係が協會と云ふやうな機關も出來て、而も例へば信用組合に於きましては、あゝ云ふ規則立つた中央機關が出來て居る。先進國の總てのエツキスを取入れて日本が法律として地方農村金融の整備を期した。其機構の中で此中央機關がどの位の機能を發揮して居るかと云ふことは、もう私などよりは皆様がよく御會得のことであると思ひます。そこで總て之に似寄つた考で此案を立てたのであります。此案それ自身には何も立派な學說を取入れた譯でも何でもなく、所謂四十年の自分の體験から、結局此處に行かなければ地方銀行の強化政策と云ふものは不充分であらうと云ふ私の今の見方であります。此不充分であらうと云ふ見方の種本には随分種々なる意見もあるのですが、要するに吾々地方銀行が是から此總ての金融經濟機關に介在して、如何にして地方銀行本來の使命を果して行くか。又果して行けるかと云ふことに付てはもう今日御聽講の各位に於きましては十分

御會得のこと、思ひますから、私が今更喋々する必要はないのでありますが、唯私の方の營業區域と申しますのは、栃木縣の小山と云ふ東北線の十字路になつた停車場があります、其處から越後の方に行く所の高崎まで五十哩ばかりの兩毛線と云ふ線があるのでありますが、其處が私共の營業區域で織物が一億三千萬圓ばかり出来る區域であります。其間に介在して微力ながら一つの銀行を擔當致して居る譯でありますが、其區域に於きまして吾々と併立して居つた所の地方の銀行が數行不如意になりました、而も昭和二年の金融恐慌時代には吾々も其餘沫を蒙つて可なり苦心を致したものであります。其缺陷と云ふものを能く探つて見ると、結局不動産問題でありましたので、農村疲弊の恢復と同時に團體行動によつてこの問題を解決するでなければ眞に吾々の發展強化を期することは出来ないだらうと云ふ考から、此協會の問題を考へ出したのであります。其考へ出す根本に於きましては私共の方は今では自分の銀行が一番小さいのでありまして、其隣接銀行は勸業銀行と第一銀行と安田銀行、さう云ふ銀行の間に介在して吾々は存立して居る譯であります。信用組合の方はまだ十分に關西方面程には發達して居りませぬが、總て地方銀行と云ふものは吾々本當に衝に當る者から考へますと、更に一段と奮發しなければならぬことを要求されて居ると思ふのであります。

#### 四、地方銀行の地位と團體的改善の必要

此事に付ては私細かく申し上げようと思つて居りましたが、聊か疲れて居る身體でさう長いことを申し上げることは、醫者からの注意もありますし、又皆さんも連日の間お疲れの所で且つ時間もほんの短い時間を拜借しただけでありますから、一二の要點だけを申し上げて置きたいと思ふのであります。それは吾々地方銀行としてはどうしても仕入れは日歩にして一厘方高く仕入れなければならぬさうして營業費は大銀行よりもどうしても預金

百圓に對してやはり一厘以上餘計掛る計算になります。さうして自分が貸出すものに對しては別に札に變りはないのでありますから、やはり第一流の銀行と同一の率で行かなければならぬ。然るに一方、信用組合は庶民金融として多大な便益を持つて居る、税金は掛らぬ、預金の如きもまだ掛らないで居るが、吾々の方には皆税金が掛る。私は此事を常にサンドウィッチと言つて居りますが、全く吾々地方銀行はサンドウィッチの状態に居る（笑聲）と云ふことを考へさせられるのであります。斯う云ふ間に挟まつて自分の營業を堅實に運び、収益を擧げて信用を博して行くと云ふことは、實に容易ならざることであると思ふのであります。殊に此差額を總て處理して行く上に於きましても、仕入れが高いから販賣も高くして日歩を高く貸付けると云ふことでは、勢ひ貸出の條件が悪くなる。即ちそこに勘定の性質まで不良化する。斯う云ふことが理論上伴ふ問題であります。此悪い條件を更に噛みこなして勘定を悪くしない。或は缺陷を出かさぬと云ふことのためには、是等不利なる條件を顧客に對するサーヴィスによつて埋め合せるのでなければ、地方銀行の存在と云ふことは殆ど意味を爲さないことになるのであります。併しながら如何にサーヴィスにしても、足利銀行が一錢五厘と申しまして、他の銀行で一錢四厘と云ふやうに申しますれば、少しでも利益を知つて居る人は吾々に倚らないことになると思ひます。それなら悪い條件の貸出を取入れるかと云ふと、是又銀行の經營上大に注意しなければならぬ。故に此サーヴィスの外にどうして吾々の此境遇を打開して行くか、貫いて行くかと云ふことに對して考へなければならぬ。

こゝに於て起つて來る所の問題は此團體行動に依つて總ての計畫を統一して、其統一した計畫に對してはお互に蒙を啓いてさうして全國的に一切の關係を向上させて行くことが必要であると思ふのであります。吾々の方がさう云ふことをしないで居る間に外部の總ての關係はより以上さう云ふ計畫が行届いて來て居るのであります。でありますから段々其間に差が起つて來る。斯う云ふ一つの憂慮も起るのであります。此意味合から言つて

今後この事變後に來る所の總ての財界の變動等に對しましては、吾々地方銀行は此際充分緊張してやらぬことに於ては、再び往年のやうな忌はしい空気を又吸はなければならぬかと云ふことをさえ考へさせられるのであります。之に對してはどうしても吾々地方銀行の經營を最も堅實に巧妙に、さうして力あるものにして行かなければならぬ。販賣は同等の率よりしか販賣することが出来ない。併し其仕入れが高い以上は販賣も高くなければならぬし、販賣を安くするためには仕入れも安くして行かなければならぬ。斯う云ふことの關係からお互が共通のことに對しては團體の力に依つて總ての吾々の經營を比較的やり宜いやうにして、又吾々地方銀行の立場を總てに於て良いやうに持掛けて行かなければならぬと云ふ一つの計畫が、此地方銀行協會の成立つた所以でありまして、其運營を程良くやつて行かなければならぬと云ふ所作が、今度の講習會の第一回の試であります。此試に對して以上のやうな意義に於て皆さんが是非とも此計畫を御賛同下さるならば、是から連年此催しをすることが宜いだらうと思ふのであります。結局地方銀行と云ふ全體の意味から言へば不動産資金化問題、又都鄙共通の意味から行きますれば、吾々の團體の力に依つて總ての條件を善くし、從來の蒙を啓いて行くと云ふことに依つて、此計畫が一層向上して行くやうにして行きたいと思ふのであります。

### 五、地方銀行の顧客に對する態度

私共が一番地方銀行の經營に於て常々辛く思ふことは、皆さんも親しく御體驗のこと、思ふのであります。先程來申上げるやうに仕入れは高いけれども販賣は安くすると云ふことが、是が既に中々容易でないばかりでなく、其運營に當つても吾々地方銀行が折角養つて上げた或るお得意が、自分の商賣が景氣が好くなると吾々に面倒を見て貰つたことを忘れて、君の方は利息が高いから安い銀行の方に走るのだと殆ど公然と袖を拂ふ。又金融

界が變動期になつて來ると云ふと、再び吾々の所に頼みに來る。不斷は勝手なことをして相濟まぬが、やはりどうも土地の銀行でなければ吾々は親しみが無いやうだと言つて來る。斯う言つて來た者に對して貴君見たいな者が世の中にあるから吾々は惱まされるのだと言つて腹を立て、しまへばお終ひ。古へから遠くの親類より近くの友人と云ふことがあるぢやないか。餘り浮氣をするのも程があるぢやないか（笑聲）と言つて冷かし半分に取り扱つて置いて、其間に相談に應ずる。さうして一時の急場を救つてやると、一遍位は助けて戴いて宜かつたと思ふであります。併しながら咽喉元過れば熱さ忘るゝで、又しても浮氣をすると云ふことが地方の世智辛い事業者の通弊であります。併しながらそれ等に對して結局は君等は將來身錢を食ふことになるぞと言つて三度吾々が之に援助することに依つて、初めてこの連中は地方銀行でなければまさかの時には役に立たない。今度はもう不義理は致しますまいと云ふ考が徹底して、今度は逆にどうしても地方銀行に尻を向けると、まさかの時に立つことが出来ないから、地方銀行には損を掛けないやうにしやう。若し拙いことがあれば他の方面に持つて行つてしまへ、斯う云ふ風になる。私の四十年の體驗に依るとやはり今日は左様な意味に於て、どうしても地方銀行に不義理をして置くと、まさかの時に立てないから、寧ろ地方銀行は綺麗にしてお世話になれ。斯う云ふ考へを起さしむるのが吾々の爲すべき方法であると云ふやうな信念が、大分私の方の區域などには行互つて參りました。

斯う云ふやうな意味に於ても話せば簡單で是だけであります。此間約三十年の間に三度の體驗を得て居る。此三十年の間に同じ者が來て居りますが、さう云ふ心臓の強い連中が中々地方には相當居りません。併しさう云ふ者も面倒を見てやらなければならぬと云ふことが、即ちさつき申上げる所の吾々地方銀行のサーヴィスに當るのであります。結局缺損を産まないサーヴィスが三度にも亘らなければならぬと云ふやうに、地方銀行經營者は斯の如き下積の苦勞があるのであります。私から申す迄もなくもう十分御體驗の方が多しと思ひますが、今後の

地方銀行の總ての政策の中にはさう云ふ馬鹿々々しいことが含まれて居るのであります。即ち之を自分の體驗上皆さんに申上げる次第でありますけれども、斯様なこす辛い得意に對しても厭な顔もしないで行くと云ふことが地方銀行の責務であらうと思ふのであります。

## 六、進んで地方産業の振興に寄與せよ

最後に此地方銀行の經營に對しては、此間永田氏からお話があつたさうであります。古へは總て倚らざることに依つて地方銀行經營が安全であつたのであります。今日は積極的に地方の産業工業者を指導して行く、即ち吾々が鳥を肥やして自分の地盤を培ふと云ふ信念がどうしても必要な時代になつたと云ふことは、是又私から喋々しいでも皆さん御承知のことと思ふのであります。吳々も其土地の繁榮には銀行業者は手錢手辨當で寄與するやうにしなければならぬ。是がやはり第二のサーヴァイスであります。是等の點に付ても申上げるまでもないことではありますが、吾々の體驗として一應は申上げて置くことが必要であらうと思ふのであります。此地方の産業或は農村問題に對しても、銀行業者は進んで村長さんや小學校の校長さんと同じやうな氣持で、此殖産興業の興隆に付て自ら指導的に之に立入つて行くと云ふことが、どうしても私は先決問題であらうと思ふ。是はやはり現在の銀行經營論の一項目にも當るであらうと思ふのであります。此點も甚だ老婆心であります。皆さんも十分に斯様なことを一つお取入れ下さることが、お互に此地方銀行を健全強化する一つの方法であらうと思ひます。

## 七、人事行政の重要性

さうして最初から申上げます通り此地方銀行自體はお互／＼唯一行が健全であつても今後は立ち行かない。どうしても團體行動で行かなければならぬ時代になつて居ると云ふことを親しくお取入れ下さつて、最後にもう一つ私が申上げたいことは、各行共人事は中々容易ならざることであらうと思ひますが、此人事の所作に對しては皆さんは少くとも現在に於てもさうであらうし、又是から經營者となつて其首腦部となつて行く方々は勿論のこととでありますけれども、此人事が不充分であれば、どうしても其經營は發達する要素がないのであります。私は諄く申上げることとを避けますが、私は今六百かの行員を取扱つて居りますが、此人々には一年に一回づゝ必ず三十分づつ會ふことを實行して居ります。さうして色々な不平も聞き色々な身の上話も聞いて、同情すべきことは同情し或は窘むべきことは窘め、さうして其人の考とこちらの考とを照し合せて、其氣分の摩擦を消して行くことを現在實施して居ります。之には色々な副作用があるのであります。現在幹部となりつゝあるお方は、私のやうに一年に一回づゝは必ず會ふと云ふこと迄は容易でないと思ひますが、兎に角此人事には色々な摩擦が多いものでありますから、お互が健全なる發達をする要素として、此人事問題に一つ重要な關心を持つて戴くことを希望する次第であります。

## 結 語

以上申上げまして甚だ駄辯を弄した譯であります。此協會が茲に生れて此處まで發達して來た以上は、お互に讀んで字の如く共存共榮で一つの計畫に御賛同下さつて、各人各行は健全なる活動、健全なる行動を致し、又團體的には各行が其力其強さを集める。是が即ち地方銀行が社會的信用を得ると云ふ重要な意味合になります。是、是非とも此協會の存在に對しては勿論のこと、各種の事業、計畫に對しても御共鳴、御協賛、御利用下さつて、さうして此協會の眞價を益々意義あらしめて戴くことを希望申上げまして、私の御挨拶と致します。(拍手)(完)

# 我國地方産業の發展と地方銀行

常任理事  
武州銀行頭取 永田甚之助

四〇

## 一、我國銀行業は會て産業開發の原動力たり

私は唯今御紹介を戴きました永田でございます。私の演題は我國に於ける地方産業の發展と地方銀行と云ふこととで御清聴を煩はしたいと思ひます。

吾々從事致して居ります所の銀行業と産業と云ふものはどう云ふ關係にあるものと云ふことを先づ第一に考へて見たいと思ひます。此我國現在の如く世界の列強に伍して産業の興隆せる時代に於きましては、銀行業と云ふものは産業の從たる機關として、産業を支持し、助長する所のオルガンであります。吾々銀行業者は幾多の種類の産業に資金を供給して、其産業を指導し、さうして産業をして謬りなく發展せしむるやうに努むるのが任務なのであります。

而して我國に於きましても時代に依て此銀行業の任務がそれ／＼相當の變遷をして居るもの、やうに考へられるのであります。明治維新後創草の時に於きましては、我國の産業と云ふものは極めて微々たるもので殆ど農業本位の時代にあつたのであります。それが明治政府に於ては國を盛にするのにはどうしても産業を興起しなければいけないと云ふことを痛感されました。明治四年に岩倉右大臣が自から進んで幾多要路の方々を引連れて歐米視察にお出掛けになつた。其結果先づ第一に産業振興の爲に建設に努められたものが銀行業であります。即ち其時の大藏大夫、今日の大藏次官の伊藤博文公が大阪及京濱間の幾多の實業界の代表者を連れられました。亞米利加

へ行かれたのが、即ち銀行の發端であります。其當時に於ては貨幣制度を調査すると云ふ團體を作りまして、十數人の方を連れて亞米利加へ行つて、先づ視られたのが亞米利加のナショナル・バンクであります。此ナショナル・バンクを視て歸つて來られたのが即ち我國に於ける國立銀行創立の端緒となつたのであります。それから全國各地に幾多の國立銀行を拵らへられました。中央の東京に於きましては故澁澤子爵が大藏省より身を引かれて第一銀行の頭取となつて率先銀行經營の衝に當られ、而して當時は今日の銀行業務とは異りました。謂はゞ産業開發の目的を以て銀行の頭取になられたのである。第一銀行の頭取は實に五十有餘の事業會社の社長として全國各地に産業を開發し、さうして之を助成せられたのであります。其結果が日清、日露の戰爭を経て我國産業興隆の基を成しまして、遂に今日の如き盛大なる發展を見るに至つたのであります。

さう云ふ點から考へて見ますと、當時各地に創立せられました所の幾多の國立銀行、今日皆様方の銀行の中の多くの銀行の前身であられる所の國立銀行、是は要するに我國産業の指導者であり、創立者であつたのであります。謂はゞ其時代に於ては銀行と云ふものが主であつて、産業が從でありました。然るに今日に於ては國立銀行の拵へた所の産業が相當に大きくなり、否充分成人して世界に於ても相當なる勢力を成すと云ふ時代となりまして、吾々は今や從たる所の意味に於て産業を支持し指導しなければならぬと云ふやうな時代に立至つたのであります。是は國運の隆盛の結果正に行くべき道を辿つたもので、吾々銀行業者が其の任務を盡し、さうして國運の發展と共にさう云ふ經路を辿りましたと云ふことは最も慶賀に堪へない所であります。

## 二、地方産業の確立は地方銀行繁榮の基礎

然らば今後に於ては銀行業者はどう云ふことをすべきかと云ふと、吾々地方銀行の發展は地方産業の發展以外



に得られないのであります。故に吾々はどうしても地方に向つて幾多の産業を興隆して地方を富まし、其地盤の上に吾々地方銀行の隆盛を圖らなければならぬと云ふことの結論に達するのでありまして、吾々地方銀行業者は幾多の産業を研究し、それに對する知識を深め、それらの地方に幾多の産業を招致して、さうして地方を富ますと同時に吾々が其上に立つて地方銀行の隆盛を圖らなければならぬこと、考へるのであります。

私は此講演を致しますに付きまして成るべく固苦しいことは避けまして、體驗の上から一つ碎けたお話を申上げて見たいと思ふのであります。此地方産業の發展と地方の繁榮或は富とはどう云ふ關係があるか、私は第一銀行に居りまして方々の支店を歩きましたものでございますが、其體驗からして二三の話を申上げて見たいと思ひます。

私は曾て名古屋の支店に居りました、それで此産業と地方の繁榮と云ふことを吾々が名古屋の附近に於て考へまするのに、東洋紡績會社の設立の状態及銀行の状態を考へて見ますると、一つの地方に於て大なる産業が發展すると云ふことは取りも直さず其地方が富むと云ふことであります。是は銀行に居りまして毎日算盤を執つてあの地方の方々にお目にかゝり、色々な話を承るに付けても我々は痛感せざるを得ない。此處に三重縣及愛知縣或は岐阜縣あたりの銀行のお方々がおゐるに思ひます。其方面のお方々はよく御存じのこと、思ひますが、今日の東洋紡績は拂込資本金が四千五百萬圓、積立金が六千萬餘圓、而して日本に於ては鐘紡以上に勢力のある堅實なる會社であります。此會社が明治二十三年に呱呱の聲を伊勢の四日市に揚げたのであります。之が創立者は第一銀行の支店長の八巻さんでありますが、間もなく第一銀行の頭取澁澤子爵が代りまして此會社を經營して今日までに至つたのであります。此會社は初めの内こそ色々な難境に出會しまして、殊に日清戦争後のあの難關に遭遇しましたが、其後に段々良くなり、日露戦争を経て、歐洲戦争を経て三重縣及愛知縣近邊の幾多の小紡績會

社を合併し、更に又大阪邊の紡績會社を合併して今日の大を成したものであります。此會社の株券の價が此二十年來一遍も百圓を割つたことがない。四五年前に井上さんが金解禁の政策を實行されて非常な不況時代がございました。各工業は皆工場を休み、無配當となり、非常な疲弊困憊の時代のあつたことは諸君の御承知の通りであります。其當時に於て東京の株式取引の定期市場に於て百圓を割らない株が三つあつたのであります。それは鐘紡と東京の株式取引所の株新東と、それから此東洋紡でありました。あの時に五十圓の拂込の株が百圓を割らなかつた、其三つの現物の株券の一つであります。此春隣の工業俱樂部に於きまして、當時勅選議員で東京に參つて居られた東洋紡績の社長阿部房次郎氏に圖らずもお目にかゝつたのであります。阿部氏は其後間もなく亡くなりましたのであります。其時阿部さんに向つて、あなたの會社も大變隆盛になつて結構でございます。私小さい子供の時分にあの會社の創立時代から存じて居ります。私の父が第一銀行の四日市支店長をして居りました、私が八つの時にあなたの會社が苦しんで居られて、會社の支配人が私の親爺の所へ來て、會社の職工の賃金を拂ふ金がないからどうぞ金を貸して呉れと言ふて、夜私の家へ提燈を點けて來られたことを私は子供心に知つて居るのですが、其會社が今日天下の大會社になりました。誠に結構なことでございますと言つて、其話をしたことがありますが、阿部さんは、お蔭様で私の會社も良くなりました。私の方の會社は此二十一年間一割七分以下の配當をやつたことはいませぬ、斯う言つて居られました。

此二十一年間も一割七分以上の配當を續けて來ました大會社、而も其の考課状を見ますると、愛知、三重の株主が殆どザラであります。それが或は百株のもあり五十株のもあり十株のもありますが、其東洋紡績の株券の所有主が愛知縣及三重縣一般に散布して居る。是は殆ど農村の株主であると云ふことであります。即ち東洋紡績と云ふ一つの事業の成功が如何に此地方の農村を害して居るか、これは或は農村の個人の世襲財産となり、或は町村

の財産となり、さうしてどんなことがあつても動搖しない鞏固なる財産が其處に出来たと云ふことであります。斯う云ふ點から考へましても、どうしても吾々地方銀行として此地方に於ける事業を指導して、或る一つの地方に確固拔くべからざる堅實な事業を作らなければ、其地方の眞の繁榮と云ふものは得られないと云ふことがまぎ／＼と分るのであります。

### 三、地方重要商品の取引施設を整備せよ

又其次に考へられますことは商品のことであります。是は私曾て第一銀行の熊本の支店長をして居りまして経験したことでありますが、熊本縣は御承知の通り米の産地であります。私現在銀行をやつて居りますのは埼玉縣でございまして、埼玉縣も相當な米の産地であります。熊本縣の産額は年額約百六十萬石でありまして、埼玉縣は年産額約百四五十萬石で稍々伯仲の間にあるのであります。而して肥後米と云ふ熊本縣に産する米は商品として大阪及各地方を風靡して、肥後米の聲價は天下に冠たるものがある、然るに埼玉縣の武州米と云ふものは殆ど商品市場に於て存在を認められない。

是はどう云ふ譯であるか、吾々熊本縣に居ります時には第一銀行の支店としましても年に二百萬圓位の荷爲替の取組みを致しました。それが大阪方面に向つて或は船で或は貨車で輸送されて居ります。其荷爲替を取組み、それが所謂銀行の貸付擔保になるのであります。所が埼玉縣に於きましては米と云ふものは銀行の倉に入れたこともないし預かつたこともない。是はどう云ふ譯かと云ふと勿論地理的關係もあります。熊本は東京より相當離れたる所の一つの集散地でありますが、埼玉縣は餘り東京に近いが爲に埼玉縣の米は恰も毛細管の引かれてある如く東京の大消費地に向つて一俵二俵と自動車に依つて運搬されると云ふことも一つであります。併しな

がら熊本縣に於ては埼玉縣と異つた非常に立派な米に對する施設があると云ふことであります。

是はどう云ふことかと申しますると九州地方の方々は御存じのこと、思ひますが、熊本には販賣購買組合でやつて居ります所の熊本米券倉庫會社と云ふ立派な米に對する販賣購買の機關がありまして、それが熊本縣下全體に於て數百の支倉庫を持つて居り、さうして熊本市に中央倉庫を持つて居りまして、各支倉庫の倉庫管理者と云ふものは皆それ／＼相當立派な人で信用のある村の方々である。さうして熊本縣下に出来る所の米は悉く其支倉庫に集つた所で中央の倉庫から検査に參りまして格付を致します。さうして假證券を發行し、熊本市には又相當なブローカーが居りまして、熊本のみを買付ける場合に於ては、熊本の街に於て千俵二千俵の米は立どころに集まると云ふ組織がもうすつと以前から出来て居ります。否其倉庫の組織は加藤清正時代から段々と設備したものだと言ふことであります。でありますから我國に於ける倉庫の發達は東北に於ては本間家の倉庫酒田の倉庫、それに並んだ所の此米券倉庫と云ふものが熊本にあるが故に熊本の米が商品として重きを成すのであります。

私深川の第一銀行支店に居りましたが、深川は御案内の通り米の市場であります。それから熊本の支店に轉じました場合に、此深川の大きな米商人から支店長の私に向つて電報で米の買付を依頼されたことが度々あります。例へば熊本の肥後の菊地米の三等米を三千俵買付頼むと云ふ電報が參りますると、こちらは五六人のブローカーに電報なり電話なりを致しますと、立ちどころに米の相場及物が分りまするので、それを直ぐに東京の米屋さんに通知致しますると「イエス」と云ふ返事が來ます。すると直ぐ私の方で其米を買付けまして、假證券を持つて來ましたのを鐵道の貨物引換證に致しまして荷爲替を組んで東京にどん／＼送つて來たことを覚えて居ります。

斯くの如く地方に於ける商品取引の施設及びそれに隨伴する金融其他の施設を整備すと云ふことが、地方の産業を富ます大なる原因となるのであります。此間も埼玉縣の縣の經濟部長に會ひまして色々話を致したのであ

りますが、矢張り米に關する施設が何も無い、そこで私申したのであります。吾々深川に居る時に深川の定期米の受渡米の標準として武藏三等米と云ふものは立派な緋繩を掛けた俵を見たことがあるに拘らず、東京に於ては武州米と云ふものは存在がないではありませんか、と言つた所が、其點が誠に缺點なのであつて、それが無いが故に米の改良が出来ない、格付も何もなしに唯東京に近いが故に出来た米を徒らに、東京市の小さな米屋にどん／＼買はれて、成程貨物自動車でどん／＼持つて行かれることは宜いかも知れませぬが、其爲に武州米としての品位聲價と云ふものを纏つた仙臺米なら仙臺米、肥後米なら肥後米に對抗して高めて行くと云ふ改良が全然實行出来ないのである。どうしてもそれに對しては相當な施設が要するのであると云ふことを縣廳の農務當局に於ても痛感されて居るやうでありました。斯くの如く吾々はどうしても地方産業を改良し、地方産業を興す爲には、其の地方の重要商品に對する一つの購買販賣の機關及其検査機關、更にそれに附隨した各種の機關を整備するやうに指導する必要があると痛感する者であります。

#### 四、電力料金引下げが先決問題

又其次に一言申上げて置きたいのは、地方に於ける電力料の事であります。是は申上げる迄もなく、皆様方各地方に於かれまして、各々事情を異にされて居る。併しながら先づ全國を通じて電力料の高いことが一番困る、恰も地方に於ける金利が高い事と同じでありまして、金利が高ければ金融業と云ふものは中々繁昌しない、産業も興らない。同様に電力料、所謂産業の色々な車を廻す所の動力、又其他の熱力に使ふ所の電力料が高いと云ふことが、地方産業の興隆に非常なる障礙をなすことは申す迄もない事であります。是はどうしても皆様方各地方に於て第一線にお立ちになつて居る方は、絶えず事業家と折衝し、又縣當局とも御相談下さいまして、其電力料を

安くすると云ふ方向に向つて好い機會を捉へたならば、之を強調なさる必要があらうと私は考へるのであります。私共のやつて居ります埼玉縣は東京の隣であつて、東京と同じく東電の區域で非常に電力が高いのである。此間も或る大工場が私の方の管内に起りましたのですが、電力料は變らない。但し同じ労働法規を扱ふ上に於て、東京の警視廳よりは其解釋が非常に緩やかであると云ふことの下に、此地方に工場を起したに付ては非常な利益があると云ふことを言ふて居る大會社がありました。

私は縣の知事が交迭せらるゝ度に知事にお目に懸りまして、常に其事を強調する機會を取つて居るのであります。齋藤樹君は今警視總監をされて居りますが、先般埼玉縣の知事になつて富山縣から見えたのであります。私は早速齋藤知事にお目に懸りまして、齋藤知事は富山縣から來られたのである。富山縣は全國に於て縣營電力と云ふことで第一の成功をなされて居る地盤である。其爲に富山縣は、鐵工業其他幾多の工業が集中しました。此隣の日本興業銀行も富山市に支店を出すと云ふが如きは、如何に富山の電力が工業に貢獻して居るかと云ふことを證明するものでありまして、知事は其富山縣から見えたのでありますから、必ず電力に對する一つの見解を持つて居られるだらうと思つて私は會ひに參りました。「あなたは埼玉縣の電力に付てどう御考になりますか、産業との關係はどうであります。」と言ひますと、電力の安い、而も事業の興隆して居る縣から來られた長官でありますから「どうも埼玉縣は高いですな、是ではどうも東京は近いけれども産業の興り様はございませぬな」「然らば之をどうしたら宜しうございます。あなたの御意見が囁かしあるだらうと思つて私は伺ひに來たのである」と云ふことを申しました所が、流石に富山縣に於て活躍せられた御方であります。「僕の考は、東京との境東京市の向ふ側の川口市は鑄物の盛んな所であつて、年額八千萬圓の鑄物が出る町であるが、其川口市に火力發電所を起して、それに要する石炭は、横濱の鶴見の埠頭から持つて來るやうにする。——鶴見の埠頭には滿鐵、三井物

産及び三菱商事の石炭の倉庫があります。是は直接に滿洲及び全國的に石炭を貯藏して居る所であります。一萬噸以上の船が其岸壁に横付けになつて、大きなクレーンを以て石炭を下して居る場所であります。——其鶴見から石炭を運んで參つたならば、一錢五厘位なら此電力を供給出来るだらう、埼玉縣の現在の如く三錢五厘も四錢もの電力を使つて居つては、どんな事業でも出来るものではない」と云ふことを言はれました。

さう云ふ風なことは、吾々銀行業者としては常に注意を拂はなければならぬ事と考へるのであります。どうしても電力が安くなければ産業は興隆しない、産業が興隆しなければ、吾々の銀行業と云ふものは堅實なる基礎の上に繁榮を描くことは出来ない」と云ふ風に吾々は考へるのであります。

### 五、地方銀行は宜敷協同して産業調査を行ふべし

先程入間野銀行局長閣下の御訓示の中にも申されました通り、吾々地方銀行の大部分はさうでございますが、地方銀行の中には調査部をお持ちになつて相當有力な銀行もお出でありますが、先づ概して大銀行のやうな立派な調査部をお持ちにならない。調査部をお持ちになつて居る所に於ては産業の調査及び商品の調査、それ／＼エキスパートを以て此世の中の産業の進運に對して着々調査を進めつゝ、銀行の業務に供しておいでになる。是は要するに地方銀行と大銀行との間に於ける違ひでありまして、吾々の非常なる損失であります。

其次には大銀行は地方銀行と違ひまして、全國的に支店を持つて居ると云ふことであります。是も吾々各地の第一銀行の支店を歩きました今日になりましてさう痛感するのでございますが、北海道或は九州、或は朝鮮、此各地の支店を歩きますと、それ／＼其地方に於て特徴のある主要産業があります。例へば之を北から申しますならば、各地方の銀行の方がお出になるのでありますから、それ／＼各地方々に深い關係があるのでございます

が、北海道の小樽は雜穀の主産地であります。歐洲戰爭當時の如きは、北海道に豆成金が出來た時代がありまして、北海道に行きますと、雜穀が何でもある。それから函館へ參りますと、漁業であります。それから東京大阪は大會社の根據地でありまして、何でもございですが、東京でも深川の如きは雜穀、米、肥料、木材等の市場でありまして、私共其支店長を二年ばかりやつて居ります間に、吾々は米屋さん、肥料屋さんの番頭には直ぐなれると考へた位米屋さん肥料屋さんには接觸致して居ります。朝晩定期米の相場は刻々支店長の机の上に電話で知らせて參ります。正米の價格も知らせて參ります。吾々の部屋には全國の米の見本が備へてあります。來るお客さんも米屋さん、肥料屋さん、材木屋さんばかりで、彼處で肥料臭くなりますと、どうしても是は函館に行つて北海の漁業地を見たくなる。又函館の漁業の倉庫を見たくなる。尙ほ又カムサツカ邊りの漁業の現地まで見たくなるのであります。カムサツカの漁場に於ては、大きな製罐所がありまして、彼處で罐を拵へて此食料品を直接カムサツカから倫敦に一萬噸以上の船を以て積出すと云ふやうな景況は、要するにさう云ふ風な支店に居りまして吾々は見又之を研究することが出来るのであります。

又東京を過ぎ横濱へ參りますならば、横濱の生糸、是は吾々地方銀行業者として大部分最も關係の深い所でもあります。生糸の集散地であります。それから西へ參りますと、神戸の棉花であります。棉花の貸付、亞米利加及び印度の棉花と、それに對する銀の騰落、其棉花を擔保と致しましたの貸付、其貸付は相當な金高に上りませんが、あの大きなプレスをした棉花はちよつと火事には焼けないものであります。又水の中に入つても水が透りませぬ。値段の變動をさへ注意しますならば、相當確固たる擔保品であります。

又其次には船舶であります。私歐洲戰爭中に二度ばかり第一銀行の大阪支店に居りまして、六七千噸の船に二回ばかり貸出をして、完全に之を回収したことを覚えて居りますが、此船舶の貸出と云ふものは、又特殊なもの

であります。それから大阪に於て他の國にない一つの商品は金銀の地金の商賣であります。是は東京にもちよつとありませぬ。大阪に造幣局があります故に、全國の金は悉く大阪に集つて来る。私共の居りましたのは古い話で、大正六七年の頃でありますが、昔から造幣局に對する朝鮮の關係に於ては第一銀行を通過して居りしましたが、朝鮮の金塊は悉く第一銀行を通過して、毎日々々郵便を以て金の伸棒が入つて参りまして、之を造幣局に送ります。造幣局は純分量を檢定致しまして、金の純分が幾ら、銀の純分が幾ら、其他のものが幾らと云ふことを分析をしましたもの、價格を紙幣を以て買上げて呉れるのであります。

さう云ふ風な商品の關係、又九州へ参りましたは、門司に於ては石炭の關係、又熊本へ参りましたは米の關係と云ふ風に、幾多の商品の知識と云ふものが、支店長を経由する時代に於て得られるのであります。支店長を経由して本店に歸つて来る時分に於ては、相當程度に全國的の重要商品の知識を得ることが出来るのであります。然るに地方銀行に於ては不幸にして吾々がかゝる修養をする機會が比較的少いのであります。吾々は此缺陷を補ふ爲にはどうしても共同の力を以て當るより仕方がない、さう云ふ風に考へましたが故に、その一端として此講習會を開きましたのであります。此方面の計畫に就ては唯今此處においてになります田部井主事が營々として努力研究されて居ります。そして毎年此講習會を開いて、將來に於ては唯今申上げます商品の知識、商品を研究する材料、商品に關する權威者との連絡までも取りまして、地方銀行の皆様方からして、斯う云ふ物はどうかと云ふ風なお話があつた場合に於ては、吾々は直ぐそれに對して顧問とし其ライブラリーとして、御答の出来るやうな設備までやつて見たい。

皆様方第一線にお立ちになつて居るお方は、東京には絶えずお出になつて居るのでありますから、將來に於て東京にお出になつた節には、斯う云ふ産業も吾々の地方に於てあるがどうかだらう、之を是非とも此地方に植付けて見たいと云ふやうなお話があつた場合に於ては地方銀行協會に御相談下さると云ふ風なことにし、さうしてそれに對してこちらにも相當なる知識を養成して、又協會から其方の東京に於ける有力なるエキスパートに連絡を付けることにして吾々は其缺を補ひたい。斯う云ふ風に考へて居ります。どうしても是は皆様方各銀行の中堅になるお方が先づ第一に其心懸けを以て、産業知識を涵養し、さうして各地方々に於て其産業者にお會ひになつたならば、産業者を寧ろリードして、斯うしたら宜いではありませぬか、あゝしたら宜いではありませぬかと云ふことになるやうに是非とも修養して戴きたいと、さう云ふ風に私は考へるのであります。

## 六、銀行家は寧ろ徹底的に産業に精通せよ

ところで、從來から銀行業者には往々にして間違つた見解がある。古い銀行業者は、事業を知ることはいけれども、見るべからず、斯う云ふことを言つて居つた時代があります。今日に於てはさう云ふ見解の人は餘程少くなりましたけれども、今から二十年位前に於ては、相當に其思想が大銀行の金融業者の中にもございました。どうもあの事業會社と取引して居るけれども、あの工場は見に行きたくない、兎角工場の車の廻つて居る所を見ると、其事業に惚れてしまつて貸し過ぎるのだ、此故にあの銀行が誤つた、此銀行が誤つたと云ふことを能く吾は聞かされましたが、それはもう既に業に過去の事實でありまして、日進月歩の今日に於ては、諸君の如き第一線にお立ちになつて居るお方はさう云ふことはいないと信するのであります。

即ち銀行業者としては銀行業者として行くべき道があり守るべき分野がある。而して吾々はどうしても金融する對象に向つて裏も表も、其事業の經營に關する所の一切の事實を知らなければならぬのであります。例へば或る製造工業會社がある場合に於て其原料は海外の何處から持つて来るか、又内地の何處から之を買つて来るか

而して工場設備は幾ら掛るものであるか、さうして其會社の製品は其同業者の第何位に列して居つて、どう云ふ種類の製品が出来るものであるかさうして其次には其製品をどの商店に賣つて居るのであるか、其賣先の信用はどう云ふものであるか、其賣先の信用を見てゐると云ふと、向ふの會社よりはこちらの方が上手であるから君の所ではこちらに賣つたらどうか、斯う云ふ信用のない賣先の商業手形などを持つて來ては困る、是はいかぬではないか、是は考へて貰はなければならぬと云ふやうなことを、寧ろこちらからリードすべきものである。さう云ふ風な點まで銀行業者は絶えず見て居る。同時に其會社の當座の出入と云ふものを常々見ると云ふことである。どんな振込みがあるか、どんな記付け替へがあるか、さうして其處の受取手形はどんな手形があるかと云ふことを見ますと、大體此會社の専務の力はどれ位の力を持つて居るかが分る。是は少し注意しなければならぬ、此専務は少しどうか、此専務は偉いとか云ふやうなことは、吾々の豫備知識に依つて見ることが出来るのであります。隨て吾々は之に向つて商業手形を切る所の限度を如何にすべきか、隨時の手形ならばどうか、或は季節的の手形ならば、今の季節には手形が減らなければならぬのに減つてゐないのはどう云ふ譯だと云ふやうに、産業其ものゝ特殊の事情に吾々が通曉したならば、銀行業者は優に幾多の産業をリードすることが出来るのである。又銀行業者が傍目八目の地位に立つて、所謂自分本位銀行本位に考へて此事業會社を見た場合に於ては、全く正鵠なる判断がそこに下つて來るのであります。同時に吾々は幾多の興信所に依つて其會社の内容を調べ、且つ吾々が最もやつて行かなければならぬ途は、當業者と同じ種類の工業會社の幹部とお付合をして其評判を聴くことであつて、それが一番宜く分るのであります。

斯う云ふ風にしますならば、其産業に對して吾々は痒い所に手が届くやうに世話することが出来る。どうして自分の地方の産業に對しては十分確實なる理解と、又對人的に於ても或る程度まで其人を信用すると云ふだけ

の透視力が吾々になければ、銀行業者としては本當の徹底的の商賣は出来ないものと私は考へるのであります。

さう云ふ風な次第から考へまして、本日は議會を御覽になり、又日々新聞を御覽になるのであります。明後日は日本鋼管會社の工場を御覽に入れたいと思ひます。話が横に外れましたが、日本鋼管會社は、私第一銀行に居ります時に、明治四十四年會社の成立されました時に、現在の社長の白石君と、此前の社長の太田氏が當時名古屋に居りました私の所に電報を打つて來られました。東京で株主を募集しましたけれども、名古屋に於ても相當な株主が欲しい、名古屋の有力な方々を紹介して呉れないかと云ふことでもございました。私其當時名古屋の澁澤さんと言はれて居る奥田清兵衛さんの門を叩きました。其他名古屋に於けるミリオネアの實業家東洋貿易の社長始め土地の有力な方々を十數人御招待致しまして、鋼管會社に御紹介を致しました。

其時に先づ來られた今の白石社長が會社の目論見書を讀まれました。即ち「日本に於ては製鐵業としてはスクラップ即ち屑鐵を處理する會社がないのである。吾々は日本に於ける此オリヂナリテイとして先づ第一に此屑鐵を使つて見たい、スクラップを使つて見たい」と云ふことを言はれました。其時に吾々銀行業者は「スクラップと云ふものはどう云ふものでございますか」と聞くやうな状態であつたのであります。今日皆様方に於かれては、屑鐵のことは新聞紙上に於て朝から晩まで書いて居るのでありますから、百も御承知のことではありますが、今から二十數年前に於ては知らなかつた位、日本の産業は幼稚であつたのであります。即ち軌條が古くなつて腐つて來るとそれを使ふ途はない、之を鍛冶屋へ持つて行つて赤くして曲げて色々なことに使つて居ると云ふやうなこと位に過ぎない。其他幾多の鐵に關する工作物が壞れました時に利用する途がなく、徒らに穴を掘つて埋めて居ると云ふ風な状態であつた。それを使つて立派な鋼鐵を造らうと云ふのが日本鋼管會社の目論見書でありました。明後日御覽になりますれば分りますが、今日の我國の私設會社として最も大きな會社になつて居り、資本

金が五六千萬圓であり、一年の鋼鐵の製産高が五十四萬噸に達して居る。而して日本に於ける鐵製産の二割二分位のもを一會社に於て造つて居るのであります。其會社を御覽に入れやうと思ひまして向ふに申込んで置きましたのでございますが、さう云ふ風な次第で此事業と云ふものは駁々乎として變るのです。

例へば今我國の事業上の重工業を初めとして、化學工業の分布は御案内の通り三つに分れて居ります。北九州の門司から福岡までの沿岸、筑豊炭田の上に立つて居る所の工業地帯、及び大阪神戸の間に於ける所の阪神間の海岸地帯、及び最近に於て殊に非常に盛んになりました所の東京横濱間に於ける工業地帯であります。此三つを合せますれば、要するに我國重工場化學工業に於ける所の資本金の大部分は此三つの間に投資されて居るのであります。併しながら此三つの間の工業地帯も刻々變つて居るのであります。最近に於て著しい問題は何であるかと申しますと、鐵工業の變化であります。鐵工業は御案内の通り、日本に於ては原料が乏しい故に、どうしても原料の鐵鑛石を海外から持つて來なければならぬ、それには九州が一番便利である、而して福岡縣の北海岸筑豊地方は炭田が非常に豊富でありますからして、彼處が最も有力なる地盤として建てられたのが、今から三四十年前の經路でありました。所が今日になると製鐵所の地位が變りまして、あゝ云ふ風な消費地から離れた所は、もう既に製鐵所としてはアウト・オヴ・デートのものであります。今日に於てはどうしても、東京であるとか、大阪であるとか、大都市の附近に持つて來なければならぬ。

是はどう云ふ譯であるかと言ひますと、熔鑛爐から出しました洋、熔鑛爐から出した所の幾多の副産物、又其餘熱、是等は盡く工業化しなければならぬのであります。熔鑛爐から出る石炭の煙は少しも捨つべからざるものである。是までの黒い煙を出して出る工業會社の煙は、空中に自分の財産を吹出して出るやうなものであると云ふことが、段々化學の研究と共に分つて參りまして、此熔鑛爐の熱は直ぐに其脇へ電力會社を拵へて、自分の工場の動力は勿論、電燈を燈し、又附近の都市の電燈を燈す所の材料となる。又是から出るコークスは直ちに市場に日々賣出せる。又其出る所の瓦斯は、吾々が夜燈す所の瓦斯力及び炊事場の熱力となつて、幾多の家庭用及び工業上に用ひられるものになつて、現に東京市附近の鶴見神奈川沿岸に在る所の製鐵所の瓦斯は悉く大森東京附近の瓦斯になつて來て居るのが大部分であります。之を地方に置いたならば此瓦斯の持つて行き所がない、さう云ふ風な關係からしまして、鐵工業は都會へ來る、都會の附近になれば、鐵工業の本質が發揮出來ないのであると云ふやうな状態に變化しつゝあります。さう云ふ風に工業と云ふものは段々に變化しつゝあるのでありますから、吾々は地方の銀行家としても、日々見聞を新にして、此工業上の變化に向つて注意をしなければならぬのであります。

## 七、「金」の經濟より「物」の經濟へ

それは私共の見たり聞いたりしたことを申上げたのでありますが、一方廣く世界的の經濟状態を考へて見ますると、吾々の今日の經濟は金の經濟から物の經濟に移つて來たことは皆様御承知の通りであらうと思ふ。吾々が學生時代、學校に於て習つたのはアダム・スミスの經濟學であるとか、或はジョン・スチュアート・ミルの經濟學と云ふやうな、英國人の書いた書物で吾々は、之を金科玉條、永久の眞理である如く學生時代には考へて居つたのであります。此教科書は大正三年から大正九年まで續きました所の歐洲戰爭に於て、全くホゴになり、歴史的の遺物になつたと申して差支ないと思ひます。

一世紀若くは二世紀前からしまして、英國の興隆は始つたのであります。英國はエリザベス時代以來、西班牙に勝ち歐洲の大國となり、隨つて一方に於ては濠洲を取り、印度を取り、加奈陀を取り、而して近く又南阿を

取つて、さうして其領土を世界的に擴めて參つたのであります。其當時の世界情勢と云ふものは、文化の中心である英國は、機械工業及び化學工業に於ての世界の權威であり、而して領土は世界の物資を悉く包含して居るのであります。斯るが故に英國は自分の領土から物資を本國に取寄せて、又亞米利加から棉花を取寄せて、機械工業、化學工業に依つて之を加工致しまして、さうして之を世界市場に出したのであります。茲に於て英國人の經濟學者が、自分本位に悉く之を理屈づけたのがミルの經濟學及びアダム・スミスの經濟學である。即ち國はどうしてもお互ひに有無相通じなければならぬ、國は富まなければならぬ、而して原料しか産しない國は工業の盛んな國に之を賣つて加工して貰つて買へば宜いのである。斯う云ふ風に教へてあるのであります。

有無相通するのである。さうして世界は自由貿易を主とすべきものであつて、お互ひに何れの國も門戸を開放して物資を取合つて行くことが人生發達の眞理であると云ふことを説かれて、吾々も學生時代は是が經濟學の眞理であるとして習つて居つたのであります。それが歐洲戰爭の六年間にすつかり打消されたのであります。是も今から考へて見ると、所謂金持の自己勝手な言論であります。餘り急激な言ひ方かも知れませぬが、自分本位のやり方である。成程さうすれば英國は是れ位宜いことはない。ところで歐洲戰爭に於いてどうなつたかと申しますと、一番大きな變動は亞米利加合衆國でありまして、亞米利加合衆國は英國及び歐羅巴からして非常な澤山な金を借りて居つた謂はゞ借金國でありました。それが一躍して債權國になり、歐洲戰爭前までは農業國であり輕工業國でありましたのが、一躍して重工業國となり、且つ又化學工業國となつて、優良なる製品を海外にどしどし出し得る國となつた。其次には我が日本であります。日本は一躍して重工業國となり、化學工業國となり、駁々乎として今進みつゝあるのであります。茲に於て困つたのは英國であります。英國は戰禍尙ほ癒えず非常に苦しんで居るにも拘らず、其際に於て亞米利加と日本の工業的進出の爲にどうしても自分の過去に於ける所の

看板を塗替へなければ、自分の國が立たなくなつたのであります。自由貿易主義と云ふものをすつかり塗替へしてしまつたのであります。日本の纖維工業がマンチエスターを襲ふに至りまして、英國は斯う云ふことを言ひ出して來たのであります。一國の産業が盛んになつて他國の産業を侵した場合に於て——他國の労働者、其他の平和を害した場合に於ては、其相手の國は不法である。是は人類の道義上許すべからざるものであると云ふ風な理屈の下に、日本の商品をボイコットするに至つたのであります。而して其結果として英國は多年自分のモットーとして來ました所の自由貿易主義を捨て、加奈陀の首府オッタワに會議を開いて、自分の領土たる加奈陀、濠洲、印度、ニュージールランド、阿弗利加方面の各植民地を連ねる一つのブロックを作り、最惠國約款を拵へて他國に向つて門戸を鎖すと云ふことになつた。さう云ふことになつて參りますと、世界の各國も俺もくゝと云ふのでそれに倣ひまして、御案内の通り自由貿易と云ふものは其後全く地を掃つて、所謂鎖國貿易——甲の國が乙の國から五千萬圓物を買ふならば、乙の國は甲の國から五千萬圓更に物を買ふと云ふやうな所謂バーター・システム、物々交換的の傾向に相成りました。

さう云ふ風な關係から致しまして全く昔の面影は變つて參つた。茲に至つてゴールドと云ふものゝ機能が全然變つて來たのであります。即ち金は各國に於て本位貨幣として使はれ、所謂兌換制度と云ふことの文字通りの作用がそこに行はれたのであります。英國の歐洲戰爭に於ての其状態からしまして、金の偏在と云ふことも勿論一つの原因であります。金と云ふものは内國通貨の關係から全く隠れてしまひまして、茲に管理貨幣の制度と云ふものが行はれ、さうして所謂各國の國際經濟と云ふものは物と物との交換經濟になつたのであります。唯國際經濟の收支の過不足の點だけに於て金を用ふると云ふ風なことになつたのであります。即ち吾々長い間資本主義の經濟に扱つて來た此組織と云ふものが、茲に管理貨幣の制度と同時に、物の經濟に移つて來たのであります。



す。隨て我々銀行業者も、今後に於ては金を扱つて居ると云ふことの考を少し變へなければならぬ、どうしても吾々は物を扱つて居るのである。國と國とが戦争するに於ても吾々は金なくしても戦争は出来るけれども、物なくしては戦争は出来ない。昔は物なくしても戦争が出来た。日清戦争の時にも日露戦争の時にも、外國から借款をしてそれで物を買つて戦争が出来たのでありますけれども、今日の我國の状態に於ても、金と云ふものは唯一部の軍需品を買ふに過ぎないのであります、其物を以て戦争をして居る、物資を以て戦争をして居るのであります。吾々日本と支那との大なるハンデキャップは、要するに支那は原料はありますけれども、原料を製品にすることが出来ない、所謂工業が發達してゐないが故に、我國の如く工業の發展して居る國に對抗することが出来ない。人的要素を除いたならば、其違ひが大きなハンデキャップであります。

故に吾々はどうしても此物と云ふことを金と云ふことと同時に、寧ろそれ以上に考へなければならぬ。此内閣に於て生産力擴充と云ふことを、先づ劈頭第一の大モットーとして居られることも、即ち此經濟現象の發露に外ならざるものであります。此度發布になりました所の、先刻も局長の御訓示の中にもございました資金調整法と云ふものは、是は決して金の規定ではない物の規定であります。我國は鐵と云ひ、石炭と云ひ、石油と云ひ、さう云ふ風な方面に於ては、さう豊かでないものでありますから、支那と戦争するに於ては、さう云ふ風な物資を海外から相當輸入しなければならぬ、隨つて是等の物は内地の平和の事業に對する不急不要なる所の色々な仕事の新設生産擴張と云ふやうな方面に向つては、どうぞ手控へて欲しい、さうして軍需工業の方に不足をさせないやうに、其方面にやつて貰ひたいと云ふのが、即ち今回發布せられて居る所の臨時資金調整法の立法の趣意に外ならないのであります、要するに是は物に關する經濟と云ふものが世界經濟を支配して居るからであります。さう云ふ風に吾々銀行業者は、金錢を扱つて居るのが銀行業者と考へると云ふさう云ふ考へは變へなければならぬ

ぬと同時に、殊に吾々は目今の如き支那と全力を擧げて戦争をして居る此渦中に於ては、どうしても物即ち産業と云ふことを考へなければならぬのであります。我國には鐵、石油其他幾多の工業があります、殊に軍需工業に於て必要な石炭と云ふ風なものは、中々まだ不十分なのであります、我國の鐵の如きも鋼鐵は現在生産高年四百七八十萬噸、而して銑鐵の生産高は二百五十萬噸で、亞米利加其他海外から輸入される所の鐵屑（スクラップ）の高が年に百五十萬噸を必要とすると云ふやうな状態であります。亞米利加から其鐵屑の輸入を制限せられますと、日本の製鐵業は非常に困るのであります、亞米利加の局外中立の如きことが新聞紙上に於て屢々唱へられるのは、我國が鐵鑛に於て缺乏して居ると云ふことを證明するものであります、今回の戦争に於て支那の長江沿岸から入つて居りました鐵鑛は全部來なくなつた。御案内の九州の枝光の製鐵所に於ても、或は日本鋼管の工場に於ても、皆悉く原鐵石は之を支那の長江沿岸に於ける大冶其他の武昌附近の三四の産地より得、或はジョホール、新嘉坡方面の沿線から之を得て居つたのであります。所が今度の戦争の結果、支那方面から之を得ることが出来ないが爲に、日本鋼管會社及び日本製鐵會社は早速其鐵鑛のスイッチを變へまして、南洋及び濠洲方面から鐵鑛石を續々輸入して居るのであります。此鐵鑛石の如きは世界的に非常に澤山ありますから差支ありませんが、此間も戦争の始まる前でありました。或る鐵會社の人に「戦争はどうだな」と言つて聽きました所が「どうも吾々の方から見ると、どうしても日英協商と云ふものはやらなければいかぬ」「どう云ふ譯だ」と云ひますと、「吾々の方は支那と戦争して非常に原料難を訴へて居る、例へばジョホール附近の鐵鑛を澤山持つて來て居る、——ジョホールは新嘉坡の要塞の附近にありまして、勿論英領ではありませぬが、小さな首長の持つて居る王國から之を取つて來て居る——英國と日本とが一旦干戈を交へるに至つたならば、英國は武力を以て其邊の國を壓迫する、さうすると其邊の鐵鑛石は來なくなる、英國の經濟上原料上の勢力が如何に大きいかと云ふこと

が能く分るので、英國とはどうしても直接間接に手を握つて行かなければ吾々同業者は立たぬのである。斯う云ふ風に言つて居るのであります。石油にしても我國に於ても年額三百四五十萬噸位を使つて居りますが、是は悉く亞米利加及び南洋から輸入して居るのであります。其一割が國內に於て生産するに過ぎないのであります。さう風な點から見まして、今回の北支事變に於ける所謂北支五省の占領と云ふことは、吾々の原料工業否産業の發展に向つて非常なる百年の計を立つるものであります。既に新聞紙上に於て諸君も御承知の通り、山西及び河北一帶に於ける所の石炭の埋藏量の如きは、數千億噸と稱せられて居りまして、亞米利加の石炭の埋藏量に比較すべきものである。是等の物に介在して居る所の鐵礦石、而も五十七八パーセントの鐵礦石が到る處に在るのであります。此戦争の解決と云ふものが、要するに我國に於て今支那との戦争に於て非常に苦しんで居る所の、原料問題否産業問題の國家百年の計を確立するものであらうと信ずるのであります。

さう云ふ點から考へて、吾々は此支那事變の後に於て我國がどう云ふ風になるか、或はインフレーションをどうと云ふやうなことで、色々戦後の經濟状態を悲觀する向もないではありませんが、吾々は現在の我國工業の今まだ二歩か三歩歩いた状態の所に於ては、今後に於ては此資源を得るならば、我國は更に／＼非常なる發展をすべき運命に在るのではなからうかと考へて居るのであります。其點から見まして、我國の産業上の將來と云ふものは、更に／＼駭々乎として進むべく、今後五年、十年、十五年、近き將來に於てさう云ふ運命に在るべき秋にあるのであります。此際に於て吾々は産業の發展に對しては、日々其發展に對する新聞及びジャーナリストの報告色々な工場の權威の話を聽いて、さうして知識を豊富にすると同時に、又吾々の地方に向つても産業を招致する必要があらうと考へます。近年我國の産業が盛んになりますと同時に、農村の更生が非常に唱へられて來、農村の工業化と云ふことが盛んに議論されるに至つたことは、吾々の非常な仕合せであります。同時に今回の支

那事變に於ける飛行機の威力に鑑みましても、今後の戦争に於ては、飛行機と云ふものが、殆ど勝敗の大部分を決定すべき状態に在ることから考へまして、重大なる工業と云ふものは一つ所に集めてはいかぬ、どうしても之を全国的に撒布しなければ、永久に百年の計と云ふものは立たないものである。必ずや吾々は此問題が重要な國策として唱へらるゝ時機が來ると思ひます。其時機に於て吾々はどうして地方に重大なる産業を招き寄せる力、招き寄せる知識、抱負と云ふものが諸君の中に涵養されてゐなければ、折角さう云ふ風な風が吹いて來ても、其機會を逃して、さうして吾々地方銀行の繁榮を握るべき機會を失ふことがあつては大變でありますから、吾々は今から、さう云ふ方に向つて十分に研究し、又斯う云ふ風な協會の講習會を利用して、其方面に向つて諸君の見地を色々と廣めたいと考へて居るのでありますから、どうぞさう云ふ風な意味をお含み下さいまして、識見を高くし且つ又廣くし、さうして各銀行の御經營に當つて戴きたいと、吾々は衷心希望して已まない者でございます。甚だ粗雑な事を申し上げます、御清聴を煩しましたことを感謝致します。(拍手)

### 南京陥落に協會より祝電

協會では南京陥落の公報をまつて十二月十四日早朝、松井上海軍司令官と長谷川方面艦隊司令長官宛左の祝電を發した。

上海軍松井軍司令官閣下

(上海 長谷川方面艦隊司令長官閣下)

全國地方銀行協會加盟銀行三百行は南京攻落の赫々たる武勳に對し謹んで祝意を述べ併せて閣下竝に將兵各位の御勞苦に對し滿腔の謝意を表す

第一回  
講習會  
見學會

第一回講演會々員の見學會は十月十一日と同十三日の二日に亘つて行つた。十一日は新議事堂ならびに東京日日新聞社、十三日は日本鋼管株式會社川崎工場では一部有志は懇談會閉會後新築後間もなき東京手形交換所を見學した。

**新議事堂**——講習會第一日の午後三時、講義終了と同時に會員二百十名は五臺の大型黄バスに分乗、先づ馬場先門より遙に大内山を拜し、日比谷、櫻田門を経て參謀本部前を左に折れ、ば早くも眼前に屹立する白聖の大殿堂、これぞ目指す新議事堂である。正門前よ

り右に伊藤公銅像を仰いで永田町を迂回し、衆議員通門の前で車を降り、暫く後發隊の到着を待つ間、非常時の色濃き總理大臣官邸の物々しい様子を眺め、やがて同三時半勢揃して入場、守衛に案内され、段を昇つて三階に至り、傍聽人入口より衆議院議場に入った。流石二千六百萬圓の國帑を費した大建築の中心なれば洵に莊重にして善美、特に議長席の上部御座所のあたり崇高の氣漂ひ一同自ら襟を正した。田部井主事並に守衛の説明を聴取し、壇上に叱呼する代議士やら大臣席に居ならぶ閣僚やらの議會開會中に於ける緊張した場面をしのびたる後議場を出て、豫算委員室に至ればこれはまた華麗なる天井、四壁、卓子、椅子、絨緞等シャンデリヤの光に映へて絢爛目を奪ふばかりであつた。更に各室を參觀する豫定のところ相憎く當日は場内修理中のためこれを以て議事堂見學を打切つた。

**東京日日新聞社**——議事堂を出で、再びバスに分乗、我國大新聞社の密集地麴町區有樂町に東京日日新聞社を訪れた。直に守衛長に案内されて地下室に至れば、忽ち眼に映するものは新聞用紙の氾濫である。一本の長さ六、八キロメートル、巾一メートル六二センチ強、重さ五六二、五キロ、新聞にして二萬五千枚出来る

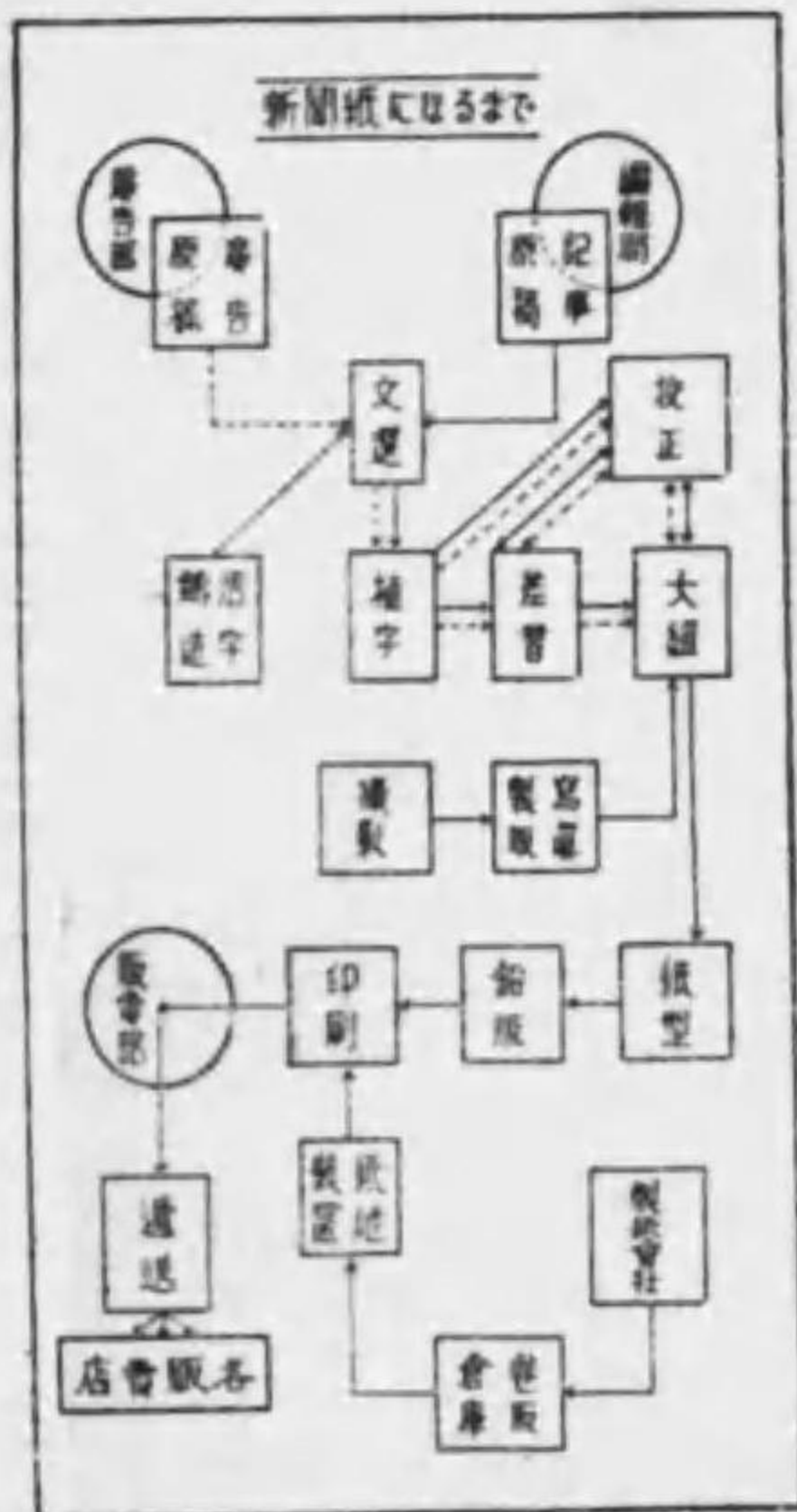
議事堂



議事堂建築の要

位 置	東京市麴町區永田町
敷地坪數	二一、八六七坪
建坪數	三、七五〇坪
建物延坪數	一五、七八〇坪
建物ノ高さ	六九尺(中央塔二一六尺)
建築様式	近世式
建築費	二千六百萬圓
主要室數	三九〇室(雜室合計四四九室)
議場坪數	二二五坪(貴、衆各同一)
議席數	四六〇席(貴族院) 四六六席(衆議院)
傍聽席數	七七〇席(貴族院) 九二二席(衆議院) (内新聞記者九二席) (内新聞記者九〇席)

といふ巻取紙が陸續と搬入されて来る。更に印刷場では近代機械文明の華一時間十五萬枚印刷するといふ超高速度輪轉機二十一臺の息づまるやうな隊列の間を通つて順次活版場、活字鑄造場、鉛版場、遞送場、編輯室等の極度に合理化された機構と操作を參觀し、近代ジャーナリズムの内部機構を窺知することが出来た。やがて屋上に出で、大東京のビジネスセンターを俯瞰した後、講堂に入れば茶菓の饗應あり、同社西野入經濟部長より歓迎の挨拶を受け、特別の好意により同社撮影の事變ニュース並に『新聞の出来る迄』といふ活動寫眞の映寫あり、會員何れも時局に對する認識を深め、多大の收穫を得て六時過同社前に於て散會した。



てに社聞新日日京東

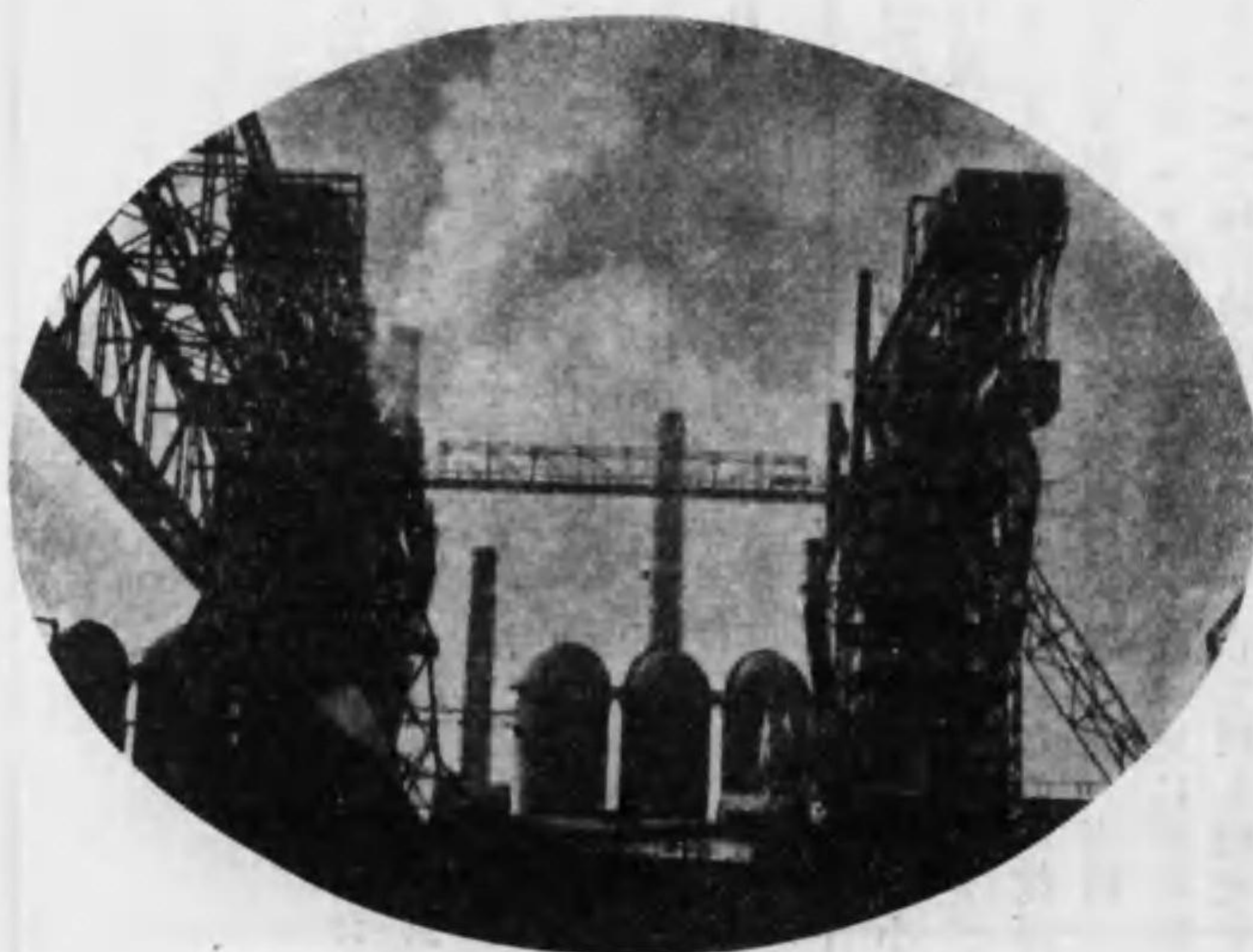


日本鋼管會社川崎工場

講習第三日の午後二時、會員一同は東京驛より省線電車に乗込み、川崎驛下車。再びバスに分乗して約二十分後川崎市渡田の日本鋼管株式會社に到着した。先づ大ホールに於て同社常務取締役間島三次氏より歓迎の辭並に明治四十五年同社創立以來今日の隆盛を見るに至る迄の波瀾重疊を極めたる沿革を伺ひ多大の感銘を與へられた後、數班に分れて工場參觀を開始した。何しろ資本金五千五百參拾萬圓、工場敷地(總計)三十萬坪、社員及従業員七千餘名、而も目下軍需工業會社の花形として全能力を擧げ操作してゐること、活氣横溢、物凄い程の景況である。先づ製鋼工場に入れば石灰石、合金鐵、鐵鑛、及び屑鐵を以て鋼塊をつくる平爐が十數基並立し眞紅の泥狀と化した鋼の流出する光景は到底筆舌につくし難い。更に眞紅の鋼塊が鋼管壓延機にかゝるや、見る／＼中に打抜かれて管狀となり、兩端を截斷、整形されて製品となる迄の一貫作業は誠に近代重工業の精華と云ひ度い。尙製條工場に於て軌條類が宛然大根を切る如く一瞬間に斷たれる狀況やら、熟練工の驚くべき作業やらを目のあたり見て、同四時半參觀を終つた。時間の都合上、幾多重要部分を省略したことは甚だ遺憾であつた。なほ同社では茶菓の用意を具へ大に

歡待して戴いたが、殆ど休息の暇もなく直に同社を辭し、再び省線にて東京驛に引返し同五時半散會した。

部一の場工社會管鋼本日



## 講習會々員

### ◎皇軍慰問金を醸出

第一回講習會は講義の最中にも戦況を報ずる號外賣の鈴の音が頻りに耳朶を打ち、中には令弟が應召したので急に中途から歸國する會員もあつたりするやうな有様で、誰からともなく皇軍に慰問金を贈らうと云ふ聲が起り、或は協會が中心となつて飛行機獻納運動を起すべしと提案せらるゝ向さへもあつた。仍て十二日田部井主事より皇軍慰問金醸出の件を諮り満場一致の賛成を得たので獻金箱を設けたる處、鈴木、永田、中村三常任理事をはじめ全會員續々投入、よつて十五日田部井主事これを東京日日新聞社に齎らし寄託した。總額貳百拾貳圓也、十六日の同紙上に獻金會員の氏名が發表された。

## 懇親午餐會

本講習會に關しては一切儀禮的なるものを避ける意味に於て宴會等を豫定しなかつたが、折角全國から參集し一週間の行動を俱にしたことであるから、せめて午餐會程度の催を爲すべしとの要望が起つたので、最終日十六日の正午東京銀行集會所大食堂に於て簡素な

から懇親午餐會を開いた。聽講者殆ど全員出席、小宮普通銀行課長殿を主賓とし賑かに食事を終り、デザートコースに入るや、小宮課長殿より懇篤なる御挨拶あり次に聽講者側を代表して第四銀行副支配人吉田三樹氏立ち誠意溢るゝ感謝の辭を述べられ、更に朝來銀行の田治米富次郎氏の挨拶あり、斯くして頗る親交を深めまことに和やかな情景の裡に會を終つた。

## 第一回講習會々員

### 實務懇談會

期日——昭和十二年十月十六日午後一時  
會場——東京銀行集會所會議室

第一回講習會々員二百數十氏の行内合理化、事務簡捷を中心話題とする大懇談會は會期の最終日たる十月十六日、懇親午餐會を了つたのち午後一時から東京銀行集會所の大會議室に於て開催、會場は椅子を楕圓形に配し、速記者席を中央に圓陣を形作つたので一同着席するや、これまで聽講の場合と異りお互の顔や姿がよく見え、早くも和氣藹々たるものがあつた。協會側を代表して永田常任理事、田部井主事參加し、足利銀行支配人柳田國治氏司會の下に直に別項速記録の如き懇談を重ねた。會員各位の態度は懇談會と云はんよりは、寧ろ討論會、研究會とも云ふべき程元氣と眞劍味に溢れ、流石遠からずそれ／＼の銀行を背負ひ立つべき人達たるを思はしめた。懇談の進行に伴ひ、重要問題が次ぎ／＼に提起され、これらに對して各會員何れも山の如く意見を抱かれ、發言の希望を有せられてゐたやうであつたが所定の二時間は忽ちにして経過し、定刻三時となつたので遺憾ながら未解決の問題は協會の研究若しくは次回の審議に譲ることゝして閉會、茲に六日間に亘る第一回講習會を完了した。尙この懇談會を通じ協會の今後取掛るべき事業につき色々重大なる示唆を與へられたことを茲に深く感謝するものである。

(追記) 以下の速記録には何にしる大會場で多數の發言がありましたので要記もあることゝ存じますが何卒御容恕願ひます。

## 懇談會速記録

### 一、座長挨拶

○柳田座長 一寸御挨拶申し上げます。私は足利銀行の柳田と申しますが、毎日講習會に聴講に参つて居る者であります。是から懇談會に移るのでございますが、お互ひ大勢の方々が隨意にお話を爲さいますと會場が騒々しくなるので、お互ひ同志の御意見をお取次する者が必要ださうで、どうも見渡すところ私が一番年寄りらしく見えるので其役目を引受けると云ふ御命令がありました。實はさう云ふ仕事には慣れて居りませぬ。果して巧く出来ずかどうか分りませぬが、命令されるが儘にやつて見たいと思ひます。どうぞ宜しくお願ひ致します。

先づ順序と致しまして皆さんの中から何か御意見のあります方は御發言を願ひたいと思ひます。成べく實務に關係のある事柄に限定して御意見のあります方はお述べを願ひます。

率の増進、事務簡捷と云ふことに効果があるだらうと考へます。

○柳田座長 協會で一つさう云ふことをお考を願ひたいと思ひます。

○田部井主事 今度の資金調整法に基く報告用紙を協會で三萬枚刷りまして單價を非常に下げてお頼ち致さうと云ふのもさう云ふ大きな計畫の一つの前提なのでございまして、どう云ふものから統一したら宜いか、皆さんの御意見を十分伺ひまして、比較的統一のし易いものから段々手掛けて行きたいと思ひます。どうか十分御意見をお述べ願ひます。

○地方銀行の共通のものと致しまして先づ第一に私共爲替取引の諸報告用紙を統一して見たいと思ひます。それから更に引續いて丁度産業組合の中央金庫とでも申しますか、要するに爲替附替の根本——是は少し問題が大きくなりますが、地方銀行協會を通じて所謂爲替の尻を決済すると云ふことを、是は常任理事殿にお願ひして置きたいと思ひますが、其方面も御考慮を願ひたいと思ひます。

○永田理事 唯今の問題は中々重大な問題でありまして、爲替の色々な書類の形式の問題は一つ來年やつて

### 二、協會を通じて諸帳簿其他の様式統一を圖れ

○業務の改善進歩を圖る具體的方法の一つとして協會を通じて從來區々であつた諸帳簿様式の統一を圖るやうにして戴いたらどうかと思ひます。例へば爲替報告書の如きものも貸方と借方が右にあつたり左にあつたり、其他證書の様式などが區々になつて居ります。是は銀行に依りまして各地方それ／＼事情もありまして速に實行困難なものでありませうが、出來得るものから實行して行つたらどうかと思ひます。

○柳田座長 唯今の御發議は諸帳簿様式を成べく全国的に統一したいと云ふ御希望のやうに伺ひましたが、大變私共結構なことだと思ひます。先年大阪の銀行集會所で何か爲替の報告書の用紙或は爲替の署名印鑑用紙などを統一して使つたらと云ふことで出したものもあります。大分それが利用されて居ると思ひます。又大阪方面の大原とか云ふ帳簿店で色々な標準用紙を拵へて賣出して居るやうですが、それ等の事を協會の方で考へると云ふ御主旨ですか。

○協會を通じて統一するやうにしたら一層徹底して能見たいと思ひます。實は帳簿の關係或は爲替の傳票の形式、又貸借關係などを全国的に統一したいと云ふことは豫々協會に於て吾々考へて居るのであります。是はどうしても數の上から言へば如何なる大銀行でも吾々に及ばないので、先づ數の上から統制したいと云ふことは洵に御尤であります。實は來年の計畫は例へば預金、爲替或は貸付と云ふやうな方面の事務的のエキスパートを頼みまして、皆さんから色々御質疑御研究を願ふ。先づ其前に色々な質問や提案の要點を協會に御提出願ひまして大體整理して、一つの原案をつくりこれに對して第一讀會、第二讀會位までやつて見やう。さうして全國三百何行の吾々に於て共通の形式を採らう。さうなつたら大銀行も吾々の方の形式に靡かなければならぬ。

### 三、協會を中心に爲替の共同決済を行つては如何

○形式問題は、大體吾々實務に當つて居る者が相當な程度まで考へ得られるだらうと思ひます。所が根本方針、要するに爲替の尻を決済することが非常に吾々困難を感じますので、要は産業組合を真似る譯ではあり

ませぬが、中央金庫の式を採つて、最後の尻を地方銀行協會で纏めて決済すると云ふことを……

○永田理事 所謂鈴木さんの御持論のやうに地方銀行だけの一つの金庫制度を創るやうな考へに結局なる譯です。

○詰りさうです。

○永田理事 是は可成りデリケートな問題であります。大銀行、シンヂケート銀行との間に非常なデリケートな關係を持つ。吾々は其間に於て摩擦を起すべからず、協調が必要です。皆さん方に御配りしましたあの案に於て吾々鈴木君からも御相談を受けましたが、私先々月でしたか、日本銀行へ行つて結城總裁に會つてあの全體の趣意を第三者の意見としてお話し、御意見如何ですかと訊いた所が、結城さんの言はれるのには大銀行との摩擦をどうするか。是が第一に言はれることなのです。吾々の方では成可く問題を普通銀行全體の共通性のもので見るべきである。例へば先程小宮課長さんのお話を伺つても、是は地方銀行も大銀行もない、普通銀行として一括したものである。お話の問題は大銀行と吾々銀行は地方的關係或は資金的關係に於て特殊な關係もあり、一概に地方銀行だけの問題とし

初から盛澤山でも如何かと思ひます。

○永田理事 有ゆる問題を速記録に收めまして、吾々協會として開拓すべき資源の不急不要なものあり、又急を要するものがあるかも知れませぬが、之を緩急の順に依つて吾々は片ツ端から解決して行きたいと思ひますからどん／＼仰しつて戴きたい。今日は吹寄みたいに有ゆる御意見を速記録に載せたいと思ひます。

○田部井主事 納税關係の計算書、報告書はどうですか。

○納税關係は大體稅務署と打合をすればさう大して困難も感じて居りませぬ。殊に此前お話がありましたやうに銀行の帳簿を見せろとか何とか云ふことがありまされども、是はお互に話合へば或る程度まで稅務署も諒解出来ると思ひますので、左程目下の所、之に付て困難を感じて居ると云ふ氣持はございませぬ。

○柳田座長 納税關係の諸用紙は大體法律で決められて居りまして、寸法なんかは決つて居るでせう。

○田部井主事 尤もさう云ふものこそ協會としては取掛り易いと思ひます。印刷の單價が纏めて刷れば非常に安くなりますから。

ては取扱ひ難いと思ひます。

○其摩擦を避けて如何に爲替尻の問題について協會を利用して行くかと云ふことは常任理事として御考慮を願ひ度いと思ひます。兎も角さう云ふ希望を持つて居ると云ふことを申上げて置きます。

○永田理事 宜しうございます。

#### 四、爲替報告書の統一から取掛れ

○それから諸帳簿の様式は爲替報告書を第一著にお手掛が願ひたいと思ひますのと、是は來年まで待たずにもう少し早く願ひしたいと云ふ希望を申して置きます。

○永田理事 承知致しました。預とか借とか貸とか云ふものは始終區々になつて居ります。それも一つ研究してやりたいと思つて居ります。是こそ數の上に於て統制出来る、ですから吾々の決めたものは大銀行も採用すると思ひますね。

○柳田座長 今の用紙を統一するのは何から統一して行くか、爲替の報告書が一番、其次はどう云ふものに入つて行くことが順序でせうか。

○先づ爲替の報告書を第一にやつたらどうでせう。最

#### 五、代金取立の送達状を以て記入帳に代へる案

○事務の簡捷と云ふ問題に付て唯今諸用紙の問題に付て御意見がありましたから、それに關係して私共は現に斯う云ふ問題を考へて居る、と云ふのは或は既に御實行なさつて居られる銀行もあるかも知れませぬし、全く愚見に過ぎませぬが、唯今の用紙と關聯する件でありますから一言申上げたいと思ひます。

事務の簡捷は客に對する奉仕と内部の諸經費の節約と能率の増進を圖ることにあることは申すまでもないのであります。其點にて私共代金取立、手形等何れも記入帳を以て記入して居りまして、相當相手の數が多ければ多い程、或は配當金の取立の時期とか色々なことで手數が爲替の事務に加はりますので、之をどうして除くか、之を解決出来ないかと云ふことに付て考へて見ました結果、各銀行の代金取立の送達状を以て一つ記入帳に代へる方法はないかと云ふ點を考へて居ります。それで差當り行詰りましたのは先づ被仕向の方に付て送達状を以て記入帳に代へたいと云ふことで愈々具體的に改正に着手しました所が、今の各行の用

紙が區々で、葉書型のものもあれば或は半紙大のものもあつて非常に整理がしにくい爲に、忽ち頓挫を來したと云ふことになつて居ります。それでさう云ふ必要から今の用紙の制定をして戴いて、或は大きさの統一形式の統一をすれば此方面の事務の簡捷に資するのではないかと云ふ考を持つて行ります。序に、被仕向の方はそれで宜いが、それでは仕向の方はどうするかと云ふ問題になりますと、仕向は私共の私案と致しましては大體複寫の形式にして、一回書けば送達状も記入帳も到著報告もミシン入で皆出来るやうに考案して置く。色々詳しく申し上げますと長くなりますから要點を申し上げますが、さう云ふ仕組を現在考へて居りまして取敢へず自分の方の本支店だけならば容易に出来るものでありますから、本支店だけで實行して見やうぢやないかと云ふことになつて近く實行に取掛る豫定になつて居ります。

#### 六、郵便物の集中發送、通勤利用

それからは事務の簡捷の方ではございませぬけれども、事務の簡捷も結局は經費の節約に歸するのですから申し上げます。

尙ほ私の方でも實は支那事變などがございまして經費の節約と云ふ方面で、小さい銀行でございまして各支店、本店に通勤する人を利用して、例へば現送とか書留とかは通勤行員が持つて參ることになつて居ります。簡單でございますが御參考までに申し上げます。

#### 七、爲替の手數料を全国的に統一

##### 出事ぬか

○爲替の手數料の問題でございます。私は宮城縣の仙南銀行でありますが、宮城縣では縣下銀行同攻會と云ふのがありまして、そこで大體爲替の手數料を決定して居りますが、それに依ると百圓未満の手數料は、大體十五錢百圓以上は二十錢と云ふことになつて居ります。所が名古屋邊りからお客様が私の方にお出でになると、他の銀行では手數料は十錢だが、お前の所では十五錢だ、と斯う云ふ問題が起るのであります。是は全国的に統一出来ないものでせうか。

○柳田座長 それは全国的に統一出来れば大變都合が好いですね、是も地方銀行協會を通じてさう云ふ協定を爲し得るやうに一つ仕向けて戴きますか。

○田部井主事 此問題は既に二三のお方から承つて居

郵便物の集中發送と申しまして、是は私共名古屋に店がありますから、名古屋へ皆郵便物を集めて、其處から都會地に向ける爲替取引其他の書状を——例へば東京の第一銀行に向けると云ふやうな場合にはそれを皆取纏めて一つにして發送すると云ふ方法を採用して居ります。一頃は時間の關係が非常に悪かつた爲に取立なんかでは入金 of 延著と云ふことが自然客に對する奉仕を缺くのではないかと云ふ心配もございましたけれども、現在では速達便が實施されて非常に時間が早く扱はれることになりましたので、其邊の懸念も薄らいで來たのであります。御參考になれば仕合せだと思ひます。

○只今非常に結構なお話を承りましたが、私共の希望と致しましては、此處に澤山の銀行さんがお集りになつて居りますから、さう云ふ事務の刷新とか増進とか省略とか、各銀行さんで御經驗になつた好いことを是非發表して戴きまして、私共小さい銀行は皆さんのやうな大きい銀行さんの好い所を眞似て參りたいと思ひます。さう云ふ好い方法を發表して戴くやうにしたら非常に參考にもなり、又經費の節約になると思ひますから、是は是非一つお願致します。

りますが、やはり大銀行がまだ比較的此問題に對して關心を持たれないやうに見受けられるのです。其關係上どうも大銀行を除いた銀行だけが上げると云ふことも一寸困難があるやうに思はれます。要するに斯うした問題は特に協會に加入すると否とに拘らず、全國銀行が全部一齊にやる必要があるのぢやないか、さう云ふ關係で色々シンデケート銀行の方の意向をサウンドして居るやうな次第でございます。

○柳田座長 今の問題は此協會に加盟して居る銀行が少くも協定すれば、他の大銀行の支店銀行もそれに協調するやうなことになるはしませぬか。

○田部井主事 さう云ふ空気がやないかとも思ひますが、まだはつきりしたことは分らないのです。

#### 八、流込不動産の登記料其他を如何に

##### 整理するか

○事務の整理方法の問題でございますけれども、不動産の流込の場合に登記料とか其他色々費用が掛りますが、それを不動産の方に廻せるかと云ふことです。是も各銀行にも依る譯ですが、大體皆さんの方で御整理を爲さつて居る模様を一寸參考までにお訊きしたいと



思ひます。

○此問題にお答しますと或はお前の方には流込が澤山あるのではないかと云ふ風に言はれるかも知れませぬが(笑聲)是は私の方の極めて少い部分の扱ひです。御参考になれば仕合せです。それは私共の方ではやはり引受不動産は成べく原價を安くして置く、さうして資産内容の充實を圖ると云ふ點からして、假令多額な移轉税其他の費用が掛つても、それは原價として組入れず其時の費用から出してしまふと云ふ方法を執つて居ります。

#### 九、この次から講習員の名札をつくれ

○事務とは懸離れて居りますが、協會に對するお願です。來年からは是非一つ各銀行の方の名前を入れて貰ひたいと思ひます。此處に出席されて居る中には私の方でお願いして居る爲替取引のお方も多いのですけれども、斯う云ふ好機を逸せず色々皆さんとお話したいと思つて居ります。是非一つお願いします。(拍手)

○田部井主事 承知致しました。併し斯う云ふ所で御意見を吐きになる場合に、必しも銀行の資格ではないに、個人的意見を吐かれる場合もあらうかと思ひま

す。今もお名前を言つて戴く方もありましたが、必しも行名を言はないで個人の資格でお話願つた方が自由にお話願へる場合がありますので、其點も考へまして今度からお名前を皆付けた方が好い場合には付けるやうに取計ひます。

○此會場ではなく、普通の講義の時間です。

#### 十、税務署の不動産差押放任問題

○協會に對するお願ですが、抵當權の設定してある財産の差押を税務署が三年も五年も續けて實に整理に影響するのです。是非何とか協會の力で出来ないものでせうか。

○田部井主事 其問題は御存知でせうが、今年の春の總會の決議事項の中に入つて居ります。是は國稅徵收法第十二條の關係でございまして、非常に以前からの懸案で、銀行側から再三再四大藏省、内務省、司法省に陳情して居りますが今以て解決しない問題なのでございませぬ。其原因は要するに結局國稅徵收法第十二條に該當するかしらないか。即ち税務署が差押不動産を處分した場合に、國稅徵收法第三條に依つて銀行が既に優先的に抵當權を持つて居りますので、随つて其抵當

物件を處分しても税務署としては何等得る所がない。さう云ふ場合には差押を速に解除すると云ふ意味の規定があるのでございませぬ。併し餘裕即ち税金として徵收し得べき殘餘額があるかないかと云ふことは税務署なり銀行なりの見解の問題になるのでございませぬ。『殘餘ヲ得ル見込ナキトキハ滯納處分ノ執行ヲ止ム』と云ふのですが、税務署では『見込アリ』と見る。それは杓子定規に言ひますと一圓でも二圓でも餘剰があれば是は十二條に該當しないと云ふので押へて居る。然らばなせ早く處分しないかと云ふと、まだ處分の時期でない。又一度競賣に付しても其價格が當初の豫定價格に充たない。随つて更に競賣をやり直すと云ふことになりまして中々税務署としては差押の解除をやらないのでございませぬ。そこで協會と致しましては是は單なる御達しでは駄目だ、成るべく十二條の精神を徹底するやうにと云ふ程度の生温い通牒では駄目だ。そこで差押へた場合には若し十二條に該當しないと、即ち國稅乃至は地方税として取る餘分あると認められた場合には、半箇年以内に必ず處分せよ、銀行が其不動産に對して優先抵當權を持つて居る場合には必ず半箇年以内に處分すべしと云ふことに法律を改正して貰ひたいと云ふ

趣旨のことを今春陳情したのであります。併し國稅徵收法は非常に關聯して居る法規が多いのでございませぬ、何でも百八十幾つかの法律と横に關聯を持つて居るさうであります。随つて國稅徵收法の其條項だけを簡單に改正することは困難なので實はこの陳情も中々通り悪いのです。尤も國稅に關しては大分大藏省の注意が行届きまして最近は極めて少く、この問題は主として國稅徵收法を準用する地方稅關係に多いと云ふことを聞いて居りますが、地方稅關係となると更に問題が間接になりますから徹底しないのです。斯様な次第ではあります協會としては運動をやつて居るのです

#### 十一、計算書に第二種所得稅、資本利子稅、事件特別稅の列記を認めよ

○是は田部井さんにお願ひするのですけれども、實は他の土地ちやどうか知りませぬけれども、私群馬縣ですけれども、さつき一寸お話に出た税金に關する色々な書式、第二種所得稅と資本利子稅と、今度の北支事件特別稅、それは納付書は別々で仕方がないとしても計算書の方は一枚で列記して提出するのを許す税務署と許さない税務署がある。許さない税務署へ行つて話

をしますと此通り法律が全然違ふし、税課目が全然違ふのだから、是はちやんと監督局まで出る書類だから別々でなければ困る。それで居て他の税務署では其儘列記するのを許して居る。此頃では方々の税務署を歩いて結局大部分一通で間に合ふやうにしましたけれども、まだ一二の税務署ではそれを許さない。本支店で全部印刷したものを訂正して使つて居ります。是は上司から話があればそれで通ると思ひますから、大藏省にお出でになりました時分に主税局にお願ひして、その筋から一通でも差支ないと云ふことを一寸言つて戴きたい。

#### 十二、登記の際物件目録は不動文字の印刷を許すべし

もう一つそれに似た問題でございますが、不動産の登記をする場合の物件目録、あれに付て勸業銀行あたりでは、唯数字と所在場所だけを入れ、ば宜いやうにちやんと不動文字を印刷した物件目録が出来て居ります。それを許す登記所と許さない登記所がある。登記所へ行つて、勸業銀行では之をやつて行る。何處其處の登記所では認めて居るから通して呉れと言つても通

して呉れない。勸業銀行は特例だとか何とか云つて中々通して呉れない。然るに一方では勸業銀行と同じやうに私共の方で印刷した物件目録を通して呉れる登記所がある。是も恐らく登記所關係に手を廻したら皆一律で済むと思ひますが、是は一つ希望でございますけれども、お序がありましたら何處の役所でも同じやうに通るやうにお骨折を願ひたいと思ひます。

○田部井主事 其問題はお手数でも文書に書いて協會に御提出を願ひたいと思ひます。

○それでは歸りまして文書に書いて差出します。

#### 十三、登記所間の解釋の相違

○田部井主事 今の登記所の問題でございますけれども登記所は個別的にえらく解釋の違ひがあります。

○それは登記所の違ひではなくして、當事者の違ひです。登記所の主任が轉任すれば皆書式が違つて來る。例へば登記申請書に行印を捺させるのと、捺さないで唯代表取締役の判だけあれば通すのがある。其人が轉任して他の登記所へ行くと行印を捺さなければ通して呉れないから已不得行印を捺して持つて行くと云ふことになる。

○田部井主事 最近も斯う云ふ話を聞きました。是は或る特殊銀行ですが、或る問題で或る登記所と争ひまして、銀行では是はどうしても自分の方の主張が正しいと云ふので裁判沙汰にした。到頭大審院まで行きまして銀行側の勝訴になつた。さうなつたからサテやつてくれるだらうと思つたら、判決はどうあらうとも登記所はいかぬと云ふので——それちあ大審院が登記所に對して判決を執行せしむるやうな手續を執つて呉れるかと云ふと、是が申々又厄介なのです。それで結局裁判では勝つて居ながら七年間もまだ解決して居ないと云ふ問題があるさうでございます。登記所關係は中々ニガ手です。唯今の問題も研究しまして成べく御趣旨に副ふやうに努力したいと思つて居ります。

#### 十四、研究會を毎年數回、各地方に開催しては如何

○これは事務の簡捷と云ふ話題からは懸離れて居るかも知れませぬが、今回の催が非常に有意義であつたと云ふことから、年に一回だけでなく、是は何とか數回に分けて、講習會でなくても、研究會と云ふことにでもしてやつて戴くことは出来ないものでせうか。今回

お集りの方々は皆幹部の方と思ひますが、中堅所の事務の簡捷と云ふことに付て研究會を開いて戴いたら好いものが出るものではないかと思ひます。それには非常に遠隔の地に居られる方が多いのですから、之を地方々々に分けて關東支部、若くは關西支部と云ふやうなものを拵へて、そこで色々な方法を着々研究して貰つたらどうかと思ひます。さうして出来ることなら機關誌のやうなものも拵へて戴いて、それに何處では斯う云ふ研究があつたと云ふやうなことを發表して戴いたら、行員の向上と云ふ上に洵に好い事ではないかと思ひますので、是は協會に是非一つお願ひ致します。

#### 十五、各地方協議會の結成

○田部井主事 今の機關誌は實は出して居ります。協會の會報と云ふので、是は一箇月に一回位出せば宜いのでございますけれども、まだ手が足りませぬので、今のところ三箇月に一回出して居りますがそれにお話の様な事柄は載せられる仕組になつて居ります。それから地方支部を作つたらどうかと云ふお話でございますが、仰せの通り協會と云ふものが出来て居りながら地方の手足がないと云ふことは、一つの有機的な組織

として實に大きな缺陷でございまして、現在四國銀行同盟會とか中部地方銀行俱樂部とか其他色々地方的團體がありますので、さう云ふものと協會と一つの本部支部の關係を持つたらどうか、斯う考へましたのでございませう。所が構成組織が違ふのでございまして、例へば大銀行の支店長さんを含んでの地方的な團體もありますし、或は又預金一千萬圓以上の銀行だけがお集りになつて居る團體もございまして、必ずしも協會の仕組にびつたり合はないのであります。そこで現在のところ支部と云ふものはないのであります。所が今度資金調整法が布かれまして日本銀行の支店を中心にして、何々地方資金自治調整銀行團と云ふものが出来まして、普通銀行は限なく其銀行團に加はる事になりました、其幹事銀行さんは一覽表を日本銀行から貰ひました所が丁度當協會の役員銀行が殆ど其幹事を獨占して居るのであります。シンヂケート銀行さんは勿論入つて居りますが、それ以外の地方銀行と致しますと殆ど幹事銀行は當協會の役員がなつて居ります。唯神戸地方資金自治調整銀行團の幹事銀行は神戸銀行さんでございまして、是が當協會に未加入でございませう。唯神戸銀行さん一行だけが幹事銀行の中で當協會に入

つて居られぬ。それともう一つは大阪でございませう。大阪は三和、住友、野村の三銀行が何れもシンヂケート銀行で、此三銀行が幹事銀行になつて居られませう、當協會の會員は幹事になつて居らない譯でございませう、あとの地方は全部當協會の役員が幹事になつて居ります。そこで此各地方の銀行團を一つの單位として協會の支部組織に引直さうぢやないか、斯う云ふ議が起りまして色々主務省の方の意向も伺つたのであります。所が協會の定款に支部と云ふことを謳つてない。是は私が入ります前に出来た定款であります。支部と云ふことが謳つてないので、今直ちに支部と云ふものは作れない。そこで次善案と致しまして、各日本銀行の支店を中心とする區域に於ける會員銀行だけを全國地方銀行協會臨時何々地方協議會と云ふ名前でも付けまして、其自治調整銀行團の幹事に選任せられた會員銀行を以て委員と致しまして、其委員を中心にしての地方的な組織を作つたら宜いぢやないか、斯う考へまして先月十六日の理事會に諮つて既に可決されたのであります。それで一般會員銀行の方には、さう云ふものが出来ると云ふことだけは御通知してあります。どの地方ではどう云ふ役員が幹事銀行になつて居

るか、随つて此協議會の委員になつたかと云ふことは申上げてないのでありますけれども、近く其御通知致しまして、それを以て暫定的ではあります、一つの地方組織にしたいと考へて居ります。さうして何か問題がありましたら其委員銀行と其地方の當協會の役員銀行を中心にして地方的に時々お集りを願ひまして、是は全國的問題であるとお考へになりました場合には協會の方に御報告願ひますと、協會としては全國の委員にお集り願ひまして御協議の結果、當局に陳情するなり、或は全國的に同一行動を取るなりと云ふことをやりたいと思つて居ります。それからもつと斯う云ふやうな催しを度々開いたらどうかと云ふお話、是は洵に協會事務當局として感激に堪へない仰せでございませう、唯遠隔の地から行らつしやる方は二日や三日でわざ／＼東京まで出て來るのは困る、やはりやるなら一週間位續けて少し無理でも内容を成べく澤山盛つて貰ひたいと云ふ御希望もありまして、之を三日位に分けて二度三度やるので宜いか、やはり一年に一回位にして一週間位續けてやるが宜いか、一寸もう少し考へさして戴きたいと思ひませう。

#### 十六、抵當不動産を役場等が差押へた場合の對策

○一寸遅れましたけれども、先程の抵當物件を役場等が差押の件の便法と、それから不動産が流れた時の登録税とか取得税の扱ひ方に付て、私共北門銀行東京支店は主として、東京市の庶民的の不動産金融を扱つて居りますので、其便法の例を御參考までに申上げて見ます。抵當物件を役場等で差押へて二年も三年も放つて置きます場合は、主に其物件は役場等の方で先取權がない場合が多いのであります。それで吾々の方としては滞納額の多寡にもよる事ですが先づ役場等へ行つて交渉するのであります。さうして若し之を早く競賣して戴ければ税金を先取して貰ふ（滞納の全部又は一部）即ち税金に關する限り銀行の優先權を讓歩する等適當に妥協を付けます。さうしますと要するに役場等は税金が先取出来れば宜い譯ですから、直ちに公賣して呉れて居る例があります。尙二年も三年も放つて置かれると云ふことは處分上困りますから、無論是は何處でもおやりでせうが、直ちに代納して差押を解除して貰ひ同時に抵當權の實行をやつて居る。それから

來年は大阪と云ふやうに、將來關西と關東と交互に毎年おやり願ふやうに希望して置きます。(拍手)

### 十七、爲替の元帳はルーズ・リーフ式が便利

○一寸皆さんにお尋ねしたいのですが、元帳のカード式と云ふことに付て、私の方では現在口數が非常に多くて動きが少い特別當座に應用して居りますが、それを他店の元帳に應用すれば便利だらうとも考へられますし、又却ていけないとも考へられますが、實際之をおやりになつて居る方がありましたら實驗談をお聞かせを願ひたいと思ひます。

○私の方では實行致して居ります。非常に便利でありまして、記帳の場合に無駄な頁を付けて置く必要がない、一枚づゝ入用の度に記帳して行きます。毎日それを綴じて行くのですが半期に一回づつ集めましてバイディングして仕舞つて置くだけです。非常に便利だと思ひます。特別當座の方はバイディング式を應用して居りますが、爲替の元帳は全部ルーズ・リーフ式にして居ります。それと預金の元帳、當座勘定の元帳だけはバイディング式、貸越勘定はやはりルーズ

押へられて居る物件を公賣して貰ふと云ふ事即ち役場の方で優先権がないのを吾々の方で前述の通り讓歩して公賣を實行して貰ふと云ふことは、抵當權の實行をするより早く片が付くのとそれに不動産は差押中はその強制處分のやうなもので或る程度債務者の使用權を制限されますから、差押へられて居るが爲に將來それが銀行なり或は第三者に流れる場合に、惡意の賃借權とか色々な合法的權利が付いて居ても滞納處分による差押中に色々惡意のことをやつた事が無効になる場合がある。さう云ふ場合もありますからこんなのは寧ろ其差押を利用して公賣を實行して貰へば處分が早く付き、且物件の公賣落札人は差押後に付けた色々の惡意の權利を樂に排除出来ることであつて非常に助かつて居る例があります。

それから今の流込不動産の公課登録税の扱は吾々の方では其物件が非常に價値のある場合、即ち債權金額よりも非常に値打のある場合は、其登録税とか取得税は無流込不動産の原價に加算して居ります。それから其時價の如何に依ては経費で落す事もあります。

それから是は協會にお願ひして置きますが、先程も食堂でお話が出ましたやうに斯う云ふ催は今年は東京

・リーフ式です。それは問題にならない程便利だと思ひます。爲替の元帳で普通のバイディング式を使つて居りますと空頁が澤山出来るだらうと思ひます。豫め銀行別に口座を取つて置かなくちやなりません。それで餘計な頁が澤山出来まますけれども、ルーズ・リーフ式だと入用だけ使へますから非常に便利であります。

○餘白を取る上に便利でございますが、唯爲替のやうに非常に取り引の出入の多い場合、帳合するときには合せ悪いと云ふやうなことはありませぬか。

○別にさう云ふことはないやうに思ひます。

○柳田座長 今のルーズ・リーフ式とかカード式とか云ふのは大藏省あたりで何か言ひませぬか。

○それは半期毎にもやんと製本して居ります。毎日々々ためて置きますと此位の厚さ(約二寸)になりますから、それを別に取つて置く。半期にもやんと製本してしまへば普通の帳簿と同じことになる譯です。唯期間中だけが一寸頁が繋がつて居ない譯ですが、唯あとの保存の方さへ巧くすれば非常に結構だと思ひます。

○他店の元帳をルーズ・リーフ式にすることは非常に便利でせうが、當期間出入のないと云ふ取引がありま

す場合にはリーフを設けてゐらつしやいますか。

○それは期の初、帳簿を繰越すときに皆口座を取りますからやつぱり一頁取つて置きます。

○さうすると相當休止取引があればそれだけ餘分にリーフを使ふと云ふことになりませぬ。

○なりますけれども、爲替の取引先は常に注意して居りまして、餘り出入のない所は御解約願ふことにして居りますから、全然數期に亘つて御取引がないと云ふことは減多にないのであります。

### 十八、爲替契約のみありて實際取引なき場合の處理

○是は私共未實行のものでございますけれども、今の他店元帳をリーフにした場合、當期間取引がないと云ふものを生じて、餘分にリーフを作つて全く使はない口座だけ設けた取引を置くと云ふことは相當調べて見ますと、爲替契約に付ては注意を致しまして、尙ほ往々生ずる問題であります。さう云ふ場合にそれではどう云ふ風に始末したら宜いかと云ふ問題ですが、契約の存する限りは普通銀行では貸越契約書の契約と同様に口座だけは是非設ける必要があると云ふ意見と、

取引がなければ設けなくても宜いと云ふ意見とがあるやうであります。私共としましては取引のないものは一つ省略しまして、其代り索引か何かに常期間の出入は是々のものはなかつたと云ふことを明瞭にして置けば、リーフの方の節約にもなるのではないかと云ふことを唯今私見として考へて居ります。まだ実行は致して居りませぬ。

○唯今のお話は帳簿をカード式にするかと云ふお話ですか。

○私の申したのはリーフの場合でございます。

○柳田座長 今のお話はカード式とかルーズ・リーフ式とか一切さう云ふもので、綴合式の帳簿はお使ひにならないのですか。

○預金の元帳と貸付の元帳は全部バインディング式でやつて居ります。是もリーフ式が宜いのぢやないかと思ひまして今研究して居りますけれども、リーフ式は本當の元帳と云ふ定義から言つて一寸疑問があると云ふ説があります。貸付の元帳とか預金の元帳、殊に當座勘定の元帳なんかは豫想して取つてあつても足りないことがありますし、思はない人が急に取引が出るということがありますから、さう云ふときに繰越したりする關

係が非常に面倒でありますから、全部リーフ式にしたと云ふ意向を以ちまして今研究中であります。實際は今預金と貸付だけはバインディング式をやつて居ります。

○リーフは装幀をしない爲に非常に安くなりますね、必要な部分だけ作れば宜いから無駄を使はないで済みます。

#### 十九、爲替勘定報告書を以て其儘相手方銀行の傳票とする方法

○私は或はもう御實行爲さつて居る所がおありだらうと思ひますけれども、本支店勘定の報告を略して、相手の店が直ぐ傳票を之に使ふやうにやつて居ります。それは借方勘定ならば先方に行つて貸方に傳票が作られますから、其傳票を報告傳票として直ぐ向ふの店へ行つて傳票になるやうにやつて居ります。是は大變便利でありまして経費の節約も非常に大きなものがございます。さうして寫す手数がなくなりますから自然間違ひがなくなる。又索引に非常に樂であります。引合せの必要がない。相手方の傳票さへ作れば宜い譯です。それを實行して居ります。或は他におやり

になつて居る處もございませぬかも知れませぬが、御參考までに申上げて置きます。

○柳田座長 大變結構ですが、爲替の報告書が其儘先方へ行つて傳票に使はれると云ふのですか。

○本支店勘定だけです。他店は相手方と協定しないと出来ませぬから本支店だけやつて居ります。

○柳田座長 勘定は一枚一件ですね。

○向ふへ行つて必ず作らなければならぬ勘定の傳票をこちらで作つてやります。さうして報告を略してしまふ先へ行つてこちらの報告が先の傳票になる。

○水戸の常陽であります。それは私の方でもやつて居ります。非常に便利であります。それは總て報告傳票を作つて居ります。本支店の元帳にはその日のものを合計してやつて居ります。相手方の他店の勘定になるものは報告傳票を一枚にしてやつて居る。それを利用すると非常に便利であります。

○傳票代用にするならば一枚の傳票には一口しか書けない譯ですね。さうすると報告の口數が澤山ある場合には傳票の數が殖える譯ですか。

○澤山書けます。

○科目の違ふやうな場合には……

○其店との場合は科目は大抵違はない。

○さう致しますと傳票の様式が違ふのだらうと思ひますが、私の方は増補日記をつけませぬから、日記帳は科目の總計だけを上げまして傳票を日記帳代用にして居りますので、傳票は一科目主義でございます。一枚の傳票は一つの科目と云ふことになつて居ります。

○本支店間ならば出来ませぬ。違ふのはやはり作る、どうしても作らなければならぬものは違へて作つて居ります。

○先に行つて受ける方は幾つかの勘定科目に分れる本支店間は貸借は一つ尻ですから一つで宜い、相手が違ふと何枚にも分れるかも知れないが、こちらは本支店間だから一本で宜い、受取つた方は名前が分るだけで、受取つた方は何枚か作る。

○今の説明は一寸分りませぬが……

○支店に付け替を起す場合に本店で其付け替に對する傳票を作ります。其傳票を報告として作つてやつて、それが直ぐに本店に行つて傳票になる。さうすると支店へ報告を送る其報告の費用が全然なくなる、さうして本店で支店から來た報告を見て傳票を作る必要がない、寫す手数がなくなる。

○支店の元帳にはどんな風に記けますか。

○元帳は同じであります。唯報告を略する。

○支拂傳票と入金傳票をあべこべに作るのです。

○本店は支店に對して當座貸越を送つた場合には本店では入り傳票に作る。

○本店から支店に當座報告に繰入れて送ります。本當ならば支店から赤い入金傳票で報告する。

○支店に本店傳票と當座の傳票と二枚起す譯ですか。

○二枚起さない、本店では當座の傳票を起す、支店勘定の傳票が報告で済む譯であります。

○柳田さん、今の問題は要するに傳票の問題でありませんが、報告の様式に傳票を作るか、或は從來の振替傳票一枚でやるか、此問題は傳票の組織から、傳票が報告に代る、斯う云ふ問題ですから、要するに傳票の研究からしなければならぬ、傳票報告用紙の違つて居る銀行が可なりあると思ひますが、色々お扱ひになる關係で此問題が十分分つて居られる方もあるし、又分らない方もある、二枚傳票でなく從來の一枚傳票を使つて居られる銀行の方には豫想が付かないと思ひます。今の問題は非常に時間を長く掛けて説明しなければ分らない問題でありますから、此邊で打切つたらどうで

すか。

○柳田座長 それでは此問題は其位にしまして何か外に御意見がありましたら御發表願ひたいと思ひます。

## 二十、滞納税金を代納して抵當不動産の差押を解除して貰ふ利害

○田部井主事 先程の北門銀行さんのお話の途中から出てしまひましていま又中途から申上げて失禮であります、先程の不動産を税務署が差押へた場合に、税金さへ取れば税務署は勿論解除するのだからと云ふので代納される場合、東京の裁判所では今度銀行が抵當權を實行して處分した價格の中から其代納した税金を返して呉れる、所謂共益費用と見まして返して呉れることになつて居る。

○今迄返して貰つた例がないのであります。

○田部井主事 私の聞くとくところでは東京の裁判所では返して呉れるさうであります。が、併し他の地方では返してくれない。

○特別の場合には一二の所では返されるさうであります、地方では共益費用と見ないと云ふ所が多いさうであります。

## ○田部井主事

税務署が中々差押を解除しないのは銀行に代納させやうと云ふのが一つの狙ひ所ではないかと思ひます。然し銀行としては後でその代納した金額が回収出来なければ困りはしませんか、代納で問題が解決すれば簡単ですが……

○莫大なる滞納税金で無い限り必要な處分費用の意味で代納と同時に差押を解除して貰ひ、抵當權の實行をやります。然し場合によつては代納すると又新規に競賣申立手續其他面倒の手續と日月を要しますし、又今迄折角押へて呉れた事——押へると云ふことは一つの制限になりますから——即ち差押後に付けた色々悪い合法的の第三者の權利が差押を解除された爲に新に抵當權を實行するにしても生きて来る、さう云ふ場合には處分手續簡易の其差押を利用して寧ろ公賣をやつて貰ふ、そして若しそれを直に公賣して貰つたら其税金は特に銀行の優先權を讓歩して役場の方で公賣代金中より先取して貰ひます。一寸變則であります、さう云ふ風にして代納税金の回収などは問題にせず、早く抵當物件を處分して居ります。

## 二十一、税務署が差押中の物件に對しても抵當權の實行を認めしむべし

○單に拂つたり何かするなら問題はない譯ですが、其場合に抵當權の執行を裁判所で受付けない、是は抵當權の執行は差押があつても構はない、却下しない、斯う云ふ場合があるのであります。それは本や何かに書いてある。今まで協會の方で大藏省の方へ歎願して居るやうであります、もう一つ司法省へ歎願して、金融業者が抵當權の執行をする場合に、假令税金其他の差押があつても其抵當權の執行を受理するやうにと云ふことをお願したいと思ひます。

○田部井主事 どうも現に差押られてゐるものに付て更に抵當權を實行すると云ふことは難しいのぢやないかと思ひます。

○さうすると大藏省に對しましては同じ税金を納めて居る吾々銀行業者の權利を拘束しても構はないと云ふことになつて、随分それは矛盾することになります。司法省に願ひして、差押をされて居るものに金融業者が抵當權の執行をする時には、滞納税金の差押があつてもそれを却下しない。受理すると云ふことにすれ

ば問題はなからうと思ひます。

○田部井主事 唯差押へてあるものに對して抵當權の實行が出来ることとは技術上、手續上から見て難しいことではないのですか。

○柳田座長 今のは法律を改正して貰ひたいと云ふ御希望のやうであります、それは中々難しいのであります。

併し此問題はさう云ふ風に法律を改正して戴ければ大變都合が好い、是は御希望として承つて置くことにして、一つ前へ進みませう。

## 二十二、讓渡禁止約款ある預金につき

### 轉付命令を受けた場合は如何

○大分問題が事務の簡捷から法律の方に移つたやうでありますから、一寸序でに先輩の御意見を承りたいと思ひます。銀行預金の讓渡禁止、質入禁止の約款のあることは恐らく皆さんの銀行でもさうなつて居るだらうと思ひますが、讓渡禁止、質入禁止の制限約款のある預金を、差押轉付命令を受けた場合にはどうするか斯う云ふ問題でございます。それで無論差押債權者が轉付權者が善意であれば、今の讓渡禁止のあるこ

とを知つてない場合は支拂つても宜しいけれども、惡意である場合、知つて居つた場合には拂へない。斯う云ふことの判例になつて居るやうであります。而して私共の方では屢々さう云ふ預金に轉付命令を受けて支拂に困る場合があります。果して善意であるか、惡意であるかと云ふ判断に迷つた結果、結局判決でもあつたら拂ふと云ふことで支拂を拒みますと、遂に轉付預金の支拂請求と云ふやうな問題を起して來まして、さうして假に銀行が負けたとなりますと、轉付をしてから支拂ふ迄の期間に對する年六分の商法上の損害金を支拂へ、斯う云ふ問題も考へられる。五厘か六厘の特別當座を預つて置きました、六分の損害金を取られますと非常に高率な預金となり、又應訴すれば相當費用も嵩むと云ふやうなことになるまして、事實迷惑をする問題であります、此點に付きまして如何様にお取扱になつてゐらつしやいますか、教へて戴きたいと思ひます。

○さう云ふ場合に供託をしてはどうでございますか。  
○供託をするのは至極結構なのでありますけれども、供託の結果がどうなるかと云ふことを調べて見ますと供託を爲し得る時は支拂人の辨濟を受取人が拒んだ場

合、若くは受取人が知れなかつた場合、斯う云ふことになつて居るだらうと思ひます。さうすると轉付命令に依つて特定の預金者が分つて居るけれども、讓渡禁止が付いて居る爲に轉付權者へ拂つたならば宜いか、或は預金者へ拂つたならば宜いか、受取人が分らない斯う云ふ場合になつて供託が一應出来るだらうと思ひます。所で供託した後の結果がどうなるかと言ひますと、供託した預金を轉付權者が受取らんとする爲には確定判決がなければ裁判所が支拂はないさうです。さうすると問題は又元に戻りまして、確定判決を受けるが爲に銀行を相手方として、お前の方で供託した預金は私の方で受取るべきものである、斯う云ふ争ひを起して判決を得んとします。さうすると何れにしましても廻り道はしますけれども、銀行は相手方として訴訟の對象にならなければならぬ。斯う云ふことになるだらうと思ひます。事實さうなつて居るやうであります。屢々困難を感じて居ります。

○柳田座長 今のは法律問題であります、あなたの方では讓渡禁止をしてある預金だから差押債權者に拂ひたくないと思ふのですか。

○いや其讓渡禁止のあることを知つて居る債權者には

支拂はないと云ふことになります。判例に依つて……それを押して拂つてやると、さうすると今度は又預金者が現れて、預金約款に依つて讓渡禁止となつて居る預金をお前の方では拂ふべからざる者に拂つたではないか、だからこちらに戻せと斯う云ふことを言はれる、但し讓渡禁止の約款は債權者の利益の爲に設くるものだ、斯う云ふ判例がありますから、大體に於て支拂つても損害を要償されるやうな場合は少いと思ひますけれども、併し絶對的のものぢやないものですから困ることになります。

○それは法律問題ですから、相當權威者に研究して貰はなければ分らぬと思ひます。

○柳田座長 今色々法律の問題が出ましたが、法律の問題で研究し、又疑問があり研究を要する問題がありましたら、協會の方の會報へ投稿して下さると掲載して下さるさうでありますから、さう云ふ疑問の法律問題がありましたら、投稿して戴いて皆さんと共に是から研究することに行きたいと思ひます。

## 二十三、特別當座預金の受取書と印紙

### 税問題

○唯今こちらに全国の銀行さんがお集りでございますから、御意見を伺ひたいと思ひますが、特別當座預金をお支拂になる場合には二つの方法があつて殆んど昔から行はれて居ります。一つは通帳で其儘拂ふ、それから受取書拂ひと二つございますが、あれに對して曾て今何年頃か記憶して居りませぬけれども、大阪で受取書に對して課税をしたことがございました。それに對して其當時色々問題になり、どう云ふ風な譯でありましたか、幸ひ其儘に放任されて居つたと思ひますが今後斯う云ふ時勢になりまして、政府は益々増税をしようと思ふ時でございますから、さう云ふ方面に對して必ず何とか將來考へられることになると思ひますが是は現在でも特別當座の受取書に法人のものに對しては確か印紙を貼らせる所が多いのではないかと思ひます。唯個人のもは所謂營業に非ざる受取書と看做して印紙を貼らして居ないが、税務署ではさう云ふ見解を持つて居るやうでありますから、それを今後一々區別して拂はせる、斯う云ふことになりまして、銀行も非常に手数でありますし、又延いては元の受取書を用ひないで拂ふ方法に改めると云ふことになる、支拂の證據は何も残らない、さう云ふことになると非常に

○柳田座長 それでは次に移りませう。

#### 二十四、支店監督制度に就て

○銀行が大藏省、日本銀行の方面に從來色々報告書を提出する義務があつたのですが、それが今回の臨時資金調整法で、更に又餘分に色々な報告義務を背負込んだのであります、之をやります時に、今まで私共の方では各支店から報告を皆載いてさうしてそれを本店で纏めて出すと云ふやうにして居りましたのであります、是は既に他の銀行さんではおやりのことだと思ひますが、帳簿を複式にして、預金の方はむづかしいとして、貸付などは或は日報を取つて居られる所があると思ひます。本店で皆集めてやる、帳簿を複式にして、支店から一々報告を得ないで本店で直ぐやると云ふやうな組織にして居られるやうな所が或はあるかと思ひます。若しさう云ふ組織をお探りの所がありましたらやり方などに付て御聴きしたいと思ひます。

尚それに關聯して検査の方であります。各支店の書面検査の場合に、私共の方では實はまだ日報に依つてやつて居るのであります、是は日報を取つて居られる方が大部分でおありでないかと思ふのであります

危険性がありますから、お互に斯う云ふ會で以て特に斯う云ふものに對しては免除して呉れる、或は減税して貰ひたいと思ふ運動を起す、或は申出ると云ふことが必要ではないかと思ふのであります。現在に於て殆ど受取書拂ひの所が多いやうであります、名前を擧げてお差支があると困りますけれども、東京の三井銀行さんですか、一行だけが未だに通帳拂ひをやつて居らつしやると云ふのであります、是は將來印紙税法に引掛つて来るだらうと思はれるから、それでやはり相變らず實行して居ると云ふお話のある位ですから、將來どうしても受取書と印紙税の問題は必ず具體化して来る時期があるのではないか、さう云ふ場合には斯う云ふやうな會で以て然るべき解決策を講ずるのが本當であつて、それは個人々々では營業でないやうな文句を言つても通らないのでありますから、それは團體の力でそれに課税することは、延いては營業の上にも支障を來すと云ふ理由に依つて申出るべきものではないかと考へますので、一寸皆さんの御意見を伺ひます。○それは先般大藏省の事務官の御講演を伺つた際に其方に永田さんからお話になりました、回答を願ふことになつて居ります。

どう云ふものでありませう、若し御差支なかつたら御聴きしたいと思ふのであります。

○纏めて出しますね。其時に於て普通私の方では月末に於て一括しては貸出明細書を出します。手形貸付商業手形、當座貸越……

○それは本店でせう。

○さうです。それを今のお話ですと、毎日取引のあつた場合に於て、其新規の貸出を本店に報告し、本店に於ては一つの元帳を作ります。どう云ふ風になつて居りますか知りませぬが、安田さんあたりに伺ひますと營業部と本部とありまして、營業部の仕事を本部に於て複式の帳簿に付ける、さう云ふやうに支店が營業部であつて、本店が本部であると云ふやうな形式で、本店で個々の其日の日報に依りまして所謂あちらの手形の元帳と同じやうな元帳を作つて、それに依つて報告を纏めて出す。斯う云ふ意味だらうと思ひます。

○柳田座長 其報告を直接本店で纏めて出して居るか或は支店からの報告を徴して之を集計して出すか、斯う云ふのですな。

○さうです。

○それは本店で纏めるのが至當でせう。



○纏めるのですか、残高明細表を月末に一編に出しますな、それに依つて出すか、それとも日報と稱するものを毎日報告せしめてそれを本店で残高を……

○要するに本店が如何に支店を統轄し監督して居るか云ふことですよ。

○吾々の方は各支店から月末表を取りまして、それを一冊の残高表に別に拵へて居ります。それを翌月五日以内にやると云ふやうにやつて居ります。

### 二十五、徴税手数料の交付を要望す

○私は最後に、是は従来唱へられて居る問題であるとは思ひますが、税務に關する徴收、報告事務其他が色々銀行に於て殖えて居ります。人件費其他の費用も相當掛つて居ります。之に對してやはり協會を通じまして相當の交付金を與へて貰ふことを要望するところが一つは經費の節約、業務の合理化と云ふ見地から本協會の目的を達成する途ではないか、斯う思ふので

○**田部井主事** 其問題は豫て中國普通銀行協會の方からも協會に是非陳情して貰ひたいと云ふ御希望がありまして、適當な時機を狙つて居る譯であります。唯御

存じのやうに近く税制の相當根本的改革があるのであります。この時に當つて吾々は信用組合と貯蓄銀行貯金に對する普通銀行預金の課税均衡問題と云ふ大きな要求を控へて居りますので餘り、多岐に亘る要望を致しますと大きな所で却つて不利益を來します。それで陳情等に當つても相當政治的な考慮を拂つて居る譯であります。

### 二十六、預金課税均衡問題

○預金利子に對する課税問題では種々御厄介になつて居りますが、あの御盡力は力を緩めずにやつて戴きたいと思ひます。

○**田部井主事** 是も決して責任を回避する譯ではないのであります。あれは向ふに課税するか、或は協會が案を作つたやうにこちらが、二千圓以下の預金だけでも免除して貰ふかと云ふ二つの方法があるのであります。斯う云ふ御存じのやうな世間の情勢だものでございまして、減税と云ふことは其理由の如何に拘らず中々通り難いのであります。そこで向ふに課けると云ふことが唯一の途であります。御存じのやうに産業組合と云ふものは非常に大きな政治的勢力でござい

まして、こちらに免税して呉れ、或は向ふに課税して呉れと云ふことを議會なんかにも運動したのでございませうが中々効果が擧げられない。纔に貴族院に於て或方からそれを豫算總會に於て要求して戴いたのでありますけれども、それは多分に政治的な勢力關係がありまして、協會が理屈上斯うだと主張したゞけで今度の税制改革に當り吾々の希望が通るか云ふことになりましてと冷靜に觀察した場合、一寸樂觀出來ないのであります。

○さうすると政治的運動でもやれば……

○**田部井主事** それは一に協會を中心に本當に地方銀行が鞏固なる有機的結成をするかどうかと云ふことに懸つて居るのであります。いま代議士を幾人出すか

と云ふやうな問題ではないのであります。本當に政治的にも經濟的にも地方銀行と云ふものが一團となつての勢力となれば、其時は此問題は必ず解決されるだらう、斯う考へて居ります。(拍手)

○**田部井主事** 丁度定刻の三時になりましたので是で以て此一週間に亘る講習會を閉會致したいと思います。事務上に付きましては精々一生懸命やつた積りでございます。色々と又手落がありました。嘸御不満が多かつたかと思ひますが、どうぞ之に御懲りなく此次開きます時にも亦大勢おいで下さいませうにお願致します。

# 時局と協會

事件突發と共に全會員に

## 銀行局長通牒を發送

七月上旬北支事件の勃發と共に政府は政界、財界、言論界はじめ國民一般の協力一致を求め先以て精神的總動員を行つたが協會の中村常任理事は田部井書記を伴ひ十二日夕永田町大藏大臣官邸に於て入野銀行局長に面會協會を通じ左の通牒を全國會員銀行に至急通達せられ度き旨依頼せられたので、直にこれを謄寫發達し、同時に當局の意の在る處を充分諒承し善處せられんことを要望した。

今回ノ事變ニ際シ地方財界ノ指導的立場ニ在ル地方銀行業者各位ハ努メテ平靜ヲ持シ苟モ狼狽事ヲ誤ルナキ様吳々モ注意セラレ度シ。財務當局トシテ當面最モ重要視シツ、アルハ對外的ニハ爲替相場、對內的ニハ國債市價ノ維持コレナリ。前者ニ對シテハ既ニ政府ハ爲替管理ノ徹底、其他各種ノ方策ヲ施シテ萬全ヲ期シツ、アリ、地方銀行ハ

比較的關係稀薄ナルベキモ努メテ政府ノ方針ニ順應シ之ヲ支持セラレ度シ。國債ニ對シテハ地方銀行ハ大投資機關タリ、從ツテ其ノ態度ハ一般ニ影響スル處少カラズ、仍テ克ク大局ノ利益ヲ洞察シ市價ノ安定維持ニ關シ充分協力セラレ度シ。尙資金投下ノ方向ニツキテハ、何レ財政經濟政策ニ關スル所謂「三原則」ノ具體的計畫樹立ヲ俟チテ其ノ方針ヲ示サル、機會アルベク然ルトキハ地方銀行モヨク之ノ國家的見地ニ立チテ運営セラレ度クソレ以前ト雖モ夫々ノ裁量ヲ以テ貸出内容ノ緩急ヲ識別シ善處セラレ度シ。將來更ニ協力ヲ希望スベキ事生ズベキモ差當ツテハ右ノ諸點ニ付キ地方銀行業者各位ノ諒解ヲ求メ協力ヲ依頼スルモノナリ。

## 全國會員銀行に代り

### ▼時局に對する申合を爲す▲

#### 第五回理事監事會

##### 午前の部

越へて八月六日左の書面を理事、監事に發送し同月十六日第五回理事監事會開催の旨を通知した。

拜啓陳者北支事變ノ成行ハ未ダ逆賭スベカラズト雖モ而モコレヲ契機トシテ財界、金融上ニハ一段ト統制主義的色彩濃化サレントスル傾向有之、コノ際我銀行界ニ於テモ克ク時局ノ動向ヲ察知シ速ニコレニ適應對處スルノ要可有之ト存セラレ候。就テハ左記ノ通り第五回理事監事會ヲ開催シ、大藏省並ニ日本銀行當局ノ御出席ヲ請フテ時局問題殊ニ今後ノ財政金融ノ見透シ政策ノ方向等ニ付キ成可ク立入リタル説明ヲ聽取シ更ニ相互ニ意見交換ヲ行ヒ度ク萬障御繰合御出席被成下度候。

左記(省略)

#### 第五回理事監事會

斯くて第五回理事監事會は八月十六日午前十時から午後三時に亘つて東京銀行集會所に開催、炎暑を押し、て役員三十四氏參集。常任理事ニ鈴木(足利)永田(武州)中村(東京手形交換所)岡野(駿河)廣野(滋賀)柳父(藝備)原(石原代理)(五十二)土屋(十七)理事ニ楠(北海道)木村(七十七)村山(秋田)龜山(常陽)古莊(千葉合同)富永(日本晝夜)渡邊(昭和)阿野(十五)中村(横濱興信)南部(第四)中田(十二)市橋(福井)高林(遠州)中村(静岡三十五)大澤(百五)中村(中國)佐藤(百十)山本(四國)里見(高松百十四)田中(阿波商業)陶山(佐賀百六)松田(十八)藤田(大分合同)湯地(第四百十七)監事ニ森村(群馬大同)峰村(八十二)神谷(日本信託)午前中は日本銀行當局より時局問題を伺ひ協議懇談

を行つた。即ち日銀よりの來賓次の通り

副總裁 津島 壽一 殿  
理事 平瀬 愛雄 殿  
考査部長 松林 章 殿  
秘書役 門川 暴 殿

先づ鈴木常任理事より挨拶並に事務報告ありたる後、津島副總裁殿より約一時間に亘り時局の重大性、特に爲替、物價、公債等主要題目に就て詳細に現下の状態と當局の方針を説明され、併せて金融業者の取るべき態度を明かにされた。(御講演速記録ハ當日午後ニ於ケル入間野銀行局長殿ノ訓示ト共ニ印刷シ全會員ニ頒布シタ……協會)

これに對し鈴木常任理事謝辭を述べ、次で懇談に入つた。主たる質問應答の要旨は次の通り

### 日銀當局との懇談内容

**湯地理事** 本年の輸入超過はどの位になるお見込ですか。

爲替相場は一志二片を正貨現送其他によつて飽くまで維持される方針ですか。

目下は夜を日についての生産力擴充を行つてゐるが

時局が急轉して軍縮會議でも始まり反動が來た場合は如何にする方針でありますか。

津島日本銀行副總裁 今の御質問の第一點は貿易と爲替との將來のことです。貿易は八月上旬まで輸出は十九億六千萬圓輸入二十七億一千萬圓となり多額の入超となりました。然し輸入の多い理由は相常見越輸入が多いやうです。倉庫の在荷高を見ても輸入貨物は昨年の今頃と比較して五割とか八割は多いのです。それは物に依つて違ひます、そこで斯う云ふ輸入超過は今年は特別に多くなつた。來年はさう多くはないと豫想されます。今の状態では吾々は金の現送その他で之が決済を支障なくやつて居る譯であります。

それから時局關係でどうなるかと云ふことは一番むづかしいことです。それから貿易外の収入もあります、それにも或る程度の影響を受けるものと見て居ります。此等の各種の事情を考慮して、國際收支の調節を圖り、尙爲替管理の運用に依て、爲替相場の維持を圖ると云ふ決心であります。自由に放任しては六ヶ敷い事柄も此等の對策に依つて充分やつて行けるのであります。

それから第二には生産擴充の問題であります。生産擴充を圖らねばならぬと云つて何でも減茶苦茶にやつて宜いと云ふ意味ではありません。是は我國産業上非常に必要だと云ふもの、是ならやつて宜しい、採算も採れると、總ての御膳立が出来てさうして之れに次で金が要ると云ふやうなものに對して融通すると云ふ建前であるべきです。慎重の用意を忘れてはなりません。軍需關係工業の如き國防上絶対必要なものがあるのです。將來軍縮で豫算が縮少したらどうかと云ふお話であります。當分さう云ふ事態は中々生じますまい、又平和産業に轉換し得る用意も必要かと存じます。

**村山理事代理** 吾々地方銀行も此非常時國策に順應して國債の消化に努むべきですが、若し地方銀行に義務として國債を持たしめるとせば何を基準として割當るべきですか。

**津島副總裁** 日本銀行としては金融機關に對して無理をして國債を押し付けると云ふ考へは持つて居りませぬ、從て今の處どう云ふ標準を以て之に割當てると云ふやうなことに付具體的に考へて居りませぬ。各金融機關が自發的にその資力に應じて之を引

受けると云ふ建前を採るべきであると考へます、國債「シンヂケート」の引受にあつても此の趣旨でやつた譯です。國債買入の標準の如き各々自主的に考慮すべきでしょう、私一寸聞いた所では生命保險協會あたりでは公債を持つて居る額が非常に少い保險會社の如きは差當りの第一著手として他の保險會社の平均保有割合迄は買足して行かう、その上で運用資産の何割何分位迄は國債に投資しやうと云ふやうな申合せをして居ると云ふことです。非常に資産が多くて所有有價證券は多いが其中で國債が割合に少い會社もあり又割合に多い會社もある、それ等の割合ひを見て然るべく決めると云ふことも一種のやり方と存じます。要するに今後國債の發行の必要に應じ、金融機關としては最善の方法を盡して之に協力すると云ふ立場を採ると云ふことが肝要であると思ひます。

**中田理事** 日本銀行に對する買戻條件付の國債賣却あれは從來通り年末締切ですか。

**津島副總裁** それは何時でも構ひませぬ。

**中田理事** あれはやはり買入金と致しましてこちらでは賣却したことになるのですか。

**津島副總裁** それはその通りです。

**中田理事** あれは別段期限にどうか云ふ制限はないのですね。

**津島副總裁** 期限ですか、一般の貸出と共に相當の制限はして居ります、個々の取引に際して決めます  
**中田理事** 大體一箇月とか、何か條件があるのですか。

**津島副總裁** 賣戻條件の方は幾らか期限を短くして居りますね、國債擔保貸付の期限に付ては多少ゆとりがあります。

**鈴木理事** 金融の逼迫した時に再三體驗して來た問題ですが、例へば昭和二年の恐慌のやうな時、何ぼかの準備をしようと思つて日本銀行に驅付ける時に窓口で間に合ふ條件で參つても相當に輻輳することは幾度となく何時も同じなのであります。更に窓口で纏まらない、所謂特別の御貸出を願ふと云ふやうな事務的の仕事が其緊急の場合今までは中々時間が掛りました。一例を挙げれば昭和二年の恐慌のやうな時には三十分の差に依つて大きな興廢が岐れるのであります、是は吾々が東京に支店を持つて居つても中々心配になるのであります、東京に支店のない

銀行に於きましては更に困るだらうと思ふのです。

之に對して本席に於ける話題として是非松林さんに御願致して置きたいと思ひますことは、窓口で即日に合ふものですらもう少し何とか迅速な手續でやつて戴くやうに普段の御相談を一つ致したいと思ふのであります、況や窓口で間に合はない事態に即した御融通を願ふと云ふが如きものに至つては、手間取つた爲に第一次の輸送は出來たが第二次輸送に時間が足りなかつたと云ふやうなことはないやうに是は何か豫め時間を融通して置いて戴く途はないものかと普段考へて居るのであります、私共などは東京に近いものですから、三時間動員と稱しまして日本銀行から持出して三時間以内に自分の支店に全部分配をしまふと云ふことを度々演習して居るのであります、斯う云ふことを考へるに付けても、あゝ云ふ時に際會して日本銀行に迅速に取扱をして貰ふと云ふ普段の準備をして戴ければ大變心強いと思ふのであります、是には例へば取扱銀行に對して窓口で間に合ふ貸出は幾ら、特別協約の貸出は幾らとか、第一次、第二次、第三次と云ふやうな工作か何かして貰へるやうにすればお互に大變都合が好いと

ひます。

**平瀬日本銀行理事** 私の方は昔はどんなことがあつたかも知れませぬが近頃は餘りさう云ふことはない積りであります、それから据置は餘り無制限にやるとあんなの方で御困りのことがありはしないかと思ひます、そうでなければ便宜の取扱は致したいと思ひます。

**中田理事** 其事に付きましては私共大藏省に參りまして、据置になつて居りましても其金を使用して居らぬのに準備から除くと云ふことは少し不合理のやうに考へまして大藏當局にも始終申上げて居るのであります、まだ實現の運びに至つて居りませぬ、据置を使用したのは勿論準備が終るのであります、今据置してあるものはさうではないと思ひますが、今申上げる通り準備から除かれると云ふことになるか或は體裁上洵に準備が少いと見られる場合もないではないと思はれるのであります。

**午後部**

午後一時半より會議を再開、大藏省よりの來賓は次の通り

銀行局長 入間野武雄殿

思ふのであります、之に對しても抵當物件が不備ではないかと云ふやうなこともあるだらうと思ひますが、是はさう云ふ便利な案が立つて抵當物件を取捨加除して置くと云ふことさへ出來れば斯う云ふ際にはきつとやりよいと思ふのであります、左様な逼迫した事態は最近にはまだ來ないと思ふのであります、今日こんなことを申上げて置きました、一つ御研究の材料にして戴きたいと思ふのであります。  
**中田理事** 唯今のお話に關聯致しますが、据置擔保と云ふものは幾らでも無制限に御預り下さると云ふ譯には行かないのでありませうか、國債など見返のものには始終發表になりませぬから分りませぬが、國債を据置にすると云ふことは金を借りる度毎に表を作るので非常に面倒であります、常に何百萬か御預けして置きました、手形さへ書けば直ぐ出して下さると云ふやうなことに出來れば大變都合が好いと思ひます、多くなるとさう餘計はいかないと云ふやうなお話も偶には聞くこともありますが、それは何か何處の銀行なら幾らと云ふやうな御内定でもあるのでありませうか、据置であれば國債なら無制限で差支ないと云ふやうなことになれば非常に好都合だと思

日本銀行監理官 湯本武雄殿  
 普通銀行課長 小宮陽殿  
 調査課長 廣瀬經一殿  
 庶民金融課長 岸喜一雄殿  
 特別銀行課長 山際正道殿

先づ鈴木常任理事より來賓に對し炎暑の砌、且又事變關係にて殊更御多忙中來臨を辱ふせるを謝し、次で入間野銀行局長殿より時局の重大性に鑑み國債消化並に市價維持に努むべき事、資金の自主的統制を圖り、恩恵防止に留意すべき事等につき訓示（印刷し全會員に頒布す）あり、これに對し鈴木理事、協力一致政府の趣旨を體し善處すべき旨答へ、更に今や事變の不擴大方針一擲されたる以上國費の大膨脹は不可避で従つて早晚増税の免れないことは覺悟の前であるが、たゞ近來收益の低い銀行業に負擔偏重の嫌ひなきにしも非ず、當局として次の機會より充分負擔均衡に留意あらんことを希望し、轉じて理事、監事に向ひこの問題に關聯し豫て協會の要望し來れる普通銀行預金と信用組合並に貯蓄銀行貯金との課税均衡問題につき、再び左の案文を以つて大藏大臣に陳情せんことを諮つた。

陳情案

税ヲ免除セラレ度シ。

これに對し時局重大國庫多端の折柄「減税」を陳情するはその理由如何に拘らず面白からずとの議起り、原案を訂正することゝなつた。その間の審議に關する速記録(要旨)次の通り

陳情案審議

鈴木常任理事 斯う云ふ文案であります、今度の北支事件特別税の増額は從來の一一・五に對して〇・三七五の増加でありますから其數字は餘り大した増額ではありませぬが、僅かと雖も預金者の頭に又新しく銀行預金の税が殖えたと云ふ觀念を與へ貯蓄銀行若くは信用組合貯金に移動することゝ、又有價證券其他の高利廻品等に移動すると云ふことは其僅な〇・三七五の率以上であります、斯様な關係に推進むなれば結局公債消化に御貢獻申上げる上に於ても又營業政策の上から云つても之に依つて受くる所の苦痛は可なり大きいと思ふのであります、銀行局各位に於ても此陳情書を一つ御承認願つて、皆さんにも御承認を願つて初一念を達成するやうに致したいと思ひます、どうか一つ局長閣下を始めとして皆さん

普通銀行預金ニ對スル課税減免要望ノ件

拜啓 陳者今ヤ「生産力擴充」資金ノ供給圓滑ヲ圖リ他面「公債消化」ノ順調ヲ期スルハ我等銀行業者ニ課セラレタル重大責務ナルヲ以テ銳意是ガ達成ニ努力致シ度ク存シ居リ候。

而シテ是ガ爲ニハ先ヅ以テ預金ノ維持増加ヲ圖リ金融資源ヲ涵養スル事コソ第一義的急務ニ屬スルハ贅言ヲ要セザル處ニ有之候。然ルニ現在銀行預金ハ法制上何等ノ保護ヲ受クルコトナク却ツテ相次グ増税ノ負擔ヲ累加セシメラレ、其結果近來非課税ノ信用組合貯金貯蓄銀行貯金等ニ移動スルノ傾向著シキモノアリ、又他面不健全ナル投機思惑ニ走ルモノモ少シトセザル實情ニ有之候。斯ノ如キハ獨リ地方普通銀行ノ苦痛タルノミナラズ現下國策上ヨリスルモ甚ダ策ノ得ザルモノト思料仕リ候。

就テハ豫テ陳情申上候通り普通銀行預金ト信用組合並ニ貯蓄銀行貯金トノ課税均衡ヲ御取計被下度其手段トシテ左記ノ實現ヲ切ニ要望申上候 敬具

左記

一、普通銀行預金中二千圓以内ノ小口定期預金並ニ年利子額五十圓以内ノ小口特別當座預金ニ對スル課

んの御援助を願ひます。

湯地理事 一寸起草委員の方に御伺致します、是は此案が前に出ました時に私は斯うなると思つて居りました。けれども此時局で免税して呉れと云ふ御願はどんなものでありませうか、信用組合も此非常時に負擔をしないと云ふことは怪しからぬこととございませうから、課税の反對運動をしないで兩方同様に課税して呉れと云ふ風に陳情して行く方が當局に於ても御取扱ひし易いと思ひます、均衡を保たれさへすれば逃避はしないと云ふ其方面から一つ入つて行きたいと思ひます、今度は一つ信用組合も此非常時に負擔をしないと云ふやうなことの無いやうに御考へを願ひたいと思ひます。

鈴木常任理事 是は所謂仕事を上品にやると云ふ建前から文がさう云ふ風になつて居るのであります。勿論理論的には今の湯地さんの御説の通りが宜いと思ひます。吾々も同感であります、露骨に先方も課税をして貰ひたいと云ふやうに言ふことが宜いかどうかはもう少し考へさせて戴きたいと思ひます。

湯地理事 左様申されますが、寧ろ此場合に蓆旗を

立て、も組合側に課税する、どうしても此非常時に課税をすると云ふ皮切をして置かなければならぬ。どうかそこは一つ露骨に出て戴きたいと思ひます。

**鈴木常任理事** 遠慮なしに言はせて貰へば實は此預金課税に對してはもう蓆旗でも何でも立てたい程度に行つて居ると吾々は思ひますが、吾々が努めて穩健な態度を取つて居ることに對しては、實は心の中では随分苦しんで居るのであります。

**中田理事** 是は試案ですから又直すことも出来るでせう。

**鈴木常任理事** 出来る譯です。

**中田理事** それでは「左記」を除いてしまへば兩方共課税出来るかと云ふことになりはしませぬか、さうすれば今の湯地さんの御趣旨の通りではありませぬか課税する時は兩方共やるしまける時は兩方共まけると云ふことになります。

**湯地理事** 私は一つ露骨に免税するか課税をするかと云るやうに御願致します。

**鈴木常任理事** 具體的に課税を要望するやうな案に一足飛に行くことはどうかと思ひます。

**湯地理事** 其邊は一つ委員の方に御願致します。

云ふことで一つ御認め願ひたいと思ひます、即ち前文の末項を「課税均衡ヲ御取計被下度茲ニ重ネテ陳情仕リ候」と云ふだけにして陳情したいと思ひます、あとは主税局に其方法を御頼みし、其趣旨は口頭で申上げると云ふことにする修正案でありますから、どうか御承認願ひます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

次に鈴木常任理事より此際時局に對し地方銀行として申合を爲し、これを以て全會員銀行の態度として外部に宣明し度き旨を諮り原案を提示せる處、その第二項は寧ろ削除すべしとの意見多く第一項のみとして可決した、右に定する速記録(要旨)次の通り。

### 申合案審議

**鈴木常任理事** それでは御手許に差上げました申合案を一應讀んで見ます。

### 申合案

現下重大時局ニ當リ國家財政ノ遂行ヲ容易ナラシメル爲メ吾々地方銀行トシテハ出來得ル限り公債消化

**富永理事** 此際減税して戴きたいと云ふ時機ではないだらうと思ひます、税は國民全部が負擔しなければならぬのであります、唯吾々の苦しいのは普通銀行預金に課税すればする程預金が無税のものの方に行くことで、是が不公平ではないかと思ひますから、やはり信用組合貯金にも普通銀行と同様に税を課けて戴きたいと言ふ方が寧ろ今の時局に對して相當な陳情ではないかと思ひます。

**鈴木常任理事** さう致しますと御意見の方は如何にも御尤ですし吾々も少し血の氣の多い方ですから其方には直ぐ賛成したいのですが、若し信用組合、貯蓄銀行貯金に課税をして貰ひたいと云ふ文句を掲げると是は非常に具體的になつて今の支那問題ではないが何だか挑戰的な氣持を感じさせるのです、それで今度は今の富永さんの提案のやうに、「左記」の事項は前に出て居るから單純に均衡を保つて貰ひたいと云ふだけに留めた案で進んだら如何かと思ひます、如何でありますか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

**鈴木常任理事** それでは富永さんや中田さんの御提案を尊重して「左記」の事項を書かないで陳情すると

ニ努メルコトニ致シ度イ。

唯普通銀行ハ他面ニ於テ産業ノ振興特ニ生産力擴充資金ノ圓滑ナル供給ト云フ極メテ緊要ナル使命ヲ負ツテ居ル譯デアルカラ兩者ノ均衡ヲ圖リ苟モ業礎ノ健全性ヲ傷ケルコト無キ様萬全ノ注意ヲ拂ハナケレバナラナイ。

**小宮普通銀行課長** 今の申合案を拜見致しますと、先程の局長の訓示の中にもありましたが、此非常時局に際しましては所謂不急不要の方面への資金放出は自制して戴きたい、隨て生産力擴充と云ふ上から言ひましてもそれが現下の時局から見ても果して普通銀行として放出すべき資金であるか、自制すべき資金であるかと云ふことに付ては各銀行所在地方の經濟事情なり産業状態に依りまして中々むづかしい問題でありまして、餘程御研究願はなければならぬと思ひます。併し結局此際と致しましては所謂不急不要と思しき方面の資金放出は出来るだけ抑制して戴きたい、此申合案には決算の安全性を傷けない様にと云ふ意味が非常に旨く圓滑に含まれてをるのであります、其兼合ひは非常にむづかしいと思ひます。普通銀行も亦一面營利機關でありますから採算を全

然度外視する譯にはゆきませぬが算盤の採れる範圍に於ては不急不要の方面、或は又苟も投機思惑に亘るやうな方面の資金放出は嚴に慎んで戴きたいと云ふのが當局の希望であります。

**柳父常任理事** 申合せの第一、是は吾々としても考へて居る譯であります、それに付きましてもやはりそれ／＼振合等を考へなければならぬと思ひますが、局長さんの御演説の中にございました大體の數字を承りたいと思ひます。

**小宮普通銀行課長** よく調べまして差上げます。實は各銀行が株式とか國債をどの位持つて居るかと云ふことは當局に於ては勿論分つて居るのであります、個々の銀行に就て見ますと資金運用上まだ／＼相當御研究願はなければならぬと思はれる方面も可なりあるやうであります。生産力擴充と云ふことは動かすことの出来ない施政の大原則の一つではあります、扱て實際の問題として諸君が放出せらるる資金の使途に付ては餘程御研究になりました、前にも申述べました通り或は不急不要の方面、或は投機思惑の方面は嚴に戒められて、此際は成べく國債に御奉公願ひたいと云ふのが趣旨なのであります。

**柳父常任理事** 今度の事件特別税を加へて預金利子に對する合併税率が百分の一・八七五となりますがもう少し簡単な率になるやうなことにはならぬものでありませぬが、五桁はどうも計算が面倒で随分手数掛るのです。

**入間野銀行局長** 御手数でせう、あれは一律一體に第一種は一割、第二種は五分、第三種は七分五厘と決めたものですから、恒久的なものなら考へなければなりません、併し極めて臨時的な税ですから御辛抱願ひたいと思ひます。

#### 日銀に對する有價證券据置擔保問題

**鈴木常任理事** 普通銀行課長さん一寸御伺致しますが、それは吾々銀行が日本銀行に向つて据置擔保と云ふやうな一つの計畫を立てる場合に於きまして、其据置擔保に對してまだ貸借の發生しない部分に對する公債其他の證券を手持在高の中に入れて居ることを御許し願へないものか、斯う云ふ希望があるのです。

**小宮普通銀行課長** 其問題は實は過般來聞かされて居る問題ですが、從來日銀の扱は据置擔保として日銀に例へば百萬圓の有價證券を差入れてあるとす

**富承理事** 申合の後の方は全部削除して「出來得る限り公債消化に努めることに致し度い」で十分だらうと思ひますね、あとの拘束するやうなことを言はないでも吾々一致して此際公債消化に努力すると云ふやうなことにはしたいと思ふのです。

鈴木常任理事 それでは今の申合せは皆さんの御意見が前項だけに止める意見の方が可なりあるやうでありますし、又課長さんから色々御意見も承りましたから前項だけに止めることに致します。それではどうぞ左様御含みを願ひます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

申合

現下重大事局ニ當リ國家財政ノ遂行ヲ容易ナラシメル爲メ吾々地方銀行トシテハ出來得ル限り公債消化ニ努メルコトニ致シ度イ

#### 大藏當局との懇談内容

次に當局と役員との間に行はれた主なる懇談内容速記録(要旨)次の通り

#### 合併税率問題

る、それで實際日銀から借りて居る金は十萬圓しか借りてない場合でも、其百萬圓の有價證券は全部擔保に見ることになつて居る譯であります。又極端に言へば据置擔保として差入れたものに付ては現實に債務が発生して居なくてもそれは所謂据置擔保だからと云ふので銀行の手許在高に見ないと云ふ扱のやうです。そこでそれちや困るから現實の債務の發生して居ない部分に付ては手許在高に見て欲しい、即ち有價證券を百萬圓差入れて十萬圓しか借りて居ない場合には其擔保に掛けを見込んで假に十五萬圓とすれば、残りの八十五萬圓は手許在高の方に見て欲しいと云つたやうな意見が最近大分あるのです。そこで目下日本銀行當局と協議中です、私の方としては日銀の方で若干の手数を掛けて貰つて、今の例では擔保に見ないと云ふやうに日銀で扱つて呉れさへすれば、右の八十五萬圓は手許在高に見て差支ないぢやないかと云ふ氣持を持つて居ります、それで唯今平瀬理事其他の諸君が研究して居られるやうでありますから、何れ近く何等かの相談が纏まるだらうと思ひます。銀行側の御趣旨の程はよく分つて居りますから成べく御希望に副ふやうに致したいと思つ

て居ります。

#### 國債消化政策問題

柳父常任理事 銀行局としてはもつと銀行をして公債を持たず、又持つやうに指導する方が宜いと云ふことを御考へてありませうか、或は従来地方銀行としては相當公債を持つて来たのでありますが、其通りやつて行けば自然國債消化は出来るかと云ふ御考へありませうか、先刻日本銀行の副總裁のお話では別に公債の消化に付て何とかすると云ふことばないと云ふことでありましたが、將來普通銀行として經營をして行く上に於て従來の政策を踏襲してやつて行くか、或は積極的に公債を持つと云ふ方針を執つて行くべきか、大體先づ此二點が決つて居れば將來吾々がやつて行く上に於て見當が付くと思ひます。それが具體的になりますと中々困難な問題になると思ひますが、簡單に營業指針を御伺ひして見たいと思ひます。

入間野銀行局長 それは非常にむづかしい問題ですね、唯今の所今の豫算に現はれて居る國債の消化に付ては私はさう酷く悲觀する必要はないと思ひます。今年はその位になりますか、十三億位の所でせ

う、今年は特別に資金の方にも餘力がありまして此間の議會で通過致しました金資金特別會計で二億圓位の國債は新に持てるやうなことになるつて居りますし、又預金部も今年は國債を何時もより多く持つことになつて居ります。こう云ふ點を考へて見ますと今國債消化の爲に餘り統制の色々の方法を考へる必要はないと私は存じて居るのであります。從てさう云ふ意味合に於て産業資金が酷く枯渇して日本の産業が萎微するやうな状態になつて來ることも是は大に慎まなければならぬ次第でありまして兩方の調和と云ふことをよく考へなければならぬと思ひます。事件がどれだけ進展して行きますか分りませんけれども新聞で見ますと臨時議會を召集して追加豫算を出すかと云ふやうなことであります、さうするとどう云ふことになつて來るか分りませぬが、唯今の所はさう無理をしてやつて戴かなければならぬとも考へて居りませぬ、唯先程申しましたやうに銀行に依つて其程度が非常に違つて居ります、それには事情もあることと思ひますが、先づ此際金融機關の方でも國策に順應して或る程度の國債を持つと云ふ御心持だけは持つて貰ひたいと斯う考へて居りま

す。

#### 信用組合の爲替取扱問題

某理事 一寸御考慮を願ひたいと思ひますのは、信用組合で爲替を取組む問題であります。最近ありましたのは姫路の信用組合は大阪の中央金庫宛の何か小切手を發行します、それに對して支拂場所を公示すると云ふやうなことにして全く爲替の取組のやうなことになつて居りますが、私共農村を廣く相手に致して居ります銀行の立場としましては是が段々盛んに行はれることになるかと色々營業上に支障を來すと思ふのであります、さう云ふ形式と云ふものは差支ないことになつて居りませうか

鈴木常任理事 丁度話が序ですから申し上げますが、信用組合が吾々銀行業者よりはまだ預金利率が概して高い、さうして税金が課つて居らないのですから極端な所は吾々と一分開きのある所もあるのですあります。其上に持つて來て爲替を取扱ふ、即ち向ふでは中央金庫に小切手を發行する、即ち爲替決済法の手續を變則的にやると云ふことは此會合に於ても既に話題になつて居ります。此問題に對しては是から御同様が頭を捻らねばならぬやうな筋合が深刻

に現はれて來ると思ふのであります、今仰せの爲替の決済を差止めると云ふやうなことは今ではもう出來ないのであります、向ふでも是から計畫が進行して行くのでありますから、此問題はこちらもそれに對處する途を考へると云ふより外に取る方法がないのであります。是は後程私の腹案を「プリント」にしたものを差上げますが、それはやはり信用組合の中央金庫に準ずるものを吾々地方銀行の中央機關として持つた方が宜くはないかと云ふ意見であります。其私の案と云ふのは今の問題を全面的に對抗豫防して行くかと云ふ案になるのであります、もう一つは先程申上げた信用組合、貯蓄銀行の貯金が無税であること、又信用組合は其上に持つて來て吾々より率が高いと云ふやうなことが結局此方面の遊金を徒らに吸収することになるが、貯蓄銀行は別であるが、信用組合はやはり仕入の「コスト」が高いのであるから今後の公債消費問題等に付ても十分に肌を脱いでやることが出来ないであらうと云ふやうな意味合から之には十分こつちが突込んで行く勇氣があると思ふのであります。今朝程九州の土屋さんからお話があつたやうに全面的に預金の利率を下げて貰ひ、延



いては時局の公債消化の上に於てもう少し持つて貰ふと云ふ目的の爲に一石二鳥的に信用組合中央金庫の利率を甲種銀行の利率並に低めて之を統一して貰へば餘程是の豫防が出来るだらうと云ふやうな意見も實はある譯であります、何時も申します通り信用組合の團體の力と云ふものは中々今日は根強い力を持つて来た譯でありまして、是こそ吾々地方銀行協會も時には或は藩旗の蠻勇も持たなければ之に對立することが出来ない時勢になつたと云ふことを私共は常に考へて居る譯であります、甚だ包括的な間廣い話であります、此運動は其位大仕掛にしなければ一寸今の爲替問題などは手が著かないのではないかと思つて居ります。

岸庶民金融課長 大分信用組合の問題が出ましたから一寸申上げますが、是は此前の御會合でも申上げたのでありますが、信用組合にも銀行側と努めて協定をするやうにと云ふことを機會ある毎に申上げて居ります、又最近地方長官に宛てましたも信用組合と銀行との間に金利協定をするやうにと云ふことを通牒を出しまして御願してあるのであります。府縣に依りましては之に努めて居られる府縣もありません。

あるのはあるのであります。それで是は第一に銀行さんの方でも協定率は嚴守して戴かないと組合の方に對して一つの武器を與へる、殊に甚しきは信用組合から普通銀行に預けてあります所の預金に對して普通銀行の方で勉強率を付けて居られるのが實際あるのであります。ですから信用組合では、俺の方にも勉強率を付けて貰つて居るのだから協定なんか實際行はれては居ないのだ、だから銀行と協定しても駄目だと云ふやうな考へ方をするのでありますのでさう云ふ點は十分御注意を願ひたいのであります。

それから爲替の問題に付きましては、是は現在の産業組合法は信用組合が爲替業務をやることは許されて居りませぬ。併しながら中央金庫は爲替業務は組合の爲にやる事が出来るのであります、此爲に稍々變則的ではあります、便宜手段を以て爲替的のことをやつて居るのであります、つまり今お話のありましたやうな方法が行はれるのであります。併しながら産業組合側と致しましては尙ほ進んで爲替業務も公然組合に許して貰ひたいと云ふことは多年の要望でありまして、何度も大會で決議し或は陳情すると云ふやうな事實があるのであります。此問題に

す、又今後大いに其必要を認めたらからやる積りでありますと云ふやうな返答を致した地方長官もありません。其出来上りました例に付きましてはそれ／＼まだ協定が出来て居ない縣にも知らせまして斯う云ふやうな途に進んで行きたいと思ひます。

それから金利の開きに付きましては今一分も開いて居る所があると云ふやうなお話でありましたが、斯様な大きな開きがあると云ふことは如何なる意味から言ひましても適當でない、多少の開きは信用の程度が違ひますので今の所は大體已むを得ないのではないかと云ふ感じが致しますが、出来るならば同じ率にしたいと存じます。

中央金庫に付きましては今お話がありました、是は現在銀行協定並にやつて居るのであります、而も各地方の甲種協定で金庫は扱つて居ります、それから信用組合でも縣に依りますと縣の銀行甲種協定より安い所もあります、私共色々協議會をやりまして地方に參りますと、中には自分の所では銀行さんよりも寧ろ安い、銀行さんでは勉強率を付けて居られるが吾々の方は一文も付けて居ないと大威張で申す所もあるのであります、是は例は少ないのですが

付きましては更に今後色々な問題が起つて來ると思ひます。是は結局組合が何處までも相互主義と云ふ所の建前を墨守する以上は已むを得ないのではないかと云ふ考で居りますが、尙ほ之に付きましては實例其他に依つて色々御事情を承つて置きたいと思ひます。

それから先程一寸金利の所で申落しましたが、最近産業組合側に於きましては擴充五箇年計畫が本年一杯で済みまして、來年からは擴充第二次計畫をやるべく今中央會で研究して全産業組合に號令するやうになつて居りますが、此第二次擴充で組合資金の擴充に付ても組合側で努力することになることは當然であります。其爲に或る一部に於きましては餘り「フェアプレイ」でない、例へば景品を付けて貯金を募集すると云ふやうな事實がありました、貯蓄銀行から私の方に抗議を申込まれ、さう云ふことは面白くないからと云ふので早速農林省とも協議致しまして縣廳の方に通牒を出したやうな譯であります、斯様なことがありますならばどし／＼通牒を出しまして取止めさせたいと思ひます。尙ほ金利協定に付きましては銀行側の方でも信用組合なんか相手にし

ないと云ふやうな態度を御執りにならないで、お互に一つ話合つて本當に協定して行かう、金融機關相互の相剋を避けて手を取合つて行かう、お前の方は相互主義だが俺の方はさうぢやないと云ふ違ひはあるけれども、手を取合つて「フェアプレイ」で以てやつて行かうと云ふやうな氣持で常に御相談願ひたいと思ひます。相談が纏らない、或は組合が非常に面白くないと云ふやうな事實のあります所はどしどし御通知を願ひまして、私の方でも圓滿に行くやうに努力致したいと思ひます。

鈴木常任理事 色々庶民金融課長さんから伺ひまして、實は私共の今の主張は幾分なり共遠慮が多かつたかも知れませぬが是は御諒承願ひます。事實今度は吾々の方は三分五厘のやつが三分一厘になつてしまひますので四厘も税に取られてしまふ、其上に持つて行つて又四分と云ふやうな信用組合の預金のある所もあるのでありまして、之を煎じ詰めて見ますと是から先はやはりお互に庶民金融課長さんの御氣持を地方に普及させて戴いて、之をお互に近付けると云け氣持で行くより仕方がないと思ふのであります。是から先若しさう云ふ勉強率を付ける銀行があ

行)代表者出席、大藏省より湯本日本銀行監理官臨席。先づ結城總裁より概要次の如き挨拶あり、特に從來日本銀行と地方銀行とは意思疏通に於て必ずしも充分でなかつたことを遺憾とせられ、今後は緊密なる聯絡協調を圖り度き旨希望せられた。

### 結城總裁挨拶 (要旨)

酷暑ノ御來會ヲ煩ハシタルハ深ク謝スル所ナルガ、御承知ノ如ク、時局ハ却々容易ナラザル情勢トナリ金融機關ノ責務ハ益々重大ヲ加ヘツ、アル折柄、各方面ノ金融業者間ノ連絡協調ハ最モ緊要ノコトナルヲ以テ、日本銀行トシテハ先ヅ各位ノ經營セラル、ガ如キ國民ノ資金ノ蓄積竝ニ其ノ運用ヲ取扱フ重要ナル部門ニシ對シ、一層緊密ノ關係ヲ保ツ爲メ、努メテ相互接觸ノ機會ヲ得ムトスルモノニ外ナラズ。申スマデモナク、今日ノ戰爭ハ戰鬥員ノミノ戰爭ニアラズシテ、勝敗ハ寧ロ經濟界ノ實力如何ニヨリテ決スルモノト覺悟セザルベカラズ。吾人ハ專ラ此ノ點ニ遺憾ナカラシムル爲メ、最善ヲ盡サムトスルモノニシテ、之ニ必要ナル施設ヲ行フニ付キ、特ニ各位ノ提携協力ニ俟ツ所多大ナルヲ痛感スルモノナリ。

るとすればそれは所謂猿の尻笑ひになる譯でありませぬ。是は雙方から近付いて行くと云ふことを常に考へて居る譯でありますから其邊は一つ宜しなに御計りを願ひたいと思ひます。

この外時局に關する重要問題に付て當局との間に腹藏なき意見交換を行ひ、此際地方銀行として採るべき態度につきそれ〴〵決意せらるゝ處あり同三時五分散會した。尙協會では直ちに上記の陳情を行ひまた申合は會員一同にこれを通牒して善處方を要望した。

### 日本銀行に於ける

### 地方銀行招待時局懇談會

日本銀行では從來からシンヂケイト銀行とは屢次懇談會を催して來たが時局の重大化と共に金融界、産業界の有ゆる方面と緊密なる聯絡を圖る必要ありと認め八月十九日午前十一時同行本店樓上に地方銀行代表者を招待し時局に關する懇談會を開催した。

日本銀行側は結城、津島正副總裁をはじめ理事、關係局部長、支店長、秘書役の各位、地方銀行側は全國各地方の四十三行(内神戸銀行を除く四十二行は協會役員銀

現下世間ノ最大關心事トスルハ國債發行ノ狀態ナルガ、先般ノ第一回事變公債ノ如キハ「シンヂケイト」ニ於テ之ヲ一手ニ引受ケタル上、一年間ハ賣却セザル旨ヲ申合ハセ、又引受手數料モ此際辭退スベシト時局ニ相應シキ舉國一致的ノ態度ヲ示サレタルハ洵ニ感銘ニ堪ヘザル所ニシテ、今後國債ノ發行ハ恐ラク巨額ニ上ルベシト雖モ、其ノ消化ニ付テハ左程懸念ナキモノト考ヘラル。

又國際貸借ニ付テモ、現在ノ爲替相場ハ之ヲ堅ク維持スルノ方針ヲ以テ、政府、日本銀行及ビ爲替銀行ハ一層密接ナル聯繫ノ下ニ種々有效ナル方途ヲ講ジ、其ノ好轉ヲ期シ居レリ。然ルニ、金融市場ニ於テハ正貨ノ現送、國庫ノ增收等ニ因リ一般ニ通貨ノ收縮ヲ來シタル折柄、更ニ生産資金需要ノ急増スルアリテ著シク緊迫ヲ告グルニ至レルヲ以テ、日本銀行ハ一面ニ於テ、大小各般ノ營業操作ニ由リ市場資金ノ緩和ニ努メ、即チ國債擔保貸出ノ公定歩合ヲ引下ゲタル外、貸出ノ期間、金額其他ノ條件ニ付キ實際ノ所要ニ適應セシムル樣營業事務ノ取扱方ニモ改善ヲ加ヘ、更ニ進ンデ生産力擴充資金ニ付キ特ニ機宜ノ融通ヲ爲ス等、資金ノ供

給ヲ潤澤ナラシムル爲メ有ラユル方策ヲ竭シツツアリ。尙一般ニ取引先其他ノ方面ニ於ケル何分ノ利用ニ應ジ、一層ノ便宜ヲ計ルニ努メ居ルガ故ニ、他ノ諸機關ノ活動ト相俟チテ我が金融界ノ圓滑ナル推移ヲ見ルコト疑ナカルベシ。

斯クノ如ク、諸方面協同一致ノ效果ヲ擧ゲツツアルヲ以テ、我が經濟界ノ實力ハ寔ニ強大ナルヲ得、軍事費ノ支辨等ニ因リ困難ニ遭遇スルガ如キコトハ斷ジテ之レナキヲ信ズルモノナリ。

唯、此ノ堅實鞏固ナル状態ヲ久シク保持スル爲ニハ國民全體ノ徹底シタル覺悟ヲ必要トスルコト勿論ナルガ、殊ニ公債ノ市價ヲ低下セシメザルコト、又國內ノ何レノ地方、何レノ事業ニ在リテモ例ヘバ破綻逆轉等ノ不始末ヲ發生セシメザルコトニ付キ各方面ノ深甚ナル戒慎ヲ促サザルヲ得ズ、蓋シ萬一ニモ經濟上ノ不安ト目セラルル現象アリテハ、管ニ戰線ノ士氣ヲ殺グノミナラズ對手國及ビ諸外國ノ反響ヲモ不利ナラシムルノ虞アルガ故ニ是等ノ點ニ付テハ平常ト異リ格別ノ留意ヲ以テ萬全ヲ期スベキナリ。之ヲ要スルニ、刻下ノ時局ハ一ニ金融界ノ支持ニ倚據スルモノト謂フモ過言ニアラズ、乃チ金融業者ト

シテハ主トシテ各方面ノ自治的統制ニ由リ、暫ク私經濟上ノ採算ヲ犠牲トスルノ精神ヲ以テ國策ノ遂行ヲ援クルノ外ナク、此ノ點ニ付キ特ニ各位ノ協力ヲ懇請スル次第ナリ。

次で津島副總裁より總裁挨拶の趣旨を敷衍して現下に於ける生産機構擴充の必要と、これと表裏を爲すべき資金調整に關する概念を明かにせられ、また公債爲替相場維持の肝要なる所以を強調せられ、それぞれ地方銀行の協力を要望せられた。

いれに對し鈴木常任理事より左記の如き挨拶を爲した。

### 鈴木常任理事挨拶

私ハ幾多ノ先輩ヲ差置イテ甚ダ僭越デアリマスルガ全國地方銀行協會ノ常任理事ヲシテ居リマスル關係上、便宜上皆様ノ御許ヲ得マシテ今席ノ御挨拶ヲ申上ゲサセテ頂キタイト思ヒマス。

今席ハ此度ノ事變ノ重大性ニ鑑ミマシテ日本銀行ニ於カレマシテハ此程來ヨリ金融界各方面ニ向テ引續キ懇談會ノ御催シヲナサレマシテ本日ハ吾々國債シンヂケート以外ノ取引銀行ガ御招キヲ受ケマシタ事

ハ一同感謝ニ堪ヘマセン次第デアリマス。而モ本日ハ全國ノ御支店長各位ヲモ御同席ニテ茲ニ一場ノ懇談會ヲ御催シニ預リマシタ事ハ誠ニ有難ク存ズル次第デアリマス。

又唯今ハ正副總裁閣下ヨリ事變關係竝ニ金融政策及ビ公債消化問題等ニ就キマシテ詳細ナル御高示ヲ賜リ吾々ニ協力ヲ求メラレマシタコトハ誠ニ感激ニ堪ヘマセン次第デアリマス。

此上ハ甚ダ微力ナガラ吾々地方銀行ニ於キマシテモ此際奮テ御内示ニ添ヒ申上ル様努力ヲ惜マザルモノデアリマス。

尙ホ事變ノ今後ノ成行ニ就キマシテハ吾々地方人ノ克ク豫測シ得ザル處デアリマスガ大陸政策ノ遂行上今ハ重大決意ヲナサネバナラヌ時期ニ際會セル今日、國民舉テ此時局ニ善處セオバナラヌト存ジマス。

就キマシテハ此際全國津々浦々ニ亘ル處ノ全國地方銀行協會會員二百九十一行ニモ呼掛ケテ以テ本日ノ正副總裁閣下ノ御高示ノ趣旨ヲ徹底セシメ即チ全國銀行總動員ノ實ヲ擧ゲ得ル様ニ最善ノ努力ヲ御誓ヒ申上ゲテ本席ノ御挨拶ト致シタイ次第デアリマス。

斯くして懇談會に入り協會役員側より

一、今後日銀の据置擔保制度を大に擴充し同時に公債の中現在借入金の擔保に該當し居らざる部分は考課状態に於て公債手許在高の中に計上することを認められ度し、これは保管設備の完全なる日銀に公債を据置くことに依り萬一の場合に於ける敵機空襲等の被害を免れ得るの利益あり。

一、從來銀行の中には日本銀行よりの借入勘定の成立を「ハニカム」が如き銀行在るやに思はる、其の結果資金の一时的需要を生じたる際も手持公債を賣放ち其の市價に影響を與へるが如き場合無きにしも非ず。かゝる銀行に對しては宜しく日銀當局より勸説して充分日銀諸制度を利用し、金融統制上遺憾なきやうせられ度し。

一、日本銀行は今後公債並金融政策上、公債の買オペレーションを活動に行はれ度し。また買オペレーションは今後郵便局にて小額公債賣出の場合には郵便局にて開始せられ度し。

一、日銀が銀行より公債買入を行ふ場合には其の買入價格は成可く時價より多少上廻る程度にて願ひ度し。等々其他種々の希望的意見の開陳あり、これに

對し日銀側は何れも考慮を約され、更に結城總裁より今後資金調整の問題、公債消化の問題等に就ては日本銀行の各地方支店長を中心として腹藏なく御協議御相談願ひ度しとの申出があつた。

午餐會に於ては總裁の挨拶に對し協會側大原中國銀行頭取より

この重大時局に當り日本銀行總裁として結城閣下の御就任を見たることは吾々銀行業者の何より力強く感ずる處、今後充分協力の實を擧げ度しとの答辭を爲し、食後隔意なき懇談を遂げて、午後二時散會した。

### 政府の資金調整に

## 協力を決議

#### 第六回理事監事會

事變重大化に伴ひ『投資統制』の實施は豫て不可避とされ、上記七月上旬に發せられた銀行局長通牒にもこれが示唆されてゐたが、果然政府は九月四日より六

日間に亘つて開會の第七十二回臨時議會に『臨時資金調整法案』を提出し、原案通り可決された。これが實施(九月廿七日)を控へ協會では先づ大藏省並に日本銀行當局より該法の趣旨を詳細聴取し、その運用方法につき兩當局と懇談し、更に該法の實施に對する地方銀行の態度につき聲明を爲すを必要と認め、九月十六日午前十時より東京銀行集會所に第六回理事監事會を開催、左の三十一氏出席した。

常任理事 鈴木(足利)永田(武州)中村(東京手形交換所)岡野(駿河)廣野(滋賀)柳父(藝備)土屋(十七)理事 楠(北海道)木村(七十七)村山(秋田)龜山(常陽)古莊(千葉合同)富永(日本晝夜)渡邊(昭和)阿野(十五)中村(横濱興信)南部(第四)中田(十二)市橋(福井)高林(遠州)中村(静岡三十五)守分(中國)福井(松江)小松(四國)里見(高松百十四)西村(十八)藤田(大分合同)

監事 森村(群馬大同)黒澤(三)(八十二)神谷(日本信託)伊東(日向興業)

來賓は次の通り  
大藏省側 銀行局長 入間野武雄殿

普通銀行課長 小宮 陽殿

調査課長 廣瀬 經 一殿

日本銀行側

營業局長 島居 庄 藏殿

考査部長 松林 章殿

先づ鈴木常任理事より挨拶ありたる後、入間野銀行局長殿より約一時間に亘り臨時資金調整法の實施を必要とするに至りし事情、該法の組立に就いて詳述せられ、終つて質疑應答を重ねた(右局長殿講演並ニ當局ト役員トノ質疑應答ハ印刷ニ付シ會員銀行一同ニ頒布シタ……協會)來賓と午餐を共にしたる後議事に入り、先づ協會加盟銀行一同を代表して次の決議を行つた。

### 決議

全國地方銀行協會加盟銀行ハ臨時資金調整法ノ趣旨ニ遵ヒ日本銀行本支店ヲ中心トシテ自治的調整ヲ遂行シ協力一致時局ニ善處セムコトヲ期ス  
右決議ス

次に鈴木常任理事より臨時資金調整法の實施に伴ひ全國普通銀行は日本銀行の本支店を中心として各地方

とも資金自治調整銀行團なるプロックを結成することゝなれるを以つて、此地方的プロックを土臺としこれを利用して協會もまた地方的な單位を形成するため各地方に『全國地方銀行協會臨時○○地方協議會』なるものを作り度しと次の『地方協議會』案を附議した。

#### 全國地方銀行協會臨時地方協議會 (案)

- 一、協會加盟銀行ハ日本銀行本支店管轄區域毎ニ地方別ニ結成シテ臨時地方協議會ヲ組織ス。
- 一、日本銀行本支店各區『資金自治調整銀行團』ノ『幹事銀行』ニ選定セラレタル協會加盟銀行ヲ以テ臨時地方協議會ノ委員ニ囑託ス。
- 一、委員ハ資金調整問題以外ノ諸問題ニ就テモ常ニ其地區内ノ協會役員ト協力シテ加盟銀行ノ間ヲ斡旋シ、意見ヲ取纏メ、コレヲ實行ス。
- 一、委員ハ常ニ協會本部ト聯絡ヲ取り、全國共通ノ問題等ハ協會ノ名ニ於テ加盟銀行協力一致、解決處理ヲ圖ル。
- 一、協會常任理事ハ必要ニ應ジ各地區ノ委員ヲ中央ニ召集シ、委員會ヲ開催ス。
- 一、委員ノ任期ハ當分ノ間トス。

これに對し高林理事、藤田理事其他二三理事より。

(イ) これは協會の支部を形成するやうなものであるが、支部を作ることには協會内の意見統一を妨げ却つて有害である。

(ロ) 既に日銀支店を中心に地方資金自治調整銀行團が作られる以上、斯る組織は屋上屋を架するものである。

(ハ) 此案の如き協會の地方支部組織はむしろ將來臨時資金調整法の廢止に伴ひ、各地方の資金自治調整銀行團が解散される時これを協會の支部組織に引直す問題として考へるべきで今は時期尙早である。

等の反對論ないし時期尙早論が出たが一方には資金調整の具體的進行に伴ひ、各地方にて當局の取扱が異なる場合も生ずべく其他種々の紛糾を生じた場合、これを解決するには斯る組織を作つて置くが好都合なるべしとの意見も起り、種々審議の結果、結局原案を承認することとなつた、次で第一回講習會開催計畫、新入會銀行の件等を附議承認を得後同二時四十分散會した。

### 全國地方銀行協會

#### 『臨時地方協議會』に就て

別項の通り全國地方銀行協會の『臨時地方協議會』案は九月十六日の第六回理事監事會で可決されたので協會では同月廿日全會員に此旨を通知し、同意方を求めた。而して日銀本支店を中心とする全國各地方資金自治調整銀行團の幹事銀行は次の通りで、この幹事銀行(會員外銀行を除く)を以つて協會の各地方臨時協議會委員に委嘱したのである。(括弧内ハ會員外銀行ナリ)

- (東京地方) (第一、三井、三菱、安田、第百)
- 昭和、足利、武州
- (大阪地方) (野村、三和、住友)
- (門司地方) 十七
- (名古屋地方) (愛知、名古屋) 遠州
- (北海道地方) 北海道
- (京都地方) 兩丹、滋賀
- (福島地方) 岩手殖産、兩羽、七十七、郡山商業
- (廣島地方) 藝備
- (金澤地方) 加州、十二、福井

(新潟地方) 第四

(松本地方) 八十二

(熊本地方) 肥後、第四百四十七

(秋田地方) 秋田、第五十九、六十七

(松江地方) 松江

(岡山地方) 中國

(神戸地方) (神戸)

(松山地方) 五十二

(大阪、神戸ノ兩地區ハ幹事銀行中ニ當協會員銀行無之ニ付前者ハ日本信託銀行、後者は百三十七銀行ヲ委員ニ囑託セリ)

そも、協會がこの『地方協議會』の結成を必要と考へた直接の動機は今次の臨時金調整法に基く『自治的調整』が、信託會社は信託協會、生命保險會社は生命保險會社協會、證券業者は六三會、貯蓄銀行は全國貯蓄銀行協會また産業組合は中央金庫と各種金融機關何れも純然たる當業者自體の團體に向つて認められたるにも拘らず、我が地方銀行に對しては全國地方銀行協會がこれに當ることを認められなかつたことである。これは協會に未だ加入せざる銀行が數十行を存すると云ふ點と、更に協會の現在の組織を以つてしては全國に

散布する三百八十の銀行を敏速、適確に統轄して行けないであらうと見られた結果である。

斯くて日本銀行本支店を中心として新に『各地方資金自治調整銀行團』が創られたのであるが、このことは他の金融機關の場合と比較し遺憾とせざるを得ない。今や經濟界の有ゆる方面がそれ、團體を結成し自主的に國策に順應し、或は外部の諸勢力に對應し得る姿勢を取り、産業組合の如きその尤なるもので全國的に一つの有機體となつてゐるが獨り普通銀行ないし地方銀行は未だ資金の自治的調整さへも委せられるだけの組織を持たないと云ふことは決して喜ぶべき現象ではない。

すでに我が全國地方銀行協會が結成されて全國銀行の大部分を包括して居るのであるから今度はその内部の體制を整備し即ち各地方の有機的聯絡を緊密にし以つて時勢に適應した運営が出来るやうにする必要がある。勿論現在でも各地方に種々の銀行團體があり、協會としては出来る丈けそれらと聯絡を圖つてゐるが、然しそれ、構成、沿革等を異にするので、これをその儘協會に結びつけることは困難と考へられる。そこで上記の『臨時地方協議會』の組織を提案し幸

ひ可決された譯である。

差し當つてはこの『臨時地方協議會』は特別な仕事もないと思はれるが客觀的情勢の推移によつてだんたんの其の活動を促されるやうになると確信するものである。

### 有力團體を糾合し

## 經濟團體聯盟成立

### 本協會率先參加

民間の各種經濟團體が横斷的に結合して一つの統制せられたる組織體となり、各業種間の利害相剋を調整し、進んで産業貿易の全面的發展を企圖し、特に政府と協力して國策遂行を容易ならしめると云ふことは現下の世界的傾向である。

然るに我國に於てはいまだ斯る包括的の團體無く、各業種別ないし地域別團體がそれ／＼存在を主張して來たが事變の擴大と共に國家的見地から團結の必要が痛感されるに至り、民間に於ては郷男、結城日本銀行

總裁、官邊に於ては吉野商工、賀屋大藏兩大臣並に企畫廳方面から種々の立案の下に各種經濟團體の團結が徳進され、八月廿五日には郷男其他財界巨頭と賀屋、吉野兩大臣との會合となり、爾來日本經濟聯盟會及び日本商工會議所が中心となつて各團體間の斡旋に努めて來たが、協會に對しても加盟方勸誘があつた。斯くて九月廿一日東京商工會議所に於て日本商工會議所主催の下に『經濟團體聯盟組織に關する協議會』が開かれ左の諸氏が出席した。(順序不同)

日本經濟聯盟會 男爵郷誠之助、井坂孝、南條金雄、串田萬藏、宮島清次郎  
日本商工會議所 有吉忠一、安宅彌吉、青木鎌太郎、中野金次郎、片岡安、竹上藤次郎、秋山斧助、木村増太郎、依田信太郎  
全國産業團體聯合會 藤原銀次郎、松本健次郎、大瀧甚太郎、小畑源之助  
東京手形交換所 森廣藏  
全國地方銀行協會 永田甚之助  
生命保險會社協會 成瀬達、玉木爲三郎、名取夏司、日本銀行 結城豐太郎  
この協議會に於て先づ郷男より挨拶があつた後、結

城日銀總裁の推薦により郷男座長席に着き、座長より

現下の時局に際し各經濟團體が一致協力して對策を攻究し、政府を支援して之が有效適切なる實行を圖るためには各經濟團體を綜合する聯盟を組織するを緊要と認めらる。而して此聯盟は日本經濟聯盟會、日本商工會議所、全國産業團體聯合會、全國手形交換所聯合會、全國地方銀行協會並に生命保險會社協會の六團體を以て組織するを適當と考へる。

旨を述べて一同にこれを語り、これに對し結城日銀總裁より此際右聯盟の組織は極めて緊要なるにより之が成立を希望する旨を述べられ、更に藤原全產聯會會長安宅日商副會頭、永田當協會常任理事よりそれ／＼賛成意見を開陳し、斯くて『經濟團體聯盟』の名稱の下に前記六團體を以つて聯盟を組織することに決定、之が成立を見たのである。尙會長には結城日銀總裁より郷男を推し男爵これを受諾された。

次で同月二十八日第一回代表委員會を東京商工會議所に開催したが、正副會長、代表委員其他の顔觸及聯盟規約次の通り

### 經濟團體聯盟役員

會長 男爵 郷 誠之助  
副會長 門野 重九郎  
同 森 廣 藏  
代表委員

○日本商工會議所  
門野 重九郎 田 中 博  
有 吉 忠 一 岩 崎 清 七  
安 宅 彌 吉 中 野 金 次 郎  
青 木 鎌 太 郎 片 岡 安  
榎 並 充 造

○日本經濟聯盟會  
男爵 郷 誠之助 磯 村 豐 太 郎  
結 城 豐 太 郎 南 條 金 雄  
串 田 萬 藏 宮 島 清 次 郎  
井 坂 孝 村 田 省 藏

○全國産業團體聯合會  
藤 原 銀 次 郎 豐 田 利 三 郎  
中 川 末 吉 松 本 健 次 郎  
小 畑 源 之 助 大 瀧 甚 太 郎  
○東京手形交換所  
森 廣 藏 瀨 下 清

○大阪手形交換所

八代 則彦 中根 貞彦

○社団法人全國地方銀行協會

永田 甚之助 鈴木 良作

○社団法人信託協會

今村 幸男 戸澤 芳樹

○生命保險會社協會

矢野 恒太 成瀬 達

常任委員

今村 幸男 永田 甚之助

南條 金雄 串田 萬藏

藤原 銀次郎 有吉 忠一

青木 鎌太郎 小畑 源之助

成瀬 達 中野 金次郎

中川 末吉 八代 則彦

安宅 彌吉 結城 豊太郎

理事

中村 忠彰 木村 増太郎

膳 桂之助 高島 誠一

經濟團體聯盟規約

一、本聯盟ハ時局ニ關シ緊要ナル財政經濟政策ヲ攻究シ政府ト協力シテ其ノ有效適切ナル實行ヲ圖ルコトヲ以テ目的トス

二、本聯盟ハ左ノ團體ヲ以テ組織ス

日本商工會議所

日本經濟聯盟會

全國產業團體聯合會

東京手形交換所

大阪手形交換所

社団法人全國地方銀行協會

社団法人信託協會

生命保險會社協會

三、本聯盟ニ左ノ機關ヲ置ク

會長 一名

副會長 二名

代表委員 若干名

常任委員 若干名

理事 若干名

會長及副會長ハ代表委員會ニ於テ選舉ス

會長ハ本聯盟ヲ代表シ會務ヲ主宰ス、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

代表委員ハ各組織團體ヨリ選出シ本聯盟ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項ヲ評議ス

常任委員ハ代表委員中ヨリ互選シ代表委員會ノ委任ニ基キ會務ヲ處理ス

理事ハ各團體ノ事務主腦者ヨリ選出シ庶務ヲ整理ス

四、本聯盟ノ事務ヲ處理スル爲メ日本商工會議所ニ其ノ事務所ヲ置ク

五、本聯盟ニ要スル經費ハ組織各團體ニ於テ之ヲ分擔ス

第一回委員會に於ては「時局對策に對する意見」を取

纏め政府に建議した。越へて十月十四日中村、木村、

膳、高島四理事大藏、商工兩大臣と會見し、兩大臣よ

り時局財政經濟政策に關し聯盟に協力を求められた。

その内容は

(一) 重要輸入物資の消費節約に關する事項

(二) 物價騰貴防止に關する事項

(三) 資金調整に關する事項

(四) 技術及勞働力供給に關する事項

(五) 企業經營の合理化に關する事項

の各項に亘つてゐる。仍て聯盟ではそれ／＼多數の專

問委員會を設け政府當局並に當業者との緊密なる聯繫

の下に着々と具體案の作成に邁進してゐる。特に當協會の永田常任理事は、常任委員並に木材消費節約専門委員會の委員長として、又中村常任理事は同聯盟理事として活躍せられて居る。

思ふに事變が如何に落着するにせよ、財政、經濟の戰時體制化はますます推し進められるであらう、これに伴つて本聯盟の役割は愈々重大となるべく、或る意味に於て今後の財政、經濟政策決定の中樞機關ともなるべき性質を擔つて居るのである。従つて協會が率先これに参加したることは國家的見地に於ても又地方銀行の立場からしても極めて時宜を得たるものと信ずる。

東京地方資金自治調整

銀行團事務を協會が代行

報告用紙も印刷頒布

臨時資金調整法による資金自治調整は普通銀行に關しては全國地方銀行協會、手形交換所聯合會等既存の團體を以て其の機關となすべく主務省では種々研究さ

れたのであるが、最も多数の銀行を包括する當協會さへも尙數十行の未加入銀行を存し、且又普通銀行は餘りに全國的に分散せるがため協會現在の機構を以つてしては敏速なる統轄が困難ではないかと云ふやうな理由から新に日本銀行の本支店を中心として各地方に資金自治調整團が組織されるに至つたことは周知の通りである。

然しながら日本銀行本店を中心とする東京地方資金自治調整銀行團に於てはその結成の當初から幹事銀行に代つて協會と東京手形交換所とが其の事務を執行し同銀行團加盟六十二行の中、五十二行に對しては常に協會が上申書の取纏め、主務省及日本銀行よりの指令書、命令書、注意書、各種印刷物の送達等各般の事務に當つてゐる。而して右五十二行中には麻布、高田農商、富士勸業、秦野等協會未加入銀行も包含してゐる。尙協會では臨時資金調整法に基く報告用紙を第一號様式より第三號様式迄全部大量印刷に附し全會員銀行に實費頒布してゐる。

現在まで大藏省並に日本銀行より東京地方資金自治調整銀行團加盟銀行若くは幹事宛發せられた通牒内容は次の通りである。

(一) 自治的調整に關する認可指令書

藏銀第二七四五號

株式會社 何々 銀行

曩ニ臨時資金調整法ノ實施ニ關シ上申書ノ提出アリタル處申出ノ通自治的調整ヲ爲スニ於テハ其ノ行ニ對シ同法第二條ノ規定ヲ適用セズ

昭和十二年九月二十七日

大藏大臣 賀屋 興宣

(二) 日銀より九月二十八日調整銀行團に發せられたる注意書

自治的資金調整準則ニ關スル事項

第一 第一項(1)甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲スコト、アルカ右ハ政府ニ於テ金融機關カ損失マテモ見越シ努メテ貸付ヲ爲スヲ希望スル意味ニアラス又金融機關カ積極的ニ貸付ヲ爲シ若ハ援助ヲ與フルコトニ付政府ニ於テ其資金關係ニ對シ特別ノ考慮ヲ拂ハントスルモノニモアラス、通常營業トシテノ貸付ノ場合甲類ニ關スルモノニ付テハ他ノモノニ優先シ好意ヲ以テ善處スヘキ意ナリ

第二 第一項(2)乙類ニ關シテハ貸付等ヲ爲スヲ適當ト認ムルモノニ付テハ日本銀行ニ協議ノ上之ヲ爲シ差支ナキコトアルハ日本銀行ノ意見ニ從ヒ處理アルヘキモノニテ日本銀行ニ協議シタル上ハ其ノ意見ニ反シテモ差支ナシトスル意味ニアラサルコト勿論ナリ

第三 第三項ニ依リ運轉資金等ノ貸付ハ從來取り取扱ヒテ差支ヘナキトコロナルカ、貸付ノ形式ハ短期ナリトモ實質的ニ長期ニ亘ルモノハ長期資金ト認メ、形式ニ拘泥セス資金ノ用途ヲ鑑別スヘキモノナリ

(三) 銀行局長通牒 其一

藏銀第二八七四號

昭和十二年十月十三日

大藏省銀行局長 入間野 武雄

東京地方資金自治調整銀行團

幹事銀行代表者殿

曩ニ指示シ置キタル自治的資金調整準則ニ依レハ事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲シ又乙類ノイニ屬スル事業ニ關シテハ一件ノ金額五十萬圓ヲ超エサル場合ハ甲類ノ(ロ)ニ準シ取扱ヒテ差支ナキコトト相成居候處此等ノ事

業ニ付テモ其ノ得タル資金ヲ該事業ノ生産能力ニ直接關係ナキ事務所等ノ新設擴張又ハ改良ニ使用スル場合ニシテ其ノ金額三萬圓以上ノモノニ付テハ爾今豫メ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上取扱フコトト致度其ノ旨貴團加盟者ニ御通知相成度  
右及通牒候也

(四) 日銀資金調整局長通牒 其一

資第五六號

昭和十二年十月二十日

日本銀行資金調整局長 松 林 章

東京地方資金自治調整銀行團

幹事銀行代表者殿

臨時資金調整法施行細則第十四條及第十五條ニ基ク報告書ハ同一債務者ニ對スル共同融資並ニ共同ニテ同一人ニ對シ有價證券ノ應募引受又ハ募集ノ取扱ヲナス場合ニ於テハ共同融資團若ハ共同引受團ノ幹事又ハ代表者ニ於テ取纏メ總額ニ付報告ヲナシ各行社ノ分擔額ヲ備考欄若ハ餘白ニ明記スルヲ以テ足ルコトト相成候間今後右ニ依リ御取扱相成度此段得貴意候也  
追而貴團體加盟者ニ對シテハ本文ノ趣可然御通知相類度候



(五) 日銀資金調整局長通牒 其二  
資第一四六號

昭和十二年十一月十二日

日本銀行資金調整局長 松 林 章

東京地方資金自治調整銀行團幹事殿

臨時資金調整法施行令第三條ノ規定ニ依リ事業設備資金ノ貸付竝ニ有價證券ノ應募引受等ニ付同令第一條及第二條ノ適用ヲ受ケサル事項ニ付テモ施行細則第十四條及第十五條ノ報告書ハ之カ提出ヲ要スル儀ニ有之候間左様御承知相成度候尙既ニ實行済ノモノニシテ報告書未提出ノモノ有之候ハ、乍御手数數至急御提出相成度此段御通知旁得貴意候也

追而貴團體加盟者ニ對シテハ本文ノ趣可然御通知相煩度候

(六) 銀行局長通牒 其二  
藏銀第三三四〇號

昭和十二年十一月二十四日

大藏省銀行局長 入間野武雄

東京地方資金自治調整銀行團幹事殿

自動車製造業及航空機製造業ハ事業資金調整標準中甲

せられんことを待望して已まない次第である。現在の道府縣別加盟状況次の通り。

- 一、全縣下舉げて加盟せられたるもの 樺太、宮城、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、石川、岐阜、京都、奈良、鳥取、廣島、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島
  - 一、未加入一行となれるもの 山形、神奈川、福井、山梨、三重、滋賀、岡山、香川、沖縄
  - 一、未加入二行となれるもの 北海道、岩手、東京(シンジケート銀行を除く) 富山、愛知(シンジケート銀行を除く) 大阪(シンジケート銀行を除く) 島根、臺灣
  - 一、未加入三行となれるもの 福島、和歌山、福岡、熊本、大分
  - 一、未加入四行となれるもの 長野、山口
  - 一、未加入五行のもの 静岡
  - 一、未加入七行のもの 青森
  - 一、未加入十一行のもの 兵庫
- なほ朝鮮を除けば樺太、臺灣を含めて全然加盟銀行の存せざる道府縣は一つもない。

類ノイニ屬シ居候爲メ努メテ優先的ニ御取扱ノコトト存候へ共是等ノ事業ニ關シテハ特ニ審議スルノ必要有之候ニ付爾今豫メ日本銀行本店又ハ支店ニ内議ノ上御取扱相成様致度其ノ旨貴團體加盟者ニ御通知相成度右及通牒候也

道府縣別銀行 〳〳

◆ 協會加盟狀況 ◆

本年十一月末現在全國普通銀行數は三百七十八行、然るに協會加盟銀行は二百九十七行であるから協會未加入は八十一行となつた。尤もその内、シンジケート銀行は協會加盟を期待し得ないからむしろこれを除く七十一行を以つて未加入と見るべきである。この未加入の中には合併談進行中とか其他種々の理由から加盟申込を暫く留保して居らるゝ向もあるが、何れにしても我が地方銀行が眞に一致團結して一つの力となる上に於て洵に遺憾で、これ勿論協會當事者の誠意の足らざる結果ではあるが、會員銀行各位からも機會ある毎に加入勧誘をして戴き一日も早く全國一行残らず加盟



行政區劃變更に伴ふ支店所在地の町名地番の變更は主務省に届出の必要ありやその書式如何大藏大臣宛届出相成り度し。別に一定の書式なきも、届出書には當該府縣知事告示寫の添附を可とす。尙支店所在地の變更は當然定款の變更となるべく、其際は當該大臣宛定款變更の届出を要するは勿論なり。

銀行所有の國債、社債等に對する第二種所得稅及資本利子稅の處理方法につきイ税金を差引たる手取金額を有價證券利息として記帳すべき哉(ロ)利札面金額を有價證券利息として記帳し税金は税金として別に記帳すべき哉

當地銀行中にはイの方法にて記帳する向相當あり。其の理由は各銀行は國債に關しては日銀並同代理店社債に關しては利札取扱銀行に利札を提供して稅引利息を受取るものにして納稅者は日銀若くは利札取扱銀行なり。換言すれば所有銀行は擔稅はするも納稅を爲すものに非ず、従つて税金として立つるを要

せず、手取金を計上すれば可なりと云ふにあり。然るに全国的には(ロ)の方法に據る銀行の方多きが如し。又(ロ)の方が經理の原則よりすれば合理的なるが如し。但し主務者としては未だこの點を一定するゝの必要を認められず従つて各行の自由に任されつゝあり。

日支事變に應召中の行員に對する他銀行の給與状況を知り度し

東京の大銀行並に地方有力銀行の取扱例左記の如し。

A 銀行、餞別として將官百圓、下士、兵五拾圓

月給は除隊迄無期限全額支給(平時應召中は幹部候補生二分の一、外三分の一)

賞與は普通手當のみ支給

B 銀行、餞別として行員百圓、傭雇員五拾圓、

月給 除隊迄無期限全額支給(平時應召中三分の一)

賞與支給せず。

C 銀行、餞別、月給、賞與に付B銀行と同じ。但し

出征するも留守隊となりたる場合は六ヶ月後より月給半額に減じ支給。

D 銀行、餞別、五拾圓

應召期間中は之を賜暇とし月給及期末手當全額を支給。

銀行法施行細則第三十七條第三十二項の内國爲替取扱高中の送金爲替には送金小切手による取扱のみを計上するものなりや、又は當座振込並に特別當座振込による取扱をも計上するものなりや。

當座振込並に特別當座振込による送金をも計上するものとす。この場合本支店間、支店相互間の當座振込による送金をも合算す。

從來當行にては役員(取締役、監査役)の就、退任は大藏大臣へ届出せるも右届出を規定せる條文ありや。

條文なし、又届出を命じたる通牒もなし、従つて規定の上よりは届出を要せざるが如し。但し慣習として届出を爲す銀行多く、當局も之を便宜とせられつゝあるを以て從來通り届出られ度し。

銀行法施行細則第十七條第三項により大藏大臣に届出を要する「銀行ヲ代表スル取締役」とは代表取締役

を選定したる場合の者のみを指すものなりや、代表取締役を選定せざる場合には、取締役全員を指すものなりや。

代表取締役を選定せざる場合は取締役全員を指すものとす。右は商法第七十條により全取締役何れも銀行を代表するが故なり。

(備考) 商法第七十條「定款又ハ株主總會ノ決議ヲ以テ取締役中會

社ヲ代表スベキ者ヲ定メヌ又ハ數人ノ取締役カ共同シテ若クハ取締

役カ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メサルトキハ取締

役ハ各自會社ヲ代表ス」

大藏大臣は普通銀行の役員(取締役及監査役)の就任、退任に付、豫め主務省の承認を得る様命令する權限を有するや、若し有するとせば其の根據如何。

主務大臣は銀行の業務又は財産の状況に依り必要と認むる時は業務の停止又は財産の供託を命じ其他必要なる命令を爲すことを得(銀行法第二十二條)るを以て個々の銀行に對しては必要を認むれば御來示の如く命することを得るものと考えらる。

かゝる命令を普通銀行全般に發し得るやは銀行法の明文の上には明かならざるが如きも主務大臣は包括的

監督權を有するが故にこの權限に基き實際上認可制度に近き行政的手段を採り得るものと思料す。

尙近來非常時局の進展に伴ひ敢て大藏大臣と云はず經濟關係省に於ける主務大臣の一般的監督權に基く行政的措置の範圍は益々擴大されつゝあり、その法律的根據を法規の明文の上に求むるは幾分困難なる場合少からず。

稅務署より相續稅調査上必要ありとの旨を以て被相續人の預金額を照會し來るも右に回答する義務有りや。

所得稅に關しては法規上稅務署長又は其の代理官は質問する權限を有するも(所得稅法第五十七條參照)相續稅にはかゝる規定なき模様なり。従つて法律論としては回答の義務無きが如しと雖も實際問題として右の所得稅の側面より質問せらるれば回答の要あるべく、又一般論として特別の理由なき限り稅務署側の希望を容るゝが穩當なるべし。銀行中には預金者の承諾を得たるものに限り回答せるものあり。尙この問題に關しては本協會講演叢書第三篇「銀行と納稅」を參照せられ度し。

拂込を異にする數種の株式有る場合、利益配當特別税の算出方法は拂込を異にする株式毎に別々に計算すべきや、或は各種株式の配當金を合計し計算すべきや。

利益配當特別税は原則として一株毎に計算すべきものに非ず、同一人に屬する配當金全額に付税額を計算すべきものとす（例外、同一會社の株式にして優先株等が存するため配當率を異にするものあるときは各配當率を異にする株式毎に計算すべきものとす）

一株當の税額に株數を乗じて各人の負擔額を算出するは便宜上の手段に過ぎず依て全税額に一錢未滿の端數がありたるときは切捨て、又全税額が一錢未滿のときは一錢とすべきものなり。

従て拂込金額を異にする舊株、第一新株、第二新株等ある場合と雖も右の原則に據り同一人に屬すべき配當金の全額につき税額を計算すべきものなるを以て配當領收書は拂込の異なる毎に厘位以下を存置し合計にて錢位未滿の端數を切捨たるものに據るべきものとす。

而して例へば若し新、舊株式を有する株主が舊株式

の配當支拂を請求せる場合には右の方法により既に計算せる税金總額の中より按分比例により其の舊株に該當する税金丈を徴し、殘額は新株配當金支拂の際徴すべきものとす。

統計

本年上期末

會員銀行主要勘定調

本年上期末現在全國地方銀行協會加盟二百八十四行（この外に考課狀未達の二會員銀行あり）の主要勘定合計は次の通り（單位圓）

會員銀行主要勘定調（昭和十二年六月三十日現在）

現金預ケ金	三九三、六五〇、四六一
現金	二〇二、八九五、〇九九
預ケ金	一九〇、七五五、三六二
所有有價證券	一、六五二、四〇〇、三一六
國債	七九四、六三四、三八三
地方債	八三、五四〇、四四四
外國證券	一九、五二二、二七五
社債	四三六、四五一、六七九
株式	三一八、二五一、五三五
貸出金	二、四五二、二〇一、六八二
商業手形	二五六、〇六八、四〇八
荷爲替手形	三三、六二五、二〇五

證書貸付	五一九、五五八、二四二
當座貸越	三七一、〇八四、一五九
手形貸付	一、二七一、八六五、六六八
預金	三、五九〇、八五五、六四三
當座預金	四六七、六九八、四二九
特別當座預金	八六一、四一六、二〇五
通知預金	九〇、四一二、三五四
定期預金	二、〇一七、五四〇、〇〇六
其他預金	一五三、七八八、六四九
公稱資本金	七九九、六一九、九〇〇
拂込資本金	四九一、一二三、三六八
法定準備金	一二七、一〇九、七四〇
別途積立金及前期繰越金	六〇、九五九、〇五六

而してこれを同期に於ける全國普通銀行主要勘定よりシンジケート銀行十行分を控除したるものを假りに全國地方銀行勘定と見て、これに會員銀行の勘定を對比して見ると次の通り預金は八割九分五毛、貸出金は八割八分八厘七毛、所有有價證券は實に九割六厘六毛と壓倒的の割合を占めてゐる。而も右の勘定には考課狀未達の二會員銀行分を含まず、又其後下期に入つてから加入した銀行が十七行に及んでゐるからこれらの

勘定を加算すれば今や主要勘定の割合が何れも全園地方銀行の九割以上に達してゐることは疑がない。従つて當協會が既に我國地方銀行の絶對的代表機關となつたと稱しても過言ではないであらう。(單位千圓)

項目	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末
一、預金	1,269,890	1,252,977	1,426,044	1,462,550	1,391,846
公金預金	1,269,890	1,252,977	1,426,044	1,462,550	1,391,846
當座預金	1,269,890	1,252,977	1,426,044	1,462,550	1,391,846
(イ) 全國普通銀行	1,170,434	1,170,434	1,208,969	1,271,332	1,271,332
(ロ) シンジケ	7,671,930	7,671,930	4,449,751	2,889,637	2,889,637
(ハ) イヨリロ	4,032,414	4,032,414	2,759,218	1,822,695	1,822,695
(ニ) 會員銀行	3,590,856	3,590,856	2,453,203	1,653,400	1,653,400
(ホ) ハヨリニ	441,558	441,558	307,016	170,295	170,295
(ヘ) ニハニ對	89,050	89,050	88,877	90,666	90,666
(ヘ) スル割合			88.877%	90.666%	90.666%

項目	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末
特別當座預金	2,222,505	2,222,505	2,222,505	2,222,505	2,222,505
通知預金	678,876	678,876	678,876	678,876	678,876
定期預金	6,633,598	6,633,598	6,633,598	6,633,598	6,633,598
金ノ他預	278,273	278,273	278,273	278,273	278,273
普通及據	8,039	8,039	8,039	8,039	8,039
定期積金	1,722,333	1,722,333	1,722,333	1,722,333	1,722,333
合計	12,345,678	12,345,678	12,345,678	12,345,678	12,345,678
前月トノ比	△	△	△	△	△
前年同月トノ比	△	△	△	△	△
比較増減	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
二、諸貸出金	4,567,890	4,567,890	4,567,890	4,567,890	4,567,890
手形貸付	3,456,789	3,456,789	3,456,789	3,456,789	3,456,789
證券貸付	789,012	789,012	789,012	789,012	789,012
當座貸越	901,234	901,234	901,234	901,234	901,234
割引手形	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
合計	7,890,123	7,890,123	7,890,123	7,890,123	7,890,123
前月トノ比	△	△	△	△	△
前年同月トノ比	△	△	△	△	△
比較増減	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
三、所有有價證券	2,345,678	2,345,678	2,345,678	2,345,678	2,345,678
國債	2,345,678	2,345,678	2,345,678	2,345,678	2,345,678

項目	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末
地方債	396,652	396,652	396,652	396,652	396,652
外國證券	15,332	15,332	15,332	15,332	15,332
社債	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
株式	500,777	500,777	500,777	500,777	500,777
合計	1,187,328	1,187,328	1,187,328	1,187,328	1,187,328
前月トノ比	△	△	△	△	△
前年同月トノ比	△	△	△	△	△
比較増減	15,332	15,332	15,332	15,332	15,332
四、現金及預ケ金	800,982	800,982	800,982	800,982	800,982
現金	800,982	800,982	800,982	800,982	800,982

項目	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末
預ケ金	298,866	298,866	298,866	298,866	298,866
合計	1,108,876	1,108,876	1,108,876	1,108,876	1,108,876
前月トノ比	△	△	△	△	△
前年同月トノ比	△	△	△	△	△
比較増減	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
備考					
一、右ハ内地、臺灣及樺太以外ニ於ケル店舗ノ各勘定ヲ含マズ					
二、大藏省銀行局調査全國銀行主要勘定ニヨル					

山形縣銀行會決議：四月二十五日山形縣銀行會總會に於て左の決議を爲した。

山形縣銀行會は中央に於ける現在爲替取扱手数料に關し時宜適切なる改正を先づ中央に於て速かに促進せられ之が協定實施あらんことを切望す。

中國普通銀行協會決議：五月二日島根縣會議事堂に開催の同協會は次の決議を爲した。

- 一、第二種所得稅及資本利子稅ノ徵收ニ對シ國庫ヨリ交付金ヲ交付セラル、様法令ノ改正ヲ要望スルコト
- 二、地方ニ於ケル普通銀行ノ預金ハ産業組合並ニ貯蓄銀行ノ預金ト密接ノ關係アルニ拘ラズ臨時租稅増徴法ニ依リ彼此利廻ノ懸隔愈々増大シ普通銀行ノ蒙ル脅威實ニ尠少ナラズ之ガ均衡ヲ得セシムベク速ニ法令ノ改正方ヲ其ノ筋ニ要望スルコト。

西播四郡銀行同盟會決議：五月五日兵庫縣西播四郡銀行同盟會は協會宛左の決議を爲した。

謹テ貴會ノ深厚ナル御同情を拜謝シ尙暫定的ナル現行稅制ヲシテ昭和十二年三月三日貴會ガ大藏大臣ニ

局長等を歴訪し陳情す。

- 一、普通銀行預金ト貯蓄銀行並ニ信用組合貯金トノ課稅均衡ヲ圖ラレ度シ。
- 二、不動産ニ對スル稅金滯納處分ニ當リ國稅徵收法第十二條該當ノ場合ハ速ニソノ執行ヲ中止シ又差押ヲナシタルトキハ解除セラル、ヤウ國稅徵收法ヲ根本的ニ改正セラレ度シ。
- 三、地方債ノ据置期間中ニ屬スルモノヲ濫リニ償還シ若クハ低利借替ヲ爲スガ如キ不當ナル措置ヲ爲サレザルヤウ地方當局ノ注意ヲ喚起サレ度シ。

定數變更認可：豫て申請中の協會定款一部變更の件は六月二十八日付主務省より認可さる、變更内容次の通り。

- 第七條ニ第三項、第四項、第五項トシテ次ノ三項ヲ加フ

會員ガ他ノ會員ヲ合併シ又ハ會員相互ニ合併シテ銀行ヲ新設シタルトキハ當然會員トシテ新ニ加入金ノ拂込ヲ要セザルモノトス  
會員ガ會員外ノ銀行ヲ合併シ又ハ會員ト會員外ノ銀行ト合併シテ銀行ヲ新設シタルトキハ當然會員トシテ第一項ニ定ムル資本金及諸積立金繰越金ノ合算額及

陳情セラレタル建議案ノ通り修正實現ニ御努力ヲ賜ハラムコトヲ懇請ス。

第一回定時會員總會：五月廿日午後二時より東京銀行集會所に開催左の事項を決議す。

- 一、昭和十一年度事務報告承認ノ件
- 二、昭和十一年度收支決算並昭和十二年三月末日現在貸借對照表承認ノ件

三、昭和十二年三月末日現在財産目錄承認ノ件

四、昭和十二年度收支豫算承認ノ件

五、定款一部改正ノ件

六、役員補缺選舉ノ件

七、地方組織改正方針承認ノ件

八、定時會員總會次期開催地決定ノ件

九、政府ニ對スル要望事項其他決定ノ件

協會成立祝賀會：五月二十日午後四時東京銀行集會所に開催大藏大臣以下朝野の貴顯五十八氏臨席會員代表二百三十三氏出席。

預金課稅均衡問題外二件陳情：六月十日鈴木、永田、中村三常任理事は田部井書記を伴ひ左記總會決議『政府ニ對スル要望事項』を齎らし賀屋藏相、馬場内相鹽野法相、石渡大藏次官、入間野銀行局長、大矢主稅

預金額ノ増加額ニ對當スル加入金ヲ拂込ムモノトス  
會員外ノ銀行ガ會員ヲ合併シテ入會シタルトキハ前項ニ準ジ加入金ヲ拂込ムモノトス

九州地方銀行俱樂部決議陳情：同俱樂部より五月の同俱樂部總會決議陳情方依頼され七月廿一日田部井書記これを齎し大藏、司法、商工、農林各大臣官邸を歴訪陳情す、陳情決議次の通り。

- 一、抵當權設定後ノ貸借ハ當該不動産ノ競賣ニ依リ消滅スルコトニ法律ヲ改正セラレンコトヲ望ム
- 一、信用組合ノ預金ニ對シテハ現在預金利子諸稅ヲ免ゼラル、ヲ以テ近來之ニ向ツテ預金ノ移動ヲナスノ傾キアリ、故ニ信用組合ノ預金ト普通銀行預金トハ預金利子諸稅(所得稅並ニ資本金子稅)ニ於テ權衡ヲ得ルコトニ關係法規ヲ改正セラレンコトヲ望ム。

北支事件特別稅に關し報告：該稅施行に關し八月十一日稅率適用方法其他の注意事項を會員一同に報告。二十三日一部訂正の第二次報告を爲せり(内容略)  
銀行局長訓示パンフレット頒布：第五回理事監事會席上に於ける入間野銀行局長殿訓示、並に津島日銀副總裁殿講演パンフレットを九月十三日全會員に發送

す。  
税引利息一覽表頒布……『北支事件特別税ヲ含ム公債、社債利札金税引一覽』を九月十三日全會員に發送す。

『臨時資金調整法に就て』頒布……第六回理事監事會席上に於ける入間野銀行局長殿標記講演パンフレットを十月一日全會員に發送す。

中部地方銀行俱樂部決議……十月十八日宇治山田市に開催の同俱樂部第四回定例会議では次の決議を爲す。

- イ、抵當權設定後ノ貸借ハ當該不動産ノ競賣ニ依リ消滅スル事ニ法律改正方ノ件(決議)本案ハ重大ニ付キ地方銀行協會ニ移牒シテ審議ヲ願フコト、ス。
- ロ、産業組合定款第四十一號撤廢方陳情ノ件(決議)銀行對産業組合ノ問題ハ全國的ノ問題ニ付キ地方銀行協會ニ再檢討方移牒スルコト。

資金調整報告用紙頒布……第一號様式(事業設備資金ノ貸付報告書用紙)第二號様式(有價證券ノ應募報告用紙)第三號様式(有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱報告用紙)夫々大量印刷し、十月廿日第一號を會員全部に實費頒布し、其他も需に應ずること、す。

國民精神總動員パンフレット頒布……政府發行のパンフレット『非常時財政經濟に對する國民の協力に就て』を十一月二日全會員に頒布し購入申込を募る、申込三萬五千餘部に達す。

債券現價表贈呈……東京銀行集會所より四期拂並二期拂債券現價表の寄贈を受け希望により全會員に無料贈呈す、十月十六日より十一月二十二日迄の發送部數八百五十六組に達す、(荷引續き個人銀行を問はず申込に應ず、但し一組に付き送料三十五錢送付のこと)

東海商工會議所聯合會決議……同聯合會は沼津商工會議所の提案に基き十月廿二日左の陳情決議を爲し、更に日本商工會議所定期總會へ提出し當協會の決議と合流せらる。

- 三、小口預金ノ課税ヲ免除スルコト  
銀行預金中貳千圓以内ノ定期預金並ニ利子年額五拾圓未満ノ小口特別當座預金ニ對スル課税ヲ免除セラレ度シ。

講演叢書申込募集……第一回講習會の講演速記録を標記の名稱にて印刷し實費頒布すること、し十一月十日會員銀行本支店に通知し申込を募る。  
期末貸出金事業別並用途別報告用紙……一部銀行に

モノヲ以テ借入者ト看做ス。  
五、用紙ハ先ニ送付ノモノト寸法様式共ニ同型トシ縦書等ハ不可ナリ。

命せられたる右報告の用紙を印刷し十一月二十六日關係銀行の需要に應じ實費頒布。

中村常任理事企畫廳參與拜命……九月十六日常任理事中村忠彰氏參與を仰付けられ、其後同廳の廢止、企畫院の成立と共に十二月二日に改めて委員に任命さる。なほ同理事は從來東京手形交換所主事、東京銀行集會所書記長たりし處、十一月中何れも理事に昇格さる。

三大都市新規貸出調注意書……十一月十八日銀行局より三大都市に店舗を有する銀行に命せられたる上記調査に關し、協會より發せる調査上の注意事項次の通り

- 一、貸出中ニハ割引手形、荷付爲替手形、爲替前貸金等ヲ含ミ、ロールローンハ之ヲ含マズ。
- 二、割引手形、荷付爲替手形等ハ手形一枚毎ニ一口トシテ口數金額ヲ定ム。
- 三、當座貸越ニ付テハ一口座毎ニ一口トシ金額ハ前月末對當月末比較増加金高ヲ以テ一口ノ金額トス。
- 四、手形ノ割引ニ付テハ實際資金ノ融通ヲ受ケタル

役員、會員、職員

役員異動……五月二十日第一回定時總會に於て左の役員移動。

- 一、第四銀行監査役上田弘教氏理事を辭任、後任として同行取締役南部虎造氏理事就任。
- 一、四國銀行取締役小松米吉氏理事を辭任、後任として同行常務取締役山本豐吉氏理事就任。
- 一、静岡三十五銀行副頭取大久保忠雄氏監事辭任、後任として日本信託銀行東京支店長神谷徳次郎氏監事就任。
- 一、第三銀行前事務取締役大泉哲氏評議員辭任、後任として同行常務取締役伊庭謙造氏評議員に就任。
- 一、日本信託銀行東京支店長神谷徳治郎氏評議員辭任後任として高岡銀行頭取高廣次平氏評議員就任。
- 前田評議員逝去……評議員鹿兒島銀行頭取前田兼實氏五月逝去さる、協會より弔電を發す。
- 加藤理事辭任……理事北海道銀行前頭取加藤守一氏同行頭取辭任に伴ひ七月廿七日理事を辭任せらる。
- 森澤評議員逝去……評議員加州銀行事務取締役森澤

義治氏九月六日逝去さる、協會より弔電を發す。  
飯能銀行新立……會員武藏銀行(埼玉縣飯能町)及び會員飯能銀行(埼玉縣飯能町)は解散し五月一日新に飯能銀行(埼玉縣飯能町)を設立、大野謙三氏取締役會長に就任せらる、同行は協會定款により會員となる。  
入會……新規入會銀行左の通り

稱	所在地	代表者	入會日
直入銀行	大分縣竹田町	工藤 一藏氏	五月二十日
共同野村銀行	大分縣高田町	野村 市夫氏	五月二十日
白河實業銀行	福島縣棚倉町	大谷 五平氏	五月二十日
長周銀行	山口縣下松町	井上 隆一氏	五月二十日
備南銀行	尾道市久保町	橋本吉次郎氏	五月 十日
美濃合同銀行	岐阜縣關町	佐藤伊三郎氏	五月二十日
美濃合同銀行	兵庫縣三木町	土居 博氏	五月二十日
田主丸銀行	福岡縣田主丸町	田中 保藏氏	五月二十日
東播合同銀行	兵庫縣社町	蓬萊宗兵衛氏	五月二十日
加西合同銀行	兵庫縣北條町	佐伯晋次郎氏	五月二十日
大東銀行	福岡縣浮羽郡御幸村高木喜三郎氏	小堀甚九郎氏	五月二十日
鶴來銀行	石川縣鶴來町	矢澤 覺氏	六月廿八日
甲州銀行	山梨縣鹽山町	落谷 周平氏	六月廿八日
山梨殖産銀行	山梨縣小笠原町	渡邊利二郎氏	八月十六日
渡邊銀行	横濱市中區尾上町	板谷 宮吉氏	八月十六日
樟太銀行	樟太大泊町	鈴木長九郎氏	八月十六日
紀新銀行	三重縣木本町		

三次銀行	廣島縣三次町	中村 修一氏	八月十六日
彰化銀行	臺中市大正町	坂本善魯哉氏	八月廿七日
西遠銀行	濱松市田町	青木 銀藏氏	八月廿七日
澗口銀行	兵庫縣神崎郡中寺村大野	宗平氏	九月 四日
上毛銀行	群馬縣澁川町	羽鳥 資氏	九月十六日
柏原銀行	滋賀縣坂田郡柏原村山根	敏三氏	十月 九日
能生銀行	新潟縣能生町	高島 順作氏	十月 九日
田鶴濱銀行	石川縣和倉町	木山 與一氏	十月廿九日
七尾商工銀行	石川縣七尾町	淺見與四藏氏	十月廿九日
能州銀行	石川縣和倉町	杉森 次助氏	十月廿九日
能登部銀行	石川縣能登部町	三浦 孝造氏	十月廿九日
宇出津銀行	石川縣宇出津町	吉村 得造氏	十月廿九日
餘喜銀行	石川縣餘喜町	濱田六太郎氏	十月廿九日
入山銀行	埼玉縣寄居町	入山時次郎氏	十一月廿六日

解散……會員銀行中解散せるもの左の通り

- 一、荻生銀行……會員荻生銀行(富山縣下新川郡荻生村)は四月十三日大藏省認可により會員十二銀行に營業を譲渡し解散。
- 一、協和銀行……會員協和銀行(静岡縣小笠原郡平田村)は五月一日會員遠州銀行に營業を譲渡し解散。
- 一、碧海銀行……會員碧海銀行(愛知縣碧海郡安城町)は六月七日會員岡崎銀行に營業を譲渡し解散。
- 一、加須銀行……會員加須銀行(埼玉縣加須町)は六月

十一日大藏省認可により會員武州銀行に營業を譲渡し解散。

- 一、浦和商業銀行……會員浦和商業銀行(浦和市)は八月卅日大藏省認可により會員第八十五銀行に營業を譲渡し解散。
- 一、筑前銀行……會員筑前銀行(福岡縣箱崎町)は八月十八日大藏省認可により會員博多銀行に營業を譲渡し解散。
- 一、白河實業銀行……會員白河實業銀行(福島縣棚倉町)は十月八日大藏省認可により會員郡山商業銀行に營業を譲渡し解散。
- 一、西武、秩父兩銀行……會員西武銀行(埼玉縣秩父町)及會員秩父銀行(埼玉縣秩父町)は十月廿七日大藏省認可により會員第八十五銀行に營業を譲渡し解散。
- 一、龜岡銀行……會員龜岡銀行(京都府龜岡町)は十八日大藏省認可により會員兩丹銀行に營業を譲渡し解散。
- 羽田銀行蒲田支店名町地番變更……十二月一日會員羽田銀行蒲田支店は左記の如く町名地番變更ありたる旨届出

東京市蒲田區本蒲田三丁目三番地  
株式會社 羽田銀行蒲田支店  
田部井書記を主事に任命……十月一日書記田部井俊夫協會主事に任せらる。

## 人事異動

横濱興信銀行二宮常務辭任……同行常務取締役二宮兼雄氏辭任さる(六月九日届出)  
 山城八幡銀行森元副頭昇格……頭取中村英之助氏辭任に伴ひ副頭取森元綱三郎氏頭取に就任せらる(六月十日届出)  
 勢南銀行乾取締役昇格……同行取締役乾碩也氏副頭に就任せらる(七月一日届出)  
 小見川農商銀行高木取締役逝去……同行取締役高木宗之助氏七月二十二日逝去さる、協會より弔電を發す  
 八十二銀行新常務……七月二十五日同行定時總會に於て左の兩氏常務取締役に就任せらる。  
 常務取締役 小 出 實氏  
 同 黒澤 三 郎氏  
 なお六月三十日同行常務取締役市川新治氏は常務を辭任せらる(七月三十日届出)  
 五十一銀行金納頭取辭任……同行頭取金納源十郎氏頭取を辭任され、爾今常務取締役藪田勘兵衛氏同行を代表せらる。

北海道銀行新頭取……同行前頭取加藤守一氏の後任として中山豊氏頭取に就任せらる(九月二十日届出)  
 十六銀行桑原頭取出征……同行頭取桑原善吉氏出征され頭取を辭任、但し取締役として留任せらる(九月二十七日届出)  
 鹽田銀行淵頭取辭任……同行頭取淵新氏任期満了により辭任され、爾今常務取締役高井新作氏同行を代表せらる(十月六日届出)  
 日本晝夜銀行安田頭取逝去……同行並に第三、第三十六、第九十八、富山、肥後、各銀行頭取安田善四郎氏十月十八日逝去さる、永田常任理事告別式に參列。  
 豫州銀行村上副頭取逝去……同行副頭取村上莊三氏十一月八日逝去さる、協會より弔電を發す。  
 加州銀行新常務……同行專務取締役に若松一美氏就任せらる(十一月一日届出)  
 豫州銀行新常務……同行取締役たる左記兩氏今般常務取締役に就任せらる(十一月二十八日届出)  
 常務取締役 小 野 三 郎氏  
 同 菊 地 昌 幸氏

## 協會調製實費頒布用紙

一、臨時資金調整法に基く報告用紙  
 第一號様式 事業設備資金ノ貸付報告書 十枚ニ付 實費 三錢七厘  
 第二號様式 有價證券ノ應募報告書 十枚ニ付 六 錢  
 第三號様式 有價證券ノ引受又ハ募集取ノ披報告書 十枚ニ付 十 錢  
 二、期末貸出金事業別  
 並ニ用途別調用紙 (別ニ送料ヲ要ス) 十枚ニ付 十二 錢  
**實費頒布印刷物**  
 一、北支事件特別税ヲ含ム公債及社債利札金税引一覽 一部 二 錢  
 二、政府發行「非常時財政經濟」に對する國民の協力に就て」 (別ニ送料ヲ要ス) 一部 二錢四厘

## 無料贈呈圖書

一、大藏省監修、東京銀行集會所編纂  
 二期拂債券現價表(定價十五圓)  
 四期拂五分利債券現價表(定價二圓八十錢)  
 (但シ一組、送料三十五錢送付ノコト)  
 二、野村證券株式會社寄贈  
 地方銀行と證券投資  
 三、鈴木常任理事寄贈  
 地方銀行の行くべき途(附録)  
 (別ニ送料ヲ要ス)  
 (以上は原則として會員銀行並に其の關係者にのみ頒布申上ぐるものに有之御合置願ひます……協會)

## 協會々報

第一號 不動産貸出資金化問題 一部 十五 錢  
 第二號 所謂一縣一行主義の原理 一部 二十 錢  
 第三號 第一回會員總會成立 一部 二十 錢  
 祝賀會記錄 (以上ハ送料ヲ含ム)



昭和十三年一月十五日印刷  
昭和十三年一月十八日發行

編者兼發行者 東京市麴町區丸ノ内一丁目八番地一  
田 部 井 俊 夫  
印 刷 者 東京市日本橋區繩鼓町二丁目十番地  
中 津 川 康 之  
印 刷 所 東京市日本橋區繩鼓町二丁目十番地  
正 文 社  
發 行 所 東京市麴町區丸ノ内一丁目八番地一  
社 團 全 國 地 方 銀 行 協 會  
法 人

終

